

2022（令和4）年度
教職課程自己点検・評価報告書

2023（令和5）年3月

京 都 産 業 大 学

～ 目 次 ～

第1章 教育理念・学修目標

1. 現状説明

(1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	10
(2) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	11
(3) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	12
2. 長所・特色	12
3. 問題点	13

第2章 授業科目・教育課程の編成実施

1. 現状説明

(1) 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	14
(2) 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	14
(3) 認定課程を有する学部における授業科目・教育課程の編成実施	

〈1-1〉経済学部

・経済学科

① 教育課程の体系性	15
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	16
③ キャップ制の設定状況	16
④ 教育課程の充実・見直しの状況	17
⑤ 長所・特色	17
⑥ 問題点	17

〈1-2〉経済学研究科

・経済学専攻

① 教育課程の体系性	18
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	19
③ キャップ制の設定状況	19
④ 教育課程の充実・見直しの状況	19
⑤ 長所・特色	20
⑥ 問題点	20

〈1-3〉経済学研究科（通信教育課程）

・経済学専攻

① 教育課程の体系性	2 1
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	2 1
③ キャップ制の設定状況	2 2
④ 教育課程の充実・見直しの状況	2 2
⑤ 長所・特色	2 2
⑥ 問題点	2 3
〈2-1〉経営学部	
・マネジメント学科	
① 教育課程の体系性	2 3
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	2 4
③ キャップ制の設定状況	2 5
④ 教育課程の充実・見直しの状況	2 5
⑤ 長所・特色	2 5
⑥ 問題点	2 6
〈2-2〉マネジメント研究科	
・マネジメント専攻	
① 教育課程の体系性	2 6
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	2 7
③ キャップ制の設定状況	2 7
④ 教育課程の充実・見直しの状況	2 7
⑤ 長所・特色	2 7
⑥ 問題点	2 8
〈3〉法学部	
・法律学科	
① 教育課程の体系性	2 8
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	2 9
③ キャップ制の設定状況	2 9
④ 教育課程の充実・見直しの状況	2 9
⑤ 長所・特色	3 0
⑥ 問題点	3 0
・法政策学科	
① 教育課程の体系性	3 0

②	I C Tの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	3 1
③	キャップ制の設定状況	3 1
④	教育課程の充実・見直しの状況	3 2
⑤	長所・特色	3 2
⑥	問題点	3 2
〈4〉 現代社会学部		
・ 現代社会学科		
①	教育課程の体系性	3 3
②	I C Tの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	3 3
③	キャップ制の設定状況	3 4
④	教育課程の充実・見直しの状況	3 4
⑤	長所・特色	3 5
⑥	問題点	3 5
・ 健康スポーツ社会学科		
①	教育課程の体系性	3 5
②	I C Tの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	3 6
③	キャップ制の設定状況	3 6
④	教育課程の充実・見直しの状況	3 7
⑤	長所・特色	3 7
⑥	問題点	3 7
〈5-1〉 外国語学部		
・ 英語学科		
①	教育課程の体系性	3 8
②	I C Tの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	3 8
③	キャップ制の設定状況	3 9
④	教育課程の充実・見直しの状況	3 9
⑤	長所・特色	4 0
⑥	問題点	4 0
・ ヨーロッパ言語学科		
①	教育課程の体系性	4 0
②	I C Tの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	4 2

③	キャップ制の設定状況	4 2
④	教育課程の充実・見直しの状況	4 2
⑤	長所・特色	4 3
⑥	問題点	4 3
・アジア言語学科		
①	教育課程の体系性	4 3
②	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	4 5
③	キャップ制の設定状況	4 5
④	教育課程の充実・見直しの状況	4 5
⑤	長所・特色	4 6
⑥	問題点	4 6
〈5-2〉外国語学研究科		
・英米語学専攻		
①	教育課程の体系性	4 7
②	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	4 7
③	キャップ制の設定状況	4 7
④	教育課程の充実・見直しの状況	4 7
⑤	長所・特色	4 7
⑥	問題点	4 8
・中国語学専攻		
①	教育課程の体系性	4 8
②	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	4 8
③	キャップ制の設定状況	4 8
④	教育課程の充実・見直しの状況	4 8
⑤	長所・特色	4 9
⑥	問題点	4 9
〈6〉文化学部		
・国際文化学科		
①	教育課程の体系性	4 9
②	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	5 0
③	キャップ制の設定状況	5 1
④	教育課程の充実・見直しの状況	5 1

⑤ 長所・特色	5 2
⑥ 問題点	5 2
・京都文化学科	
① 教育課程の体系性	5 3
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	5 4
③ キャップ制の設定状況	5 4
④ 教育課程の充実・見直しの状況	5 5
⑤ 長所・特色	5 5
⑥ 問題点	5 6
〈7-1〉理学部	
・数理科学科	
① 教育課程の体系性	5 6
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	5 6
③ キャップ制の設定状況	5 7
④ 教育課程の充実・見直しの状況	5 7
⑤ 長所・特色	5 8
⑥ 問題点	5 8
・物理科学科	
① 教育課程の体系性	5 8
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	5 9
③ キャップ制の設定状況	6 0
④ 教育課程の充実・見直しの状況	6 0
⑤ 長所・特色	6 1
⑥ 問題点	6 1
・宇宙物理・気象学科	
① 教育課程の体系性	6 1
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	6 2
③ キャップ制の設定状況	6 3
④ 教育課程の充実・見直しの状況	6 3
⑤ 長所・特色	6 3
⑥ 問題点	6 4
〈7-2〉理学研究科	

・数学専攻	
① 教育課程の体系性	65
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	65
③ キャップ制の設定状況	65
④ 教育課程の充実・見直しの状況	65
⑤ 長所・特色	66
⑥ 問題点	66
・物理学専攻	
① 教育課程の体系性	66
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	66
③ キャップ制の設定状況	67
④ 教育課程の充実・見直しの状況	67
⑤ 長所・特色	67
⑥ 問題点	67
〈8-1〉生命科学部	
・先端生命科学科	
① 教育課程の体系性	67
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	68
③ キャップ制の設定状況	69
④ 教育課程の充実・見直しの状況	69
⑤ 長所・特色	69
⑥ 問題点	70
・産業生命科学科	
① 教育課程の体系性	70
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	71
③ キャップ制の設定状況	71
④ 教育課程の充実・見直しの状況	72
⑤ 長所・特色	72
⑥ 問題点	73
〈8-2〉生命科学研究科	
・生命科学専攻	
① 教育課程の体系性	73

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	74
③ キャップ制の設定状況	74
④ 教育課程の充実・見直しの状況	74
⑤ 長所・特色	75
⑥ 問題点	75
〈9〉先端情報学研究科	
・先端情報学専攻	
① 教育課程の体系性	76
② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	77
③ キャップ制の設定状況	77
④ 教育課程の充実・見直しの状況	77
⑤ 長所・特色	77
⑥ 問題点	77
(4) 個々の授業科目の到達目標の設定状況	77
(5) シラバスの作成状況	78
(6) アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況	79
(7) 個々の授業科目の見直しの状況	79
(8) 「教職実践演習」及び「教育実習」等の実施状況	80
2. 長所・特色	82
3. 問題点	82

第3章 学修成果の把握・可視化

1. 現状説明

(1) 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	83
(2) 成績評価に関する共通理解の構築	83
(3) 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況	84
(4) 成績評価の状況	85
2. 長所・特色	85
3. 問題点	86

第4章 教職員組織

1. 現状説明

(1) 教員の配置の状況	87
--------------	----

(2) 教員の業績等	87
(3) 職員の配置状況	87
(4) FD・SDの実施状況	88
(5) 授業評価アンケートの実施状況	89
2. 長所・特色	89
3. 問題点	89

第5章 情報公開

1. 現状説明

(1) 学校教育法施行規則（1947（昭和22年文部省令第1号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	91
(2) 学修成果に関する情報公表の状況	91
(3) 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	92
2. 長所・特色	92
3. 問題点	93

第6章 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

1. 現状説明

(1) 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	94
(2) 学生に対する履修指導の実施状況	94
(3) 学生に対する進路指導の実施状況	95
2. 長所・特色	97
3. 問題点	98

第7章 関係機関等との連携

1. 現状説明

(1) 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	99
(2) 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	100
(3) 学外の多様な人材の活用状況	100
2. 長所・特色	101
3. 問題点	101

参考資料

- ① 教員免許状取得可能教科・校種一覧表
- ② 中一種免国語・高一種免国語を取得する場合の外国語学部アジア言語学科

日本語・コミュニケーション専攻の履修モデル

- ③ 2022（令和4）年度入学者 教育の基礎的理解に関する科目等
- ④-1 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 経済学部
- ④-2 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 経営学部
- ④-3 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 法学部
- ④-4 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 現代社会学部
- ④-5 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 外国語学部（英語学科）
- ④-6 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 外国語学部（ヨーロッパ言語学科）
- ④-7 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 外国語学部（アジア言語学科）
- ④-8 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 文化学部
- ④-9 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 理学部
- ④-10 2022（令和4）年度入学者 教科に関する専門的事項 生命科学部
- ⑤ 大学が独自に設定する科目
- ⑥ 教室・施設一覧
- ⑦ 教職課程関連蔵書数一覧
- ⑧ 教職課程 アクティブ・ラーニング科目 ICT活用科目 実務経験のある教員が担当する科目
- ⑨ 教職課程履修面談個票
- ⑩ 教職課程別専任教員数一覧表
- ⑪ 連携先教育委員会一覧
- ⑫ 教育実習協力校一覧
- ⑬-1 介護等体験事前指導スケジュール
- ⑬-2 教育実習事前指導日程表
- ⑭ 2013（平成25）年度～2021（令和3）年度学外講師招聘実績一覧

第1章 教育理念・学修目標

1. 現状説明

(1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

京都産業大学（以下「本学」と記述する。）は、1965（昭和40）年に経済学部、理学部の2学部で開設されて以来、現在では10学部・大学院10研究科、およそ15,000名の学生を有する総合大学に発展した。その設置理念となる「建学の精神」は、「高い人格をもち、人倫の道をふみはずすことなく、社会的義務を立派に果たし得る人をつくることであり、その職域が国内であろうと国外であろうと、その如何を問わず、全世界の人々から尊敬される日本人として、全人類の平和と幸福のために寄与する精神をもった人間を育成すること」である。

今日、国際化、情報化、多様化が急激に進展する現代社会においては、経済格差の拡大、自然環境の悪化など地球規模で解決すべき問題が山積している。係る現実を踏まえ、本学は「建学の精神」を時代に即して具現化するために、産学協働による学内外の学習機会を取り入れたキャリア教育に力を入れるだけでなく、英語教育及び留学支援も充実させ、グローバルに活躍できる人材の育成に努めている。加えて、本学は「一拠点総合大学」の利点を生かし、人文科学・社会科学・自然科学系のすべてにわたってバランスの取れた教養教育と、学部間の壁を取り払ったカリキュラム編成に意欲的に取り組んでいる。このような取り組みが、時代が求める諸問題の解決に資する人材の育成につながると考えるからである。

加えて、本学では、大学として次の教員養成の目標（理念）を策定している。

本学では、参考資料①－（1）の通り国際関係学部国際関係学科及び情報理工学部情報理工学科を除く8学部・16学科において、中学校又は高等学校一種免許状を取得することが可能となっている。また、参考資料①－（2）の通り7つの研究科において、専修免許状を取得することが可能となっている。それぞれの教職課程の学修を通じて「建学の精神」と「教員に対する社会的要請」を融合し、確かな人格形成の上に幅広い教養と高度な専門的知識・技能を兼ね備えた有為な人材を数多く輩出してきた。

今後も、日本の将来を展望した教育の在り方や課程認定大学に求められる社会的役割・責任を念頭に置き、本学が養成する教師像（「社会に開かれた実践的指導力を備えた教員」）を明確にするとともに、全学的な共通認識・体制に基づき、教員養成カリキュラムの改善・充実、地域や学校・教育委員会との連携、授業の質的向上等に積極的に取り組み、我が国の学校教育のさらなる充実・発展に寄与できる質の高い、生涯学び続ける教員の養成を目指し努力する。

この教員養成の目標（理念）については、毎年度教職課程の履修を希望する新入生に対し、提示する「教職課程履修要項」において、学生向けのメッセージとして発信している。

また、認定課程を有する学科ごとに、教員養成の目標に相当する目指す教師像（教職課程の学修を通じて養成する教師像）を具体的に明示しており、「教職課程履修要項」やホームページを通じて広く周知している。

教員養成の目標を達成するための計画については、その目標の達成に向けて、学科における学位プログラム、並びに設置している教職課程の学校種・教科、教職課程を構成する科目の特長、

教職課程に係る学科独自の取組等を法令等も踏まえながら、総合的に勘案して策定している。さらに、この計画は、教職課程プログラムとして、具体的なカリキュラムに反映しており、中学校又は高等学校一種免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数、必要な区分の詳細（「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」）など、教職課程の履修規定として、学生が理解しやすいように提示している。

また、教員採用に向けた支援策について、正課、正課外の支援計画を教職課程の概念図として取りまとめている。

教職課程のカリキュラムと履修規定については、「教職課程履修要項」やこれを補完する「教職課程履修手引」を作成し、毎学期初めに実施するガイダンスやホームページを通じて、学生に周知している。

なお、この計画は、毎年行っているカリキュラム等の見直しの都度、文部科学省へ届け出ている課程認定申請の変更届の作成に併せて、検証を行っている。

しかしながら、前述のように、教員養成の目標（理念）や教員養成の目標を達成するための計画を策定してはいるものの、教職プログラムの全体計画として明確なものはない。また、この計画の一部は、学生や教職員に対し公表・周知しているが、教職課程の概念図など、教職課程教育センター運営委員会（教職課程を有する学部が推薦する当該専任教育職員各2名により構成）での共有に留まっているものもある。今後は、明確な教職プログラムの全体計画の作成と周知について、改善に着手する。

（２） 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

第1章-1-(1)で述べた通り、本学では、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定を行っており、学科ごとに目指す教師像を明確にしている。

この策定作業にあたっては、まずは、教職課程を有する学科ごとに検討を行っているが、学部・学科の組織体制、ガバナンスや運営方法、これまでの意思決定の仕方など、それぞれの実情に応じたスタイルでの検討作業や意思決定の仕方となっている。例えば、学科会議が主体となって検討するケースや学部のカリキュラム委員会、プロジェクトチームを立ち上げての検討などがあげられる。また、学部・学科の再編が行われる場合は、学部・学科における学位プログラムの検討に併せて、教職課程プログラムについても議論がなされる。

これらの機関で検討し、意思決定がなされた後は、学部教授会で審議され、学部としての意思決定がなされる。なお、学部・学科の再編により、新しく教職課程を設置する場合やカリキュラム等が見直される都度、文部科学省へ届け出ている。課程認定申請や変更届に関する審議については、学部教授会での議論を経た後、全学の委員会である教職課程教育センター運営委員会で審議され、部局長会（教学の最高審議機関：学長が委員長、学部長、部局の教員部長等で構成）において、審議・決定される。

各学科において目指す教師像を策定するに際しては、中央教育審議会による教職課程に関する答申や初等中等教育における現場等の動向等を含みながら検討しているが、当該学科において教職課程を履修している在学生や卒業生、教員の採用権者（任命権者）の意見を反映することは、

現在は行えていない。また、大学所在の京都府教育委員会（都道府県教育委員会）及び京都市教育委員会（政令指定都市教育委員会）が定める「養成する教師像」等を直接的に反映することも行えていない。

（３） 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

各学科で策定した目指す教師像について、策定以降、ホームページの情報公開内容の更新や教職課程認定の変更届の際など、見直しの機会を設けている。その際、例えば、GIGAスクール構想の実現、小学校における英語教育の必履修化、高等学校における情報科の必履修化、令和の日本型学校教育への対応、新型コロナウイルス感染症を受けた新たな学びの形態の確立をはじめ、その時々々の社会情勢の変化や教育改革の様相、あるいは教職課程を設置する学科の教育課程の改変等に留意している。また、係る変化等が密接に関連する学校種・教科の教職課程を設置する学科においては、当該年度に公開している情報を次年度用に更新する際、ステークホルダー（例えば、本学への入学を志望する高校生やその保護者、高校教員等）が各学科で定める目指す教師像を閲覧することを考慮し、公開情報の内容が社会情勢を反映した適時的なものであるか、当該学科で教職課程を学修した成果として、卒業後、教師として働く姿を具体的にイメージできるか、この２点に重きを置いて見直しを図っている。

また、大学が定める教員養成の目標（理念）及び各学科で策定した目指す教師像を実現するための具体的な計画について、教職課程教育センター及び一部の学科においては、教職課程認定申請に係る様式第7号をベースにした計画（「入学から卒業までの履修モデル」「各学期における具体的な到達目標」等、『参考資料②中一種免国語・高一種免国語を取得する場合の外国語学部アジア言語学科日本語・コミュニケーション専攻の履修モデル』）として明示されたものがあるが、2015（平成27）年4月1日に施行された改正免許法施行規則に伴う教職課程の情報公開の義務化以降に教職課程認定申請を行っていない学科においては、明確に示されたものがあるとは言いがたい。また、教職課程教育センター及び一部の学科で策定している計画もあくまで当該学科の教職課程認定申請の際に策定したものであり、以降、恒常的に全学的なコンセンサスを受けて更新するプロセスも確立していない。

このように、本学では、一部の学科においては、目指す教師像を実現するための具体的な計画が明確に示されたものが作成されていない。については、この改善に向けて、2023（令和5）年度以降、今回の自己点検・評価の活動を通じて顕在化した他の課題と併せて、教職課程教育センター運営委員会を中心に早期に検討に着手することが必要である。

2. 長所・特色

本学では、教員養成の目標（理念）や当該目標を達成するための計画を踏まえて、教職課程のカリキュラムを編成しており、「教職課程履修要項」やこれを補完する「教職課程履修手引」を作成し、目標（理念）も含めて、ホームページや学内電子掲示板を通じて、学生に周知している。

また、教職課程の履修を希望する学生は、学内で運営する「教職ベーシックプログラム」（教職課程）への登録を必須としており、登録者一人ひとりに対し、教職課程教育センター所属の嘱

託職員（元校長）が、適宜個別の面談を実施している。この面談を通じて、教員の養成の目標（理念）や当該目標を達成するための計画についても、理解を深めさせている。

今後も引き続き、このようなきめ細かな指導を継続し、一人でも多くの教職希望者が教員の職に就けるよう充実を図りたい。

3. 問題点

前述した通り、本学では、教員養成の目標（理念）や教員養成の目標を達成するための計画について策定し、学生や教職員が理解し、認識できるようガイダンスの実施、冊子やホームページによる周知などを行っているが、教職プログラム全体の計画を俯瞰できるような状況にあるとは言い難い。したがって、今後は、学生や教職員等が共通の認識として十分に理解できるようなメッセージの発信（文書）をするなど、工夫が必要である。

また、この目標（理念）や目標を達成するための計画の策定や見直しに際しては、学部・学科、教職課程教育センターにおいては、既存の組織（委員会等）を活用してはいるが、恒常的に全学的なコンセンサスを受けて更新するプロセスを確立することはできておらず、早期に改善する必要がある。

併せて、理念や計画の策定、その見直しにあたっては、初等中等教育における国や教育現場の動向等を含みながら検討しているものの、教職課程を履修している学生や卒業生、教員の採用権者（任命権者）の意見を反映することや、大学所在の京都府教育委員会（都道府県教育委員会）及び京都市教育委員会（政令指定都市教育委員会）が定める「養成する教師像」等を直接的に反映することも行えていないことから、この点についても改善を要する。

これらの課題の解決策としては、例えば、学修成果実感調査や教職課程履修面談を通じて収集した教職課程履修者の意見を反映することや学科ごとに学校種・教科の単位で「入学から卒業までの履修モデル」を策定する等が考えられる。このような取り組みを行うことで、一人ひとりの学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果を実感できる実効性のある教職課程を創出していくことにつながっていくものと考えられる。

第2章 授業科目・教育課程の編成実施

1. 現状説明

(1) 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

全学的な教育課程の編成（授業科目の共通開設を含む）に関しては、教職課程教育センターが調整及び確認をしている。参考資料③の通り「教育の基礎的理解に関する科目等」について、本学では全学共通教育センター開講の共通教育科目（卒業要件及び各学期の履修制限を含む）と教職課程教育センター開講科目（卒業要件及び各学期の履修制限に含まない）のいずれかの開講によりすべての教職課程に共通開設している。開講所属が2つに分かれているのは、それぞれの授業科目の内容を考慮し、当該科目の内容や視点が、教職課程履修者のみに求められるものでないものは共通教育科目として開講し、全学生が履修できるようにしている。

次に「教科及び教科の指導法に関する科目」の〔教科に関する専門的事項〕参考資料④-1～④-10について、一部の授業科目は、教職課程認定基準に規定される特例の範囲内で自学科開設以外に意図的に他学科の教職課程にも適用している（参考資料④-1、④-3、④-4、④-8、④-9の網掛け箇所）。その理由は、学科の教育課程との相当関係が強い授業科目を他学科の教職課程に適用することで当該教科の教員として必要な知識を効果的に習得できるようにするためである。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の〔各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）〕については、経営学部及び外国語学部を除き、教職課程教育センター開講科目として共通開設している。

経営学部マネジメント学科の教育課程は商業に、外国語学部英語学科、ヨーロッパ言語学科及びアジア言語学科の教育課程が、学科・専修ごとに各教科（国語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語）の教職課程と強い相当関係を有するため、それぞれの学部の専門教育科目として卒業要件及びキャップ対象に含む形で開講している。

また、参考資料⑤の通り「大学が独自に設定する科目」として「学校インターンシップ」や「教職ゼミナール」を共通開設している。これらの科目は、教職志望者の実践的指導力の向上や横のつながりを強化するための科目で、元学校教員である実務家教員や教育行政に精通した教員が担当し、実効性のある内容を展開している。

(2) 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況

教職課程の授業科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目、教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目）の実施に必要な施設として、参考資料⑥の通り、講義室、演習室、情報処理学習施設、体育館、グラウンド、実験室等を整備している。

関連する図書（蔵書数）については、参考資料⑦の通り、「教科に関する専門的事項」の図書1,543,522冊、「指導法に関する科目」の図書2,607冊、「教育の基礎的理解に関する科目等」の図書41,367冊を取り揃えており、これまでの課程認定申請における様式第6号においても指摘を受けることのない数を整備している。

ICT（情報通信技術）環境については、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業を実施できる設備を整えている。しかしながら、実際の学校現場で使用されている大型モニターや学習支援アプリケーション等は本学の教職課程として整備できていない。また、小学校や中学校の教室を模した模擬授業教室も本学は有していない。大学の授業を実施する上でのICT（情報通信技術）環境は整備されているものの、学校現場の実態を踏まえたICT（情報通信技術）環境については、教職課程履修者にとって満足といえる状況にない。

（３） 認定課程を有する学部における授業科目・教育課程の編成実施

〈1-1〉 経済学部

・経済学科

① 教育課程の体系性

経済学部経済学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（社会）
- 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
- 高等学校教諭一種免許状（公民）
- 高等学校教諭一種免許状（商業）

経済学部経済学科は、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”の育成をめざしている。その一環として本学科がめざす理想の教師像は2つある。1つは経済社会の動きに対して、絶えず関心をもつ教師である。教師として「教える」ことは、つねに「学ぶ」という姿勢を抜きにしては、その役割を十分に果たせないと考えるからである。もう1つは問題意識をもって、考え抜く力をもつ教師である。経済社会には正解を出すことが困難な問題が数多い。それに対して「思考力」こそが、教師に求められる資質であると考えられるからである。このような教師に求められる資質を養成するために、本学科では、授業内容が最近の経済社会の動きとどのように関連しているのかを意識づける授業を行ったり、授業の教材として新聞を取り上げたりすること等によって、学生の感性を引き出し、高めるように工夫している。また、たとえ入門の授業であっても、「なぜ」という問題意識をもたせるようにしている。とくに少人数クラスでの討論やレポート作成によって思考力は磨かれている。さらに本学科では「学ぶ」と同時に、「教える」ことにも力を入れている。それは演習などの少人数クラスにおいて、積極的に研究発表する機会を設けていることである。もちろんこれは一方的な説明に終始するものではなく、質疑応答や議論を通して、真に「教える」（他者がわかる）ものをめざしている

また本学科では、中学校社会科、及び高等学校公民科において、卒業要件上必修科目である「経済学入門Ⅰ」を、「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む教職課程上必修科目として位置づけ、また「日本経済論A」「日本経済論B」や「経済政策A」「経済政策B」、「財政学A」「財政学B」、「金融論A」「金融論B」など免許状の種類と関連の深い科目を「教科に関する専門的事項」の授業科目として履修するよう教育課程を編成し、3年次までに「教科に関する専門的事項」において16単位以上修得していることを4年次での教育実習の履修条件としている。また、「法律学、政治学」については、法学部の開講科目を履修できるようにするなど他学

部との役割分担を図っている。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科ごとの必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

一部の学校種・教科の科目区分における一般的包括的内容を含む必修科目は、他学科開設科目を適用するも、すべての学校種・教科の科目区分に学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。要の「教科に関する専門的事項」は、学科の特性から多くの経済学に関する学科専門教育科目を配置している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。また、本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。

これを受けて本学部においても、MoodleやTeams等ICTを積極的に用いた授業が展開されており、ICTを用いて、授業の双方向化が目指され、それによって主体的、対話的な深い学びの実現が進められている。さらに「データ処理セミナー」、「データ分析セミナー」等の授業を通して、ICTを用いた情報処理技能を身につけてもらう。しかし、学校現場に対応したICT活用指導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

③ キャップ制の設定状況

経済学部経済学科では、キャップ制は、あくまで経済学部経済学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭に置き、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。経済学部経済学科では、「教科に関する専門的事項」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。加えて「教育の基礎的理解に関する科目等」においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、当該学期の履修制限単位数（24単位）に含めている。一方、教職課程教育センター開講科目は、キャップ対象外に設定している。

④ 教職課程の充実・見直しの状況

本学では、多くの学部で教職課程がある。その中で経済学部の特徴は、社会科に関する科目のすべての教職課程を履修できる点にある。経済学部経済学科においては、中学校一種免許状として社会科、高等学校一種免許状として地理歴史科・公民科、そして商業科が履修できる。それを保障するために多数の科目を設置しており、教職課程科目の充実に尽力している。中学校社会科については「日本史・外国史」、「地理学（地誌を含む）」、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」に関して、高等学校地理歴史科については、「日本史」、「外国史」、「人文地理学・自然地理学」、「地誌」に関して、高等学校公民科については「法律学（国際法を含む。）」、「政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」に関して、必要十分な科目を提供している。しかも、その多くは専任教員の授業であり、経済学部が、かなり熱心に教職課程を重視したカリキュラムを形成していることは、ここからも明らかである。

また、教職課程の適切性を担保するために、年に1回、経済学部教授会において教職課程の科目構成について点検している。そうすることで、よりよい教師を育成しようとしている。

⑤ 長所・特色

どの学部にも教師の理想像はあるが、経済学部の教職課程の方針として、絶えず学び続ける教員を育成するという視点がある。生徒とともに学ぶという姿勢がない限り、教員は成長しないし、また、生徒も成長しない。教師と生徒が互いに学びあうという姿勢こそ何よりも大切なものと捉えているのである。さらに問題意識をもって、考え抜く力をもつ教師を育成する必要がある。

このような教師の育成を意識した上で、経済学部のカリキュラムは形成されている。経済学部では、現代経済コース、地域経済コース、ビジネス経済コース、グローバル経済コースの4つのコースを提供し、そのすべての教科が互いに関連するように工夫されている。点数の分布に関しても、大講義科目に関しては、合格率を学期末試験受験者のうち50~90%にするように申し合わされている。すなわち受講科目により、得点に大きな差がないように考えられており、それは教職課程科目にもあてはまる。

一例を挙げると、教職課程科目でもある「経済学入門Ⅰ」は、複数の教員が担当しており、毎月1回会議をおこない、進度が同じになるように工夫されている。さらに、同じ問題で学期末試験を受けるようになっている。しかも、すべての学生が受講することになっている。このように工夫されたシステムのもとに、教職課程が整備されており、教職課程履修者のあいだで知識の相違がないような仕組みが形成されている。そのため、教職課程の教科の水準も同一のものになっている。それが、大きな長所・特色である。

⑥ 問題点

本学は教育大学ではなく、また教育学部もないので、教職担当の教員は必ずしも多いとはいえない。各学部の教員は、稀な例外を除いて、教職課程のための教員として雇用されているわけではない。したがって、教職課程のプロはあまり存在しておらず、他の学部と同様、教員を養成するための課程は、学部カリキュラムの中心に位置するわけではない。それは、教育学部ではない

学部がかかえる共通の課題といえよう。ただし経済学部では、次のような方法によって、その制約を補おうとしている。以下、経済学部が公表している「経済学部が目指す教師像」から引用することで、経済学部として制約を補うために考えた方法を提示したい。

「現在、世界と日本の経済社会の変化は目まぐるしく、様々な面で高い能力をもつ人材が求められている。とくに教師の場合、①「教育課程の体系性」に記した2つの特徴を兼ね備えた人材が求められている」。1つ目の経済社会に対する関心という点については、「授業内容が最近の経済社会の動きとどのように関連しているのかを説明する」、「授業の教材として新聞を取り上げる」などによって、学生の感性を引き出し、関心を高めるように工夫している。2つ目の思考力という点については、初年次教育では、履修必修の「入門セミナー」や「データ処理セミナー」においてアカデミックスキルや統計処理のスキルを身に付け、2年次以降では、講義科目では専門知識・技能の習得を通じて幅広い教養と思考力を身に付け、演習科目では少人数クラスでの討論やゼミ修了論文執筆、あるいは本学科のゼミ対抗ディベート大会などによって思考力は磨かれている。

このような試みにより、教職課程においても、より思考力の高い学生を養成しようとしている。例えば、「授業の教材として新聞を取り上げる」ことで、現代の社会問題に関する学生の意識を、教職課程でも育成することができるはずである。より思考力のある学生の育成に尽力することが、教職課程においても求められているといえよう。

〈1-2〉経済学研究科

・経済学専攻

① 教育課程の体系性

経済学研究科において取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所用資格を有することが条件となる。

- 中学校教諭専修免許状（社会）
- 高等学校教諭専修免許状（地理歴史）
- 高等学校教諭専修免許状（公民）

経済学研究科は、多面的なアプローチが可能なカリキュラムをベースに、最新の経済理論と分析手法を学ぶことによって、現代社会が直面する経済的諸課題を客観的に分析・考察できる、高度専門職業人や研究者、及び高度で知的な素養のある人材の養成を目的としている。そのため経済学研究科には、多彩な専門の教授陣を擁して、幅広い専門領域の科目を配置している。また、他学部出身者や社会人でも学修できる環境を整えている。

その一環として本研究科は、現代社会が直面する経済的諸課題に対して、絶えず関心をもつとともに、そのような経済的諸課題について問題意識をもって、分析、考察できる教師を育成したいと考えている。そこでは、「教える」（他者がわかる）、伝えられる教師の育成を目指している。そのために、大学院生1人ないし2人に対して教員1人が指導を行う徹底した少人数教育を実施している。さらに本研究科では、大学院生に研究指導教員と十分な打ち合わせの下、研究指

導方法・内容、及び修了までの研究指導計画を明示するため、年度ごとに「研究指導計画書」を作成、提出させている。

また、専門教育科目として多様な経済学関係科目を配置し、そしてそれらの科目は、修了要件上必修科目や選択必修科目であるなど、研究科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。また、本学では新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。

これを受けて本研究科においても、MoodleやTeams等ICTを積極的に用いた授業が展開されており、ICTを用いて、授業の双方向化が目指され、それによって主体的、対話的な深い学びの実現が進められている。

③ キャップ制の設定状況

経済学研究科では、各学期に登録単位数の上限は設定されていないが、履修登録に当たっては、本研究科が設けた履修モデルを参考にするとともに、履修科目については研究指導教員と十分な相談を行い決定するよう指導している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

経済学研究科においては、中学校社会科と高等学校地理歴史・公民科の専修免許状を取得することができる。そのためには、研究科が定める科目から24単位修得する必要がある。教職課程の充実のためには、この24単位以上の科目を提供する必要がある。

免許法施行規則に定める専門科目の中で、中学校社会科における「教科に関する専門的事項」として、特論と演習などからなる130科目以上を提供している。1科目は2単位であるので十分な量の単位を提供していることになる。

高等学校地理歴史科においては、「教科に関する専門的事項」として、特論と演習などからなる35科目以上を提供している。ここから明らかなように、十分以上の教科を提供している。ま

た、高等学校公民科においては、「教科に関する専門的事項」として、特論と演習などからなる110科目以上を提供している。

また、教育課程の適切性を担保するために、年に1回、経済学研究科会議において教職課程の科目構成について点検している。

⑤ 長所・特色

経済学部経済学科が目指すべき教師像は、「建学の精神を踏まえて、健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”の育成をめざしている」というものである。学部における目標も、大学院における目標もこの点においての違いはない。経済学研究科において、教職に関連する教科が多数あるということは、複眼的思考をもった“優れた経済人”の育成に尽力しているということである。教員を志望する大学院生は、社会科であれ、公民科であれ、多様な視点から教育を受けることができるのである。それは、経済学研究科が誇るべき特色である。

そのため大学院生に対しては、経済学部経済学科の目指す教師像に書かれているように、「1つは経済社会の動きに対して、絶えず関心をもつ教師」として育成することが期待される。それは、「問題意識をもって、考え抜く力をもつ教師」であり、「経済社会には正解を出すことが困難な問題が数多い」が、それに対する「思考力」をもっている教師である。そのような教師こそが、経済学研究科の教師に求められる資質なのであり、多様な授業を提供し、かつ学位審査基準を満たす修士論文の作成を必修とすることで、そのような教師を育成しようとしているのである。

⑥ 問題点

大学院とは、本来研究者を育成するところであり、必ずしも教職につくための人材を養成する場ではない。したがって、教員養成を主としたカリキュラム編成にはなっていない。それは、仕方がないことであるが、同時に、教員養成のためには相応の制約があるということも認めなければならない。われわれが考えるべきことは、この制約内でどのようにして教員を養成するかということであろう。

現在行っている対策としては、本研究科で中学校社会科と高等学校地理歴史科、公民科の専修免許状を取得できるということから、研究指導教員が教員を志望する大学院生にはこれらの免許状と関連する科目の履修を積極的に勧めるということである。また、大学院入学時に該当教科の一種免許状を取得しているか、そして教員になる意思の有無を確かめて、教員になるためにとくにプラスとなる教科の履修をはたらきかけるとのことである。例えば、教員志望の大学院生は、公民科だけではなく社会科の免許状取得を目指すことが多いことから、彼らに対しては、歴史学系統の科目の履修を勧め、教員になるために必要な資質の育成に努めることなどが想定される。そうすることで、より高度な知識をもち、高い分析能力を有する社会科の教員養成に貢献することができるはずだからである。

・経済学専攻

① 教育課程の体系性

経済学研究科において取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所用資格を有することが条件となる。

- 中学校教諭専修免許状（社会）
- 高等学校教諭専修免許状（公民）

経済学研究科（通信教育課程）では、実社会で直面する経済的課題について常に理論と実証の両面から分析できる、高度の判断力と実践力を備えた人材を育成することを目的としている。本研究科の特色は、仕事を持つ社会人が、今の職場に勤めながら、無理なくキャリアアップできるような教育課程が設定されていることにある。例えば、「長期履修制度」を導入しており、大学卒業後、経済関係業務から遠ざかっていた方や、経済学部以外の出身者も無理なく、効率よく学修・研究が進められるよう、基礎的科目も設け、導入教育を充実させている。さらに、専門とする研究（演習科目）については、スクーリングでの面接授業も含め、原則、「大学院生1名に対して教員1名」というマン・ツー・マン指導を行っている。それぞれの大学院生のレベルや興味、問題意識に応じて、指導教員と相談しながら2年間の計画を立てて学修・研究を進め、徹底した指導が受けられるのが特徴であり、通信制であっても、「互いの顔が見える」授業を目指している。

その一環として本研究科では、現代社会が直面する経済的課題に対して、絶えず関心をもつとともに、そのような経済的諸課題について問題意識をもって、分析、考察できる教師を育成したいと考えている。そしてそれを「教える」（他者がわかる）、伝えられる教師の育成を目指している。そのために、修了要件上の必修科目を教職課程の専門教育科目として位置づけ、専門教育科目を履修できるよう教育課程を編成している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。また、本学では新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。

本研究科は、もともと通信制の研究科であり、連絡や履修登録、授業等のすべてがICTを用いて行われている。したがって本研究科に在籍することはすなわち、教育にICTを導入する経験を積んでいることになると考えている。

③ キャップ制の設定状況

経済学研究科（通信教育課程）では、各学期に登録単位数の上限は設定されていないが、履修登録に当たっては、本研究科が設けた履修モデルを参考にするとともに、履修科目については研究指導教員と十分な相談を行い決定するよう指導している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

経済学研究科（通信教育課程）においても、中学校社会科と高等学校公民科の専修免許状を取得することができる。専修免許状を取得するためには、研究科が定める科目から24単位取得する必要があるが、本研究科では、80科目以上の教科を提供している。1科目は2単位であるので、これで十分な量の単位を提供していることになる。

中学校社会科の専修免許状においては、地理歴史に関する専門科目として、特論と演習などからなる35科目以上を提供している。ここから明らかなように、十分以上の教科を提供している。また、高等学校公民科の専修免許状においては、公民に関する専門科目として、特論と演習などからなる110科目以上を提供している。

さらに、教育課程の適切性を担保するために、年に1回、経済学研究科会議において教職課程の科目構成について点検している。そうすることで、よりよい教員を育成しようとしている。

⑤ 長所・特色

経済学部経済学科が目指すべき教師像は、「建学の精神を踏まえて、健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”の育成をめざしている」というものであり、この点において、学部における目標も、通信制大学院における目標も違いはない。経済学研究科において、教職に関連する教科が多数あるということは、複眼的思考をもった“優れた経済人”の育成に尽力しているということである。教員を志望する大学院生は、社会科であれ、公民科であれ、多様な視点から教育を受けることができるのである。それは、経済学研究科（通信教育課程）が誇るべき特色だといえよう。

経済学研究科（通信教育課程）は、実務経験が2年以上ある社会人を対象とする研究科であり、したがって専修免許状を目指す大学院生は、すでに現場で教員として職についている人物であると考えられる。そのような人たちに対し、新たな知識・考え方を提供することで、より良い教師になってもらえるような授業体系を提供している。経済学部経済学科の目指す教師像に書かれているように、「1つは経済社会の動きに対して、絶えず関心をもつ教師」として育成されることが期待できる人材の養成が必要であり、それは教員にも当てはまる。「もう1つは問題意識をもって、考え抜く力をもつ教師」であり、「経済社会には正解を出すことが困難な問題が数多い」が、それに対する「思考力」をもつ生徒を育成できるだけの能力をもつ教員の養成を目指しているのである。

⑥ 問題点

大学院とは、本来研究者を育成するところであり、必ずしも教職につくための人材を養成する場でないことは言うまでもない。たしかに、本研究科は社会人学生を対象とした研究科であるので、必ずしもそれは当て決まらないとはいえ、教員養成を主としたカリキュラム編成にはなっていないことも事実である。それは、仕方がないことであるが、同時に、教員養成のためには相応の制約があるということも認めなければならない。われわれが考えるべきことは、この限界内でのようにして教員を養成するかということであろう。

幸いにして、本研究科に入学する大学院生で教職志望の人たちの大半は、現場の教員である。彼らは本研究科で中学校社会科と高等学校公民科の専修免許状を追加で取得することができるため、希望があれば、これらの教科の履修を積極的に勧めるということが想定される。

そうすることで、現在現場で教員として働いている人たちがより高度な知識をもち、高い分析能力を有する教員の育成に貢献することができるはずだからである。そのような教員の育成に対して、さまざまな制約があるとはいえ、経済学研究科（通信教育課程）においても尽力しているところである。

〈2-1〉経営学部

① 教育課程の体系性

経営学部マネジメント学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

● 高等学校教諭一種免許状（商業）

経営学部マネジメント学科における教職課程では、「教育の基礎的理解に関する科目等」の理解や、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談や教育実践に関する科目」の理解に加え、高い専門性と諸領域を横断する知識や能力、視点、あるいは経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を結びつけ、イノベーションを通じて組織の発展・変革と社会の進化を促進する「統合的なマネジメント能力」の取得を教職課程設置以来の基本的目標としている。

この目標を具現化する手立てとして、ダイナミックな変化の渦中にある実社会に存在する様々な組織のミッションと役割を理解するため、国際性と創造性、多様性に深い関心を有し、社会的思考、歴史思考、論理思考に基づき事物の本質を洞察できることなどを旨とする教育課程を編成している。

経営学部マネジメント学科では、「目指す教員像」を設定している。高等学校商業科では、本学科の基本的目標に基づき、広く歴史的社会的な企業経営の事象及び組織像を習得し、世界に存在する現代企業の諸問題に焦点を絞り、生徒一人ひとりの指導を通してそれらの問題の本質の理解を深め、その解決への道筋を具体的に示すことの出来る教員を関連する資格取得の指導を含めて養成することを目的とする。

また、卒業要件上の必修科目を「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む教職課程上必修科目として位置づけ、「教科に関する専門的事項」を履修するよう教育課程を編成している。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教

職課程認定基準を遵守している。

「教科に関する専門的事項」は、学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。加えて、学科の特性から多くの経営学、マーケティング学、会計学等に関する学科専門教育科目を配置している。また、経済学、法学についても、高等学校商業科の「政治・経済」の教科指導に知識が必要なため、他学部との単位互換制度を設けている。

上記の通り、経営学部マネジメント学科では経営学を中心とした理論の根本的な理解に基づき、深い教養と総合的知識を旨とする体系的な教育課程を編成している。本学科の学修を経た卒業生は教職課程登録の有無に関わらず、他者とのコミュニケーションや対話と討論を通じ、またどの学問の基礎でも該当する考え、思考し、疑い、批判することを通じ多種多様な事柄や事象、出来事に取り組み、問題の発見と問題の本質の根本的な把握ができるようになる。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

新型コロナウイルス感染症影響を受け、2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。

具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものであり、改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。

既述の通り、本学では新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業の実施設備を整え、ICT（情報通信技術）環境も問題ない。また、1年次の初年度教育として春学期に「ベーシックセミナー」、秋学期に「マネジメント・リテラシーⅢ」と30名から40名程度での演習式の授業を開講している。「ベーシックセミナー」では、授業内でWord、Excel、PowerPointといったOffice製品を使っの表計算やプレゼンテーション資料作成の講習を行っている。すでに高等学校で習得済みの学生も多いがこちらのソフトの使用方法を学ぶことで社会人になってからの実務能力を養成する狙いがある。また、授業内でメールやインターネットを使いこなす上でのネットリテラシーや情報倫理を学ぶ「INFOSS 情報倫理」という講習を行い、5回分の小テストについて満点を取ることを単位修得の条件の1つに課している。

また、「マネジメント・リテラシーⅢ」では「ベーシックセミナー」での知識を発展される形でExcelを用い初歩的な統計技法やデータ分析の手法などについてサンプル資料を用いる形式での実践授業を取り入れている。これらの初年次教育を通じて学部生は2年次に所属する「演習Ⅰ」から「演習5・6」において実在企業からのデータを分析する力等を身につけることができる。

上記のようなICT活用能力を養成するための課題については「教科に関する専門的事項」というより「教育の基礎的理解に関する科目等」や「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」を中心に、教職課程教育センターのイニシアティブのもと、全学的に（共通開設する授業科目を軸に）対応することが妥当であると考える。

一方、小学校・中学校・高等学校の各科目を横断する重要事項である「主体的・対話的で深い学び」について、経営学部マネジメント学科では、対話をさせることを目的にグループワークを行うといった安易な方法論に陥ることなく、真に考えること、思考すること、批判することの本

質を捉え、適切に課題を発見し、それを深く吟味した上で解決するという学科の特性を学科専門教育科目の学びに援用している。

今後は、ICTの活用について実践的な指導力をもった教員養成をめざし、これまでの取り組みを発展させ、データ分析や情報処理演習のような教職コアカリキュラムなどを検討し新たな社会の要請にしたがって、教職課程の授業改善を図っていく。

③ キャップ制の設定状況

経営学部マネジメント学科では、教職課程教育センター開講科目をキャップ対象外に設定している。教職課程上必修科目であっても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は当該学期の履修制限単位数（22単位）に含めている。教職課程上必修科目等をキャップ対象外にすれば、当然ながら1学期に履修登録できる単位数は増加し、多くの学生が低年次から教職課程上必修科目・選択必修科目を多数履修登録するであろう。

一方、それが1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能するかと問われれば、否である。高等学校教諭一種免許状（商業）を取得する場合、「特別支援教育論」、「教育実習」、「教職実践演習」をはじめとする教職課程科目の修得を含めても、卒業要件単位数（124）にくわえ膨大な単位数が必要になるわけではない。キャップ制は、あくまで経営学部マネジメント学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭に置き、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。経営学部マネジメント学科も例外なく開放制の原則のもとで教員養成を行っているが、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

経営学部マネジメント学科では、学科内に教務委員会を設けている。運営委員は、教育実習巡回指導時に感じた学生の成長、「教育実習の報告・反省会」（教職課程教育センター主催）における報告内容、教員採用試験受験者の結果、教員就職者数（非正規採用を含む）等を適宜学科内で共有している。また、情報共有をした後は、教員を目指す者に不足している要素、その時々の教育改革や学校現場の変化を「教科に関する専門的事項」に適用する授業科目において補うことができるか、あるいは授業科目の新設／廃止を含めた教育課程の改変が必要かを定期的なスパンで検討している。今回、自己点検・評価を通じて、教職課程教育センターや他学部・他学科の先進的事例に触れることができた。それらを経営学部マネジメント学科の教育課程（教職課程）の充実に生かしたい。

⑤ 長所・特色

経営学部マネジメント学科では、幅広い教養を身につける「共通教育科目」、専門的・学際的な学びを実現する「専門教育科目」を体系的に編成し、「統合的なマネジメント能力」を養成するためのカリキュラム（教育課程）を提供する。前者においては、「人間科学教育科目」「言語教育科目」「体育教育科目」「キャリア形成支援教育科目」を設定し、幅広い教養を身につけるよう指導を行う。後者においては、3つのドメイン（領域）、すなわち「戦略と組織」「マーケティングとイノベーション」「アカウントビリティとガバナンス」の中から主たるドメイン（領域）である「リ

ーディング・ドメイン」に軸足を置きつつ、これらを横断的に学ぶことにより、体系的な専門知識を修得させる。また、教育技法として、参加型の演習科目と「ケース分析」科目群を中心とした、主体的・対話的で深い学びを活用することにより、汎用的技能、態度・志向性と、多様化・複雑化する社会情勢及び組織に柔軟に対応する能力、社会に貢献する態度及び高い倫理観を涵養する。こうして得られた知識、技能及び倫理観と、教職課程に関わる科目の履修を通じて獲得される学校現場の文脈に基づく知識や思考、教育観・教師観を統合することにより、教育者として学校現場で通用する実践的指導力を育成する。また、佛教大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能である。特に教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関しては教職課程教育センター所属の嘱託職員（元校長）が、学生の相談に応じるようにしている。

⑥ 問題点

教職を目指す学生たちが自身のキャリアについて考えるための環境整備として、教職課程教育センターの資料コーナーに、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いている（貸出可）。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料がある。また、教職課程に関する重要なお知らせは、本学の電子掲示板POSTに掲出する。しかし、資料や関係する書籍の数、ガイダンス等の情報周知が十分とはいえない。今後、教職課程履修者の学年ごとのメーリングリストを通じて、各種情報の周知をより一層はかることを検討する必要がある。

〈2-2〉マネジメント研究科

・マネジメント専攻

① 教育課程の体系性

マネジメント研究科マネジメント専攻において取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所要資格を有することが条件となる。

● 高等学校教諭専修免許状（商業）

マネジメント研究科マネジメント専攻における教職課程においては「建学の精神」に掲げられた「日本固有の美しい道徳的伝統を精神的基盤とし、東西両洋の豊かな文化教養を身につけ、絶えず変動する国内情勢について十分な知識を持ち、その科学的分析によって正しい情勢判断の出来る能力を備え、いかなる時局に直面しても、常に独自の見解を堅持し自己の信念を貫き得る人材」の育成を目的としている。

これらの資質を持つ人材を育成するために、専門分野教員の特論や演習、並びに戦略と知識 (Strategy & Organization)、マーケティングとイノベーション (Marketing & Innovation)、アカウントビリティとガバナンス (Accountability & governance) の3つのドメインの科目を開講している。

カリキュラム（教育課程）については、あらゆる組織を対象としたマネジメントについての諸科学を総合し、それに基づいてマネジメントについての高次教育を行うことを目標とする形での

カリキュラム編成が行われている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。また、本学では新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。

これを受けて本研究科においても、MoodleやTeams等ICTを積極的に用いた授業が展開されており、ICTを用いて、授業の双方向化が目指され、それによって主体的、対話的な深い学びの実現が進められている。

③ キャップ制の設定状況

マネジメント研究科マネジメント専攻では特にキャップ制は導入していない。ただし、博士前期課程で展開されている教育課程は専門分野に関係なく学期ごとに10単位程度におさまるよう設計されている。そのため、高等学校商業科専修免許の取得はもちろん、大学院進学後に教職課程の学修に引き続き取り組むことも可能な状況となっている。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

マネジメント研究科マネジメント専攻において開講されている科目は、大学院授業・研究指導教員の専門性に合わせて逐次変更を行っているが、教職に関する教育課程の見直しは今のところ行っていない。また、毎年作成する「研究指導計画書」で教育成果を自己点検・評価することで、教育課程の適正化を図っている。そして、各授業の時間内外において学生-教員間、教員間や教職員間の対話を促進する取り組みを行い、学生の意見・状況等を反映した授業運営を実施している。

⑤ 長所・特色

マネジメント研究科では、より高度な専門科目（特殊研究）を配置し、それらの履修を通してさらに高次のマネジメント能力が身に付くように教育を行っている。学部と同様に、戦略と知識（Strategy & Organization）、マーケティングとイノベーション（Marketing & Innovation）、アカウントビリティとガバナンス（Accountability & governance）という3つのドメインとして配置されるコースワークがある。なお、研究指導教員の指導により専門テーマを設定しながら、

修士論文の作成から最終試験に合格するまで、特論演習を通して一貫した体制のもとで研究指導を行っている。入学から修士論文作成までの研究指導は、 Semester制のもとで進む。

⑥ 問題点

経営学部においては毎年少数ではあるが教員免許状取得学生が存在するものの、マネジメント研究科マネジメント専攻においてはまだ教員免許状取得学生を輩出していないのが現状であり、入学をみざす学生向けのモチベーション作りも今後の課題として考えることが出来る。また、マネジメント研究科マネジメント専攻を設立して以来、教職課程の充実・見直しを具体的に行っていないことも問題点として指摘することができる。

〈3〉 法学部

・ 法律学科

① 教育課程の体系性

法学部法律学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（社会）
- 高等学校教諭一種免許状（公民）

法学部法律学科における教職課程では、説得的な論理を構成し、ルールに基づく組織を構築し、それによって、人間相互の円滑な交流と公正な共存を促していくために、法の知識と実践的な平衡感覚に基づいて公益あるものを生み出していく人材の養成を目的としている。この目標を具現化する手立てとして、法学、政治学について、理論と実証、歴史と現代、日本と世界などを幅広くカバーする包括的な教育課程を編成している。

法学部法律学科では、各免許状に共通の「目指す教員像」を設定している。本学科の基本的目標に基づき、法解釈学の学びを通じて公正な判断力と法的な思考方法を獲得し、社会に生起する具体的問題に適正かつ妥当な結論を導き出し、社会に貢献できる人材を輩出することを目指している。法律学科にあって教職を志す者には、リーガルマインド（法的思考能力）に基づき、紛争をはじめとする社会の問題に対する合理的な解決策を順序立てて考えかつ伝えることができる論理性を有した教師、法の背景を学び続けることができる学術性を有した教師となることを求めている。

また、「教科に関する専門的事項」の教職課程上の科目に、学科の学修の中核となるコース科目（卒業要件上の選択必修科目）を位置づけ、学科の学修を通じて「教科に関する専門的事項」の履修がなされるよう教育課程を編成している。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科ごとの必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

一部の学校種・教科の科目区分における一般的包括的内容を含む必修科目は、他学科開設科目を適用するも、学校種・教科の科目区分に学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。要の「教科に関する専門的事項」は、学科の特性から多くの法学、政治学に関する学科専門教育科目を配置している。学科の教育課程との関係が相対的に弱

い地理学については中学校社会科の教科指導に知識が必要なため、経済学部専門教育科目を配置するとともに、「日本史・外国史」についても学科専門教育科目に加えて文化学部専門教育科目を配置し、補っている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。こうしたこともあり、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。

本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。法学部について例を挙げれば、1年次生が全員受講する「プレップセミナー」（初年次・導入教育のための科目）において、コンピュータを使った文書作成やインターネット利用についての基礎訓練を行ったり、オンライン学習システム moodle の活用、インターネットを用いた文献検索、遠隔授業のシステム等を使ったグループワークなどにおいて、持ち込みパソコンを使って行わせたりしていることは、ICTを活用する能力の向上に資するものと考えられる。法学部ではさらに複数の貸し出し用ノートパソコンを用意し、不測の事態にも備えている。

③ キャップ制の設定状況

法学部法律学科では、キャップ制は、あくまで法学部法律学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭に置き、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。

法学部法律学科では、「教科に関する専門的事項」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。加えて、「教育の基礎的理解に関する科目等」においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、当該学期の履修制限単位数（24単位）に含めている。一方、教職課程教育センター開講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等はキャップ対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年2回、学生に対して学習成果実感調査（授業評価アンケート）を実施している。法学部もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。これは、カリキュラムの教育効果が期待されるものとなっているか、調査対象科目及び目的を設定し、その設定に基づき学生の学習成果の実感を調査するものであり、その結果を科目担当教員にフィードバックするとともに、学部内でも学科を超えて共有し、学部としての学位プログラムの検証に活用している。この調査には「教科に関する専門的事項」に該当する科目も含まれ、また春学期同調査の重点科目である「プレップセミナー」（初年次・導入教育のための科目）は教職課程の学生を含む全学生が履修するものであり、教職課程の学生を含む学生教育の改善に役立っている。

教職課程の見直しに関しては、前回の再課程認定時に高等学校地理歴史科を廃止したことが挙げられる。これは担当できる専任教員が減少し基準を満たさなくなる可能性が見込まれたからである。ただしその後も、当然のことであるが、旧課程で高等学校地理歴史科を履修した在学生に対しては従来通りの対応を行っている。

⑤ 長所・特色

法学部は専任教員として、前京都府知事をはじめ、警察庁、厚生労働省、国税庁、法務省（少年院）、大阪府等での実務経験が豊富な教員を擁しており、講義や演習を含む専門教育科目を学科の別なく担当している。該当教員は必ずしも教職に直接関係する科目を担当しているわけではないが、教職課程の学生もそうした科目を履修することにより、中学校社会科、高等学校公民科の教科で扱われる内容に関する専門性をおおいに高められる。また教職課程科目の中に「国際政治学」、「国際法」、「西洋政治史」、「アジア政治外交史」などの学科専門教育科目が配置されており、教科や学級運営等における国際性を意識した教育にも有益である。

⑥ 問題点

ICT活用指導力について、法学部では個別の授業において一定の対応がされているものの、GIGAスクール構想の観点からすると、生徒1人1台の学習用端末を利用した教科指導などが可能となるICT機器を配備した模擬授業教室の新設など、全学的な対応の検討がなされることが望ましい。

その他、入学当初に教職課程に登録した学生のうち、結果として教員免許状を取得しない者が少なくないこともある。その理由は様々であり、積極的な進路変更などは問題点とは言えないが、力及ばず本人の意に沿わぬ結果となったケースも考えられる。この点に関し改善できることはあるか、検討を行いたい。

・法政策学科

① 教育課程の体系性

法学部法政策学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（社会）
- 高等学校教諭一種免許状（公民）

法学部法政策学科における教職課程では、説得的な論理を構成し、ルールに基づく組織を構築し、それによって、人間相互の円滑な交流と公正な共存を促していくために、法の知識と実践的な平衡感覚に基づいて公益あるものを生み出していく人材の養成を目的としている。この目標を具現化する手立てとして、法学、政治学、政策学について、理論と実証、歴史と現代、日本と世界などを幅広くカバーする包括的な教育課程を編成している。

法学部法政策学科では、各免許状に共通の「目指す教員像」を設定している。本学科の基本的目標に基づき、法律学と政治学の融合に基づく政策学の学びを通じて高い公共意識と政策的な思考方法を獲得し、自ら問題を発見しその解決に向かって実践的に取り組んでいくことのできる人材を輩出することを目指している。法政策学科にあつて教職を志す者には、法律学、政治学、政策学の知見を基に、公共に関する問題を分析する臨床性を持つ教師、社会の多様な価値観を、統

計的手法等、他教科の視点も生かしながら比較検討し、客観的に伝えることができる総合性を持つ教師となることを求めている。

また、「教科に関する専門的事項」の教職課程上の科目に、学科の学修の中核となるコース科目（卒業要件上の選択必修科目）を位置づけ、学科の学修を通じて「教科に関する専門的事項」の履修がなされるよう教育課程を編成している。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科ごとの必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

一部の学校種・教科の科目区分における一般的包括的内容を含む必修科目は、他学科開設科目を適用するも、学校種・教科の科目区分に学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。要の「教科に関する専門的事項」は、学科の特性から多くの法学、政治学、政策学に関する学科専門教育科目を配置している。学科の教育課程との関係が相対的に弱い地理学については中学校社会科の教科指導に知識が必要なため、経済学部専門教育科目を配置するとともに、「日本史・外国史」についても学科専門教育科目に加えて文化学部専門教育科目を配置し、補っている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。こうしたこともあり、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。

本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。法学部について例を挙げれば、1年次生が全員受講する「プレップセミナー」（初年次・導入教育のための科目）において、コンピュータを使った文書作成やインターネット利用についての基礎訓練を行ったり、オンライン学習システム moodle の活用、インターネットを用いた文献検索、遠隔授業のシステム等を使ったグループワークなどにおいて、持ち込みパソコンを使って行わせたりしていることは、ICTを活用する能力の向上に資するものと考えられる。法学部ではさらに複数の貸し出し用ノートパソコンを用意し、不測の事態にも備えている。

③ キャップ制の設定状況

法学部法政策学科では、キャップ制は、あくまで法学部法政策学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭に置き、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。

法学部法政策学科では、「教科に関する専門的事項」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。加えて、「教育の基礎的理解に関する科目等」においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、当該学期の履修制限単位数（24 単位）に含めている。一方、教職課程教育センター開

講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等はキャップ対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年2回、学生に対して学習成果実感調査（授業評価アンケート）を実施している。法学部もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。これは、カリキュラムの教育効果が期待されるものとなっているか、調査対象科目及び目的を設定し、その設定に基づき学生の学習成果の実感を調査するものであり、その結果を科目担当教員にフィードバックするとともに、学部内でも学科を超えて共有し、学部としての学位プログラムの検証に活用している。この調査には「教科に関する専門的事項」に該当する科目も含まれ、また春学期同調査の重点科目である「プレップセミナー」（初年次・導入教育のための科目）は教職課程の学生を含む全学生が履修するものであり、教職課程の学生を含む学生教育の改善に役立っている。

課程の見直しに関しては、前回の再課程認定時に高等学校地理歴史科を廃止したことが挙げられる。これは担当できる専任教員が減少し基準を満たさなくなる可能性が見込まれたからである。ただしその後も、当然のことであるが、旧課程で高等学校地理歴史科を選択した在学生に対しては従来通りの対応を行っている。

⑤ 長所・特色

法学部は専任教員として、前京都府知事をはじめ、警察庁、厚生労働省、国税庁、法務省（少年院）、大阪府等での実務経験が豊富な教員を擁しており、講義や演習を含む専門教育科目を学科の別なく担当している。該当教員は必ずしも教職に直接関係する科目を担当しているわけではないが、教職課程の学生もそうした科目を履修することにより、中学校社会・高校公民の教科に関する専門性をおおいに高められる。また教職課程科目の中に「国際政治学」、「国際法」、「西洋政治史」、「アジア政治外交史」などの学部専門教育科目が配置されており、教科や学級運営等における国際性を意識した教育にも有益である。

⑥ 問題点

I C T活用指導力について、法学部では個別の授業において一定の対応がされているものの、G I G Aスクール構想の観点からすると、生徒1人1台の学習用端末を利用した教科指導などが可能となるI C T機器を配備した模擬授業教室の新設など、全学的な対応の検討がなされることが望ましい。

その他、入学当初に教職課程に登録した学生のうち、結果として教員免許状を取得しない者が少なくないこともある。その理由は様々であり、積極的な進路変更などは問題点とは言えないが、力及ばず本人の意に沿わぬ結果となったケースも考えられる。この点に関し改善できることはあるか、検討を行いたい。

〈4〉現代社会学部

・現代社会学科

① 教育課程の体系性

現代社会学部現代社会学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（社会）
- 高等学校教諭一種免許状（公民）

現代社会学部現代社会学科は、教員を強く志望する学生を対象に、学科の基本となる社会学の専門領域の学修を基盤として、子どもたちが必要とする社会的教養と社会を生き抜く力を涵養するために必要な支援を提供できる教員の養成を目指している。社会現象や身の回りの出来事を客観的に分析する方法と多様な観点から問題を捉え直す社会学の視点を身に付け、子どもたちを取り巻く社会的な問題の解決に向けて積極的に行動する「社会に開かれた実践的指導力を備えた教員」を養成する。

以上の点を踏まえて、現代社会学部現代社会学科の教職課程では、教科専門領域である社会学の知と深く関連して、多彩な専任教員の専門性を生かした、現代社会が抱える諸問題の解決に資する多様な分野の科目、及び中学校社会科、並びに高等学校公民科の指導に不可欠な科目を体系的に開設している。それぞれの科目には、適切な実績をもつ専任教員を配置している。

まず、中学校社会科に関しては、人文・自然にかかわる多様な地理的諸現象を対象としつつ、豊富な資料を用いながら考察する「地理学（地誌学を含む。）」分野の科目を設置している。さらに、人間と社会の在り方や規範的理念について根本的考察を加える「哲学、倫理学、宗教学」分野、現代社会の諸問題を社会科学的観点から考察する「法律学、政治学」分野についても、適切な諸科目をバランスよく開設しており、中学校社会科の指導に不可欠な科目を体系的に設置したカリキュラムとなっている。

次に、高等学校公民科に関しては、現代社会に内包する複雑な課題を解決し未来の社会を創る上で重要な「個人と個人」「個人と社会」のつながりや関係性に係る知見を得るため、メディア、労働、環境、家族、文化などに関する多様な科目を開設している。加えて、社会学と密接に関連する領域として「法律学、政治学」分野の科目を開設し、現代社会が抱える諸問題に対して建設的に批判し、客観的かつ公正に物事を判断する能力を養う機会を提供している。さらには、昨今のグローバル化社会において必要な共生や他者への共感的理解、現代社会を生きる人間としての在り方生き方を偉大な先哲の思想から考察する「哲学、倫理学、宗教学、心理学」分野の科目を開設し、主体性ある日本人としての自覚を促している。

以上のように、現代社会学部現代社会学科の教職課程は、社会学を基盤とした「総合学」的な見地から現代社会を捉えることのできるカリキュラムとなっている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。

この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は大学等の在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入

学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項 1 単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直し等を行った。

また、本学では 2021（令和 3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。また、現代社会学部では、共通教育科目として「コンピュータ基礎実習」、「情報科学入門」、「データ・AI と社会」等の情報関連科目を数多く設置するとともに、基盤科目である「データ分析」、「社会統計学」等、授業内でコンピュータを用いた実習を行い、学生の ICT スキル向上に資する専門教育科目も開設している。さらに、演習科目において、学生は ICT 機器を活用してプレゼンテーションやグループワーク等を行っており、ICT 環境を自ら活用し、慣れ親しむ機会も提供されている。

また、現代社会学部では、1 年次の「入門演習」において学生にグループワークやディスカッションの機会を提供している。さらに 2 年次以降においても、演習科目において、少人数クラスの中で学生が自ら探求し、積極的に授業に参加し、発言する機会を提供している。これらのことから、現代社会学部では、学生に対して主体的で対話的な深い学びの機会を広く提供している。

③ キャップ制の設定状況

現代社会学部現代社会学科では、キャップ制はあくまで現代社会学部現代社会学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭に置き、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。

現代社会学部現代社会学科では、「教科に関する専門的事項」は学位プログラムの科目で構成されているためキャップ制の対象とし、当該学期の履修制限単位数（22 単位）に含めている。一方、教職課程教育センター開講科目である「教育実習」や「教職実践演習」等はキャップ対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

現代社会学部現代社会学科では、学部教授会において、教職課程教育センター運営委員より全教員に対して、教職課程の受講者数、教育実習に関する情報、教員採用試験受験者の結果、教員就職者数（非正規採用を含む）等を適宜共有している。

さらに、本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年 2 回、学生に対して学習成果実感調査を実施している。現代社会学部現代社会学科もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。これは、カリキュラムの教育効果が期待されるものとなっているか、調査対象科目及び目的を設定し、その設定に基づき学生の学習成果の実感を調査するものであるが、その結果を科目担当教員にフィードバックするとともに、学科内でも共有し、学科としての学位プログラムの検証に活用している。この調査は、「教科に関する専門的事項」に該当する科目はもとより、「教育の基礎的理解に関する科目等」についても実施し、改善に役立てている。

また、現代社会学部では、数年に一度、学部の教務委員会を中心に、教職課程関連科目も含めたカリキュラムの見直しを行い、現代の社会状況に適したカリキュラムとなるよう努めている。

⑤ 長所・特色

現代社会学部現代社会学科の教職課程の基盤となるのは、社会的ニーズに対応した学士教育課程である。現代の日本社会は、都市化の進展と地域社会の衰退、少子高齢化、メディアの多様化と情報の氾濫、さらには相対的貧困率の上昇など、社会学の視点から捉えることのできる人間社会に関する多様な問題を多く抱え、学校に通う子どもたちにも様々な影響を及ぼしている。現代社会学部現代社会学科は、教員を強く志望する学生を対象に社会学の専門領域の学修を基盤として、子どもたちが必要とする社会的教養と社会を生き抜く力を涵養するために必要な支援を提供できる教員の養成を目指している。そのため、現代社会学部現代社会学科では、教科及び教科の指導法に関する科目として、社会学に限られない多様な専門分野や、3名の実務経験を有する教員を含む様々な経歴・専門を持つ専任教員による多彩な選択科目を用意し、最近の社会情勢に通じた幅広い知識・教養を持つ教員を養成できる、学部の特徴を生かした体系的かつ特色ある教職課程を編成している。

⑥ 問題点

現代社会学部現代社会学科では、教職課程を履修しながらも、教育実習に参加するための要件科目を決められた期限までに修得できず、結果的に卒業時に教員免許状取得に至らない学生が存在する。現状、その理由について正確な把握ができていないため、学科における教職課程の履修継続に関する分析は、今後の問題点といえる。

なお、教員免許状の取得に至らなかった理由が志望進路の変更によるものであれば問題はないが、学生にとって不本意ながらそのような事態に陥ることのないよう、まずは、現状の教職課程教育センターによる学期始めのガイダンスに加えて、学科からの履修に関する注意喚起の実施、教職課程の学びについての適切な情報提供等、学生にいつそう注意を促す取り組みを検討する必要があると考える。

・健康スポーツ社会学科

① 教育課程の体系性

現代社会学部健康スポーツ社会学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（保健体育）
- 高等学校教諭一種免許状（保健体育）

現代社会学部健康スポーツ社会学科における教職課程では、「『スポーツ』で社会を変える力を磨く」ことを基礎として、社会を変えていく力を高めるために知識を修得することだけでなく、それを実践していくことも必要であるという姿勢を学部設置以来の基本的な目標としている。加えて、現代社会学部健康スポーツ社会学科では、「目指す教員像」として、社会に開かれた実践的指導力を備えた教員を育成することを志向し、以下に提起している。

- ・スポーツ社会学・健康スポーツ科学の学修を通じて、健康で活力ある社会を創造する視点を身につけている。

- ・学外での実践的な健康スポーツ活動を通じて、子ども達の心身両面にわたる健康の保持増進や健康スポーツによる地域コミュニティの醸成などに取り組む方法を身につけている。
- ・子ども達が必要とする社会的教養と心身の健康な身体作りの支援を提供し、現代社会の健康スポーツにかかわる問題解決に向けて積極的に行動することができる。

前述の目標、「目指す教員像」を具体化する手段として、学科の専門教育科目では、「スポーツ運動学」「運動生理学」「学校保健」「公衆衛生学」「スポーツ社会学」「コーチング学」など、中学校・高等学校の教員免許状取得に必要な科目が履修できる体制を整備している。体育・スポーツ科学分野の特徴である分野横断学際的な視点を含み、学科の専門教育科目は、適切な科目配置であるといえる。

また、体育実技については、中学校・高等学校学習指導要領解説保健体育編に含む領域構成に対応する「スポーツ実習（体づくり運動・器械運動・ダンス・水泳・剣道・バレーボール・ハンドボール・ラグビーなど）」科目を配置し、幅広く開講している。各科目は、運動学習を通して、〈わかる〉から〈できる〉につなげるための学習過程で授業が構成されており、知識と実践の融合を目指した教職課程を編成しているといえる。なお、各科目は、専門的知識及び専門実技を含む実践力を備えた教員が適切に配置されており、授業を担当している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

近年、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末又はパソコンの配備やICT（情報通信技術）を用いた校務の簡略化が進められている。こうした学校現場の状況が前提となり、教育職員免許法施行規則の改正が行われ、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、「教育の方法と技術」において、教師のICT活用指導力の充実にに向けた取り組みを実施している。

2021（令和3）年度入学生より、本学では、ノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT環境は問題ないといえる。健康スポーツ社会学科の教職科目の授業では、スポーツ実習の一部の授業（器械運動・水泳）ではタブレット端末を使用し動画を撮影し、動き方の確認を通して、学習者間での省察に活用している。しかしながら、学校現場に対応したICT活用指導力を授業内において実践し、習得させることができるところまでには至っておらず、この点については、今後の課題といえる。

③ キャップ制の設定状況

現代社会学部健康スポーツ社会学科では、キャップ制は、あくまで健康スポーツ社会学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭に置き、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。

現代社会学部健康スポーツ社会学科では、「教科に関する専門的事項」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。加えて、「教育の基礎的理解に関する科目等」においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、当該学期の履修制限単位数（22単位）に含めている。一方、教職課程教育センター開講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等はキャップ対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

現代社会学部健康スポーツ社会学科では、学科の教職課程教育センター運営委員より、教職課程履修者数、教育実習関係、教員採用試験の受験者数及びその結果、教員就職者数（非正規採用を含む）等を適宜共有している。また、情報共有の後、教科教育学担当教員を中心に、教員を目指す者に不足している要素、その時々教育改革や学校現場の変化を「教科に関する専門的事項」に適用する授業科目において補うことができるか、あるいは授業科目の新設や廃止を含めた教育課程の改善が必要かを検討している。

さらに、本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年2回、学生に対して学習成果実感調査（授業評価アンケート）を実施している。現代社会学部健康スポーツ社会学科もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。これは、カリキュラムの教育効果が期待されるものとなっているか、調査対象科目及び目的を設定し、その設定に基づき、学生の学習成果の実感を調査するものであるが、その結果を科目担当教員にフィードバックするとともに、学科内でも共有し、学科としての学位プログラムの検証に活用している。この調査は、「教科に関する専門的事項」に該当する科目はもとより、「教育の基礎的理解に関する科目等」についても実施し、授業改善に役立てている。今後それらの調査結果を学科内で共有し、教育課程の適切な見直し、及び充実に図りたい。

⑤ 長所・特色

現代社会学部健康スポーツ社会学科の専任教員は、分野横断的かつ学際的な視点を含む学科の専門教育科目と学習指導要領の領域構成に対応する実技科目に対して、各教員が備え持つ専門性を、学科の教職課程においては、適切に還元しているといえる。なお、専任教員のうち1名は元学校教員が含まれており、教職課程上の必修科目及び選択必修科目を元学校教員が担当することは、学校現場の実態を踏まえた学科専門教育科目を学ぶことができ、教育現場における具体的な指導をイメージしつつ、知識を習得できるよう教職課程の編成に工夫を施しているといえる。また、現代社会学部健康スポーツ社会学科では卒業生のうち一定数が教職に就くことを踏まえ、正課外の支援として、「教員の仕事とは何か」「教員採用試験の仕組みと内容」「体育教員の資質と専門的力量」「実技練習会」などをテーマにしたプログラムを、1年次春学期から定期的に関催している。本プログラムは、教職課程教育センター主催の教員採用試験対策プログラムと連携しながら構成している。開放制の教職課程ではあるが、保健体育科教員が備えるべき専門的力量の形成を目指し、知識の習得と実践を融合させた教職課程の編成を展開している。

⑥ 問題点

現代社会学部健康スポーツ社会学科は、2017（平成29）年度創設の学部学科である。現在迄に、2年度分の入学生が卒業を迎えたが、卒業後、中学校の保健体育科教員として教育現場で勤務する卒業生は2名である。また、この2年間において教員免許状を取得した卒業生は、1期生24名・2期生30名であるが、現在、教職に就いている卒業生（臨時採用含む）は、20～30%程度で推移している。この教員免許状取得者に対する教職に就いている者の比率は、決して高くはないといえる。この比率を高めるための教職課程等の運営上の工夫や授業構成の仕方などについての検討は、不可避であると考え。なお、今後、学科における教職課程の履修者が、これまで以上の人数で推移することが予想されるため、教職科目の授業運営に支障をきたすことが考えられる。この点もあわせて検討する必要があると考える。

〈5-1〉外国語学部

・英語学科

① 教育課程の体系性

外国語学部英語学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（英語）
- 高等学校教諭一種免許状（英語）

英語学科において教職課程（英語）を設置する趣旨は、国際語として英語の重要性がますます高まっているグローバル社会の中で、（a）教職を目指す明確な意志と情熱、（b）英語教員として実践的で効果的指導を行うのに必要な専門的知識と技能、（c）生徒に対する愛情と理解、（d）周囲との協調性と豊かな人間力、を兼ね備えた英語教員を養成することである。この目的を達成するために、4年間を通じた体系的な教育課程を編成している。

中学校・高等学校英語科では、本学科の基本的目標に基づき、コミュニケーションとしての英語を教授するために必要な高度な運用能力、教科指導にかかわる専門知識、実践的指導力を併せ持つ、主体的に教育的課題に取り組む使命感と生徒への愛情に満ちた英語教員を養成する。そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

すべての学校種において、一般的包括的内容を含む必修科目はもとより、要の「教科に関する専門的事項」は、すべて学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。

この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生よ

り、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項 1 単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。

また、本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。しかし学校現場に対応したICT活用指導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

③ キャップ制の設定状況

外国語学部英語学科では、学科の学士課程教育を軸にキャップ制を設定している。教職課程に関しては、本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。外国語学部英語学科では、「教科及び教科の指導法に関する科目」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。一方、「教育の基礎的理解に関する科目等」においては、全学共通教育センター開講の共通教育科目、及び教職課程教育センター開講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等は、当該学期の履修制限単位数（24 単位）に含めていない。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

外国語学部では、教職課程に関わる全般的な運営について審議することを目的とした教職課程委員会を学部内に設けている。同委員会は、学部長を委員長とし、副学部長、各学科から選出された委員で構成されている。また、各学科から選出された委員は、各教科の教職課程の担当者と連携を取る体制としている。

委員会では、教職課程履修者を対象としたガイダンスの企画・実施・運営、学修状況の把握と効果的な指導を目的とした教職課程履修者との面談の企画・実施・運営、教育実習の適正な進捗を図るための巡回指導の企画・運営、及び教育実習の実施状況の把握などを行なっている。また、教職課程の授業科目の新設や廃止を含めた教育課程の評価、及び改善について定期的に検討している。

さらに、本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年2回、学生に対して学習成果実感調査（授業評価アンケート）を実施している。外国語学部英語学科もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。その結果は、科目担当教員にフィードバックするとともに、学科カリキュラム委員が精査、及び分析の上、学科としての学位プログラムの検証に活用している。

毎年9月には、「英語教育研究会」を開催し、英語教育に関連した分野の外部講師を招き、この分野の最新の知見を学ぶとともに、外国語学部と文化学部国際文化学科を卒業して英語教員となっている卒業生も招き、実践発表をしてもらい、本学の教職課程で学び英語教員を目指している学生との、小グループでのディスカッションを行うなどして、現場の声を直接聞き、教員になることへのモチベーションを高める糧になるようにしている。

⑤ 長所・特色

日本社会においても急激に進展するグローバル化により、初等中等教育の現場において近年増加傾向にある外国にルーツを持つ児童・生徒への対応が多く地域で課題となっている。このような教育現場における今日的課題に適切に対応するためには、英語に加えてさまざまな外国語を使う能力と豊かな多文化共生社会の実現に向けたさまざまな能力を身につけた教員の養成が期待される。

外国語学部の教職課程の最も大きな長所・特色は、上記の日本社会の現代的課題に対応した教員養成を目指している点である。本学部では専攻語と副専攻語の習得が学部教育の要諦であり、英語以外の外国語も使える英語科教員の養成を目指している。英語学科では、英語以外の外国語（8単位）を履修することで、上記の理念に対応している。

英語学科では、高度な英語運用能力と英語教授能力を有した英語科教員の養成を目指している。これを具現化するために、

- ア. 英語科教員に必要な資質として確かな英語運用能力の修得を必須要件であると考え、TOEIC L&R 630点を基準点とし、3年次終了までにそれに達しない場合は4年次の教育実習を履修できないようにしている。
- イ. 1年次末にテーマ別の「海外実習」を開講し、座学だけでなくフィールドワークを含んだ総合的な語学・異文化理解の学習機会を提供している。
- ウ. 教員養成のための重要科目である各教科の指導法を専門教育科目に開設し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

⑥ 問題点

入学当初の教員免許状取得希望者に比して、卒業時に実際に教員免許状を取得するに至る者が必ずしも多くない。この点に関する問題意識を関係者で共有するとともに、その理由及び改善への方策についての検討を行う。

・ヨーロッパ言語学科

① 教育課程の体系性

外国語学部ヨーロッパ言語学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（英語）
- 高等学校教諭一種免許状（英語）
- 中学校教諭一種免許状（ドイツ語）
- 高等学校教諭一種免許状（ドイツ語）
- 中学校教諭一種免許状（フランス語）
- 高等学校教諭一種免許状（フランス語）

ヨーロッパ言語学科は、多文化共生が求められる国際社会の中で、専攻する言語（ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ロシア語）の高度な運用能力の習得を図るとともに、英語の確かな運用能力の養成に力を注ぐこと、そして、専攻語圏及びヨーロッパの文化、社会、歴史、メディアについての知識を教授するだけでなく、教室内外での多様な学習機会を提供することにより、豊かな教養とチャレンジ精神を備えグローバル社会で活躍できる自律した人材を育成

することを設置の目的とする。以上の目的のもと、ヨーロッパ言語学科では、上記の2学校種・3教科の教職課程を編成している。

ヨーロッパ言語学科において教職課程（英語）を設置する趣旨は、国際語として英語の重要性がますます高まっているグローバル社会の中で、(a) 教職を目指す明確な意志と情熱、(b) 英語教員として実践的で効果的指導を行うのに必要な専門的知識と技能、(c) 生徒に対する愛情と理解、(d) 周囲との協調性と豊かな人間力、を兼ね備えた英語教員を養成することである。この目的を達成するために、4年間を通した体系的な教育課程を編成している。

中学校・高等学校英語科では、本学科の基本的目標に基づき、コミュニケーションとしての英語を教授するために必要な高度な運用能力、教科指導にかかわる専門知識、実践的指導力を併せ持つ、主体的に教育的課題に取り組む使命感と生徒への愛情に満ちた英語科教員を養成する。そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

すべての学校種において、学科の特性に配慮し、要の「教科に関する専門的事項」のうち、「英語学」「英語文学」はその専門性を担保するために英語学科の科目を配置する一方、「英語コミュニケーション」「異文化理解」は学科の教育上の目的に則して学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

ヨーロッパ言語学科において教職課程（ドイツ語）を設置する趣旨は、EUの統合・拡大によりヨーロッパは政治・社会・文化面で日本にとってますます重要になっており、このEUの中心的役割を担うドイツの言語と文化を中学校・高等学校で指導できる人材を育てることである。

中学校・高等学校ドイツ語科では、本学科の基本的目標に基づき、コミュニケーションとしてのドイツ語を教授するために必要な高度な運用能力、教科指導にかかわる専門知識、実践的指導力を併せ持つ、主体的に教育的課題に取り組む使命感と生徒への愛情に満ちたドイツ語教員を養成する。そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

すべての学校種において、一般的包括的内容を含む必修科目はもとより、要の「教科に関する専門的事項」は、すべて学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

ヨーロッパ言語学科において教職課程（フランス語）を設置する趣旨は、世界の政治・経済・産業・技術・学問・文化・芸術・社会など多くの分野においてフランスは独自の存在感を有し、多くの国際機関においてフランス語は公用語とされている。このようなフランス語を中学校・高等学校で指導できる人材を養成することである。

中学校・高等学校フランス語科では、本学科の基本的目標に基づき、コミュニケーションとしてのフランス語を教授するために必要な高度な運用能力、教科指導にかかわる専門知識、実践的指導力を併せ持つ、主体的に教育的課題に取り組む使命感と生徒への愛情に満ちたフランス語教員を養成する。そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

すべての学校種において、一般的包括的内容を含む必修科目はもとより、要の「教科に関する

専門的事項」は、すべて学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。

この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。また、本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。しかし学校現場に対応したICT活用指導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

③ キャップ制の設定状況

外国語学部ヨーロッパ言語学科では、学科の学士課程教育を軸にキャップ制を設定している。教職課程に関しては、本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。外国語学部ヨーロッパ言語学科では、「教科及び教科の指導法に関する科目」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。一方、「教育の基礎的理解に関する科目等」においては、教職課程教育センター開講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等は、当該学期の履修制限単位数（24単位）に含めていない。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

外国語学部では、教職課程に関わる全般的な運営について審議することを目的とした教職課程委員会を学部内に設けている。同委員会は、学部長を委員長とし、副学部長、各学科から選出された委員で構成されている。また、各学科から選出された委員は、各教科の教職課程の担当者と連携を取る体制としている。

委員会では、教職課程履修者を対象としたガイダンスの企画・実施・運営、学修状況の把握と効果的な指導を目的とした教職課程履修者との面談の企画・実施・運営、教育実習の適正な進捗を図るための巡回指導の企画・運営、及び教育実習の実施状況の把握などを行なっている。また、教職課程の授業科目の新設や廃止を含めた教育課程の評価、及び改善について定期的に検討している。

さらに、本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年2回、学生に対して学習成果実感調査（授業評価アンケート）を実施している。外国語学部ヨーロッパ言語学科もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。その結果は、科目担当教員にフィードバックするとともに、学科カリキュラム委員が精査、及び分析の上、学科としての学位プログラムの検証に活用している。

なお、英語能力のさらなる向上を図るために、「英語コミュニケーション」に設置する科目の見直しの必要性について検討している。

⑤ 長所・特色

ヨーロッパ言語学科では、多文化共生の素養を有するとともに、個々の言語の運用能力と教授能力を備えた外国語教員の養成を目指している。これを具現化するために、

- ア. 専攻語、及び専攻語圏の枠を越えたヨーロッパについての幅広い学びを提供している。
- イ. 外国語教員に必要な資質として確かな外国語運用能力の修得を必須要件であると考え、英語科においてはTOEIC L&R 630点を、ドイツ語科・フランス語科においてはCEFR B1レベルを基準点とし、3年次終了までにそれに達しない場合は4年次の教育実習を履修できないようにしている。
- ウ. 1年次末に各言語「海外実習」を開講し、座学だけでなくフィールドワークを含んだ総合的な語学・異文化理解の学習機会を提供している。
- エ. 教員養成のための重要科目である各教科の指導法「教科教育法」を専門教育科目に開設し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

⑥ 問題点

入学当初の教員免許状取得希望者に比して、卒業時に実際に教員免許状を取得するに至る者が必ずしも多くない。この点に関する問題意識を関係者で共有するとともに、その理由及び改善への方策についての検討を行う。

ドイツ語及びフランス語による教育実習が可能な学校が少なく、その結果ドイツ語科及びフランス語科の教員免許状取得希望者が当該科目で教育実習を行うことが難しい。

・アジア言語学科

① 教育課程の体系性

外国語学部アジア言語学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（英語）
- 高等学校教諭一種免許状（英語）
- 中学校教諭一種免許状（中国語）
- 高等学校教諭一種免許状（中国語）
- 中学校教諭一種免許状（国語）
- 高等学校教諭一種免許状（国語）

アジア言語学科は、多文化共生が求められる国際社会の中で、専攻する言語（中国語、韓国語、インドネシア語、日本語）の高度な運用能力の習得を図るとともに、英語の確かな運用能力

の養成に力を注ぐこと、そして、専攻語圏及びアジアの文化、社会、歴史についての知識を教授するだけでなく、教室内外での多様な学習機会を提供することにより、豊かな教養とチャレンジ精神を備えグローバル社会で活躍できる自律した人材を育成することを設置の目的とする。以上の目的のもと、アジア言語学科では、2学校種・3教科の教職課程を編成している。

アジア言語学科において教職課程（英語）を設置する趣旨は、国際語として英語の重要性がますます高まっているグローバル社会の中で、(a) 教職を目指す明確な意志と情熱、(b) 英語教員として実践的で効果的指導を行うのに必要な専門的知識と技能、(c) 生徒に対する愛情と理解、(d) 周囲との協調性と豊かな人間力、を兼ね備えた英語教員を養成することである。この目的を達成するために、4年間を通した体系的な教育課程を編成している。

中学校・高等学校英語科では、本学科の基本的目標に基づき、コミュニケーションとしての英語を教授するために必要な高度な運用能力、教科指導にかかわる専門知識、実践的指導力を併せ持つ、主体的に教育的課題に取り組む使命感と生徒への愛情に満ちた英語科教員を養成する。そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

すべての学校種において、学科の特性に配慮し、要の「教科に関する専門的事項」のうち、「英語学」「英文学」はその専門性を担保するために英語学科の科目を配置する一方、「英語コミュニケーション」「異文化理解」は学科の教育上の目的に則して学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

アジア言語学科において教職課程（中国語）を設置する趣旨は、歴史的にも現代社会においても、国際社会における中国の存在は多大なものである。特に目覚ましい経済力の進展とともに、世界における中国語の必要性は英語に次ぐものとなりつつある。このような中国語を中学校・高等学校において指導できる人材を養成することである。

中学校・高等学校の中国語科では、本学科の基本的目標に基づき、コミュニケーションとしての中国語を教授するために必要な高度な運用能力、教科指導にかかわる専門知識、実践的指導力を併せ持つ、主体的に教育的課題に取り組む使命感と生徒への愛情に満ちた中国語科教員を養成する。そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

すべての学校種において、一般的包括的内容を含む必修科目はもとより、要の「教科に関する専門的事項」は、すべて学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

アジア言語学科において教職課程（国語）を設置する趣旨は、人間の思考やコミュニケーションにとって「ことば」は不可欠な要素であり、それ故、国語科教員は、「ことば」に関する専門的知識と確かな運用能力を身につけるとともに、豊かな言語感覚を磨くこと、文化・文学に関する知識を有することが求められる。特に、多文化共生の理念やグローバル化が凄まじいスピードで進む現代社会では、改めて「ことば」、ひいては、国語科教育の重要性が認識され、高度な専門知識を有する国語科教員の養成が急務とされている。

我が国の国語科教育に貢献することを社会的使命であると認識し、従来から本学科（本専攻）が専門領域としているアジアの言語（中国語、韓国語、インドネシア語、日本語）の習得、及び

日本語非母語話者を対象とした日本語教師の養成に国語科教員の養成を有機的に組み合わせることによって、日本語を客観的に相対的に捉えることが可能となり、日本語に対するグローバルな視点と国語科教員として求められる知識と能力、及び学校現場で通用する実践的指導力を備えた教員を養成することを目指す。

そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

すべての学校種において、一般的包括的内容を含む必修科目はもとより、要の「教科に関する専門的事項」は、すべて専攻専門教育科目を配置し、専攻の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。また、本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。しかし学校現場に対応したICT活用指導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

③ キャップ制の設定状況

外国語学部アジア言語学科は、学科の学士課程教育を軸にキャップ制を設定している。教職課程に関しては、本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。外国語学部アジア言語学科では、「教科及び指導法に関する科目」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。一方、「教育の基礎的理解に関する科目等」においては、教職課程教育センター開講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等は、当該学期の履修制限単位数（24単位）に含めていない。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

外国語学部では、教職課程に関わる全般的な運営について審議することを目的とした教職課程委員会を学部内に設けている。同委員会は、学部長を委員長とし、副学部長、各学科から選出さ

れた委員で構成されている。また、各学科から選出された委員は、各教科の教職課程の担当者と連携を取る体制としている。

委員会では、教職課程履修者を対象としたガイダンスの企画・実施・運営、学修状況の把握と効果的な指導を目的とした教職課程履修者との面談の企画・実施・運営、教育実習の適正な進捗を図るための巡回指導の企画・運営、及び教育実習の実施状況の把握などを行なっている。また、教職課程の授業科目の新設や廃止を含めた教育課程の評価、及び改善について定期的に検討している。

さらに、本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年2回、学生に対して学習成果実感調査（授業評価アンケート）を実施している。外国語学部アジア言語学科もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。その結果は、科目担当教員にフィードバックするとともに、学科カリキュラム委員が精査、及び分析の上、学科としての学位プログラムの検証に活用している。

なお、英語能力のさらなる向上を図るために、「英語コミュニケーション」に設置する科目の見直しの必要性について検討している。

⑤ 長所・特色

アジア言語学科では、多文化共生の素養を有するとともに、個々の言語の運用能力と教授能力を備えた外国語教員、及び複数言語の運用能力と日本語を母語としない人々への日本語教育の素養を備えた国語科教員の養成を目指している。これを具現化するために、

ア. 専攻語、及び専攻語圏の枠を越えたアジアについての幅広い学びを提供している。

イ. 外国語教員に必要な資質として確かな外国語運用能力の修得を必須要件であると考え、英語科においてはTOEIC L&R 630点を、中国語科においてはCEFR B1レベルを基準点とし、3年次終了までにそれに達しない場合は4年次の教育実習を履修できないようにしている。

ウ. 1年次末に各言語「海外実習」を開講し、座学だけでなくフィールドワークを含んだ総合的な語学・異文化理解の学習機会を提供している。

エ. 国語科においては、アジアの言語（中国語・韓国語・インドネシア語・日本語〈留学生〉）と英語の運用能力の向上、及び、日本語学・日本語教育に関する高度な知識・技術の習得を目的とした専門教育科目を多数設置している。

オ. 教員養成のための重要科目である各教科の指導法「教科教育法」を専門教育科目に開設し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。

⑥ 問題点

入学当初の教員免許状取得希望者に比して、卒業時に実際に教員免許状を取得するに至る者が必ずしも多くない。この点に関する問題意識を関係者で共有するとともに、その理由及び改善への方策についての検討を行う。

中国語による教育実習が可能な学校が少なく、その結果中国語科の教員免許状取得希望者が当該科目で教育実習を行うことが難しい。

・英米語学専攻

① 教育課程の体系性

外国語学専攻科英米語学専攻において取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所要資格を有することが条件となる。

- 中学校教諭専修免許状（英語）
- 高等学校教諭専修免許状（英語）

英米語学専攻は、英語教育の実践、その基盤となる学問諸分野の研究、また英語教育に関連する専門職の職務遂行に当たって、専門的知識と日本語・英語の高いコミュニケーション能力に支えられた課題分析力と問題解決力を駆使し、強い倫理観と信念をもってよりよい社会・システム構築のために貢献し続けられる人材の養成を目的としている。

この目標に基づき、研究課題を適切に設定し、必要な資料・データの適切な収集・整理・分析を行い、論理的に結論を導く技能を持つとともに、英語教育と密接に関わる分野に関する最新の研究を踏まえたより高度な英語運用能力、教科指導にかかわる専門知識、実践的指導力を有した英語科教員を養成する。そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守し、科目を設置している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

ICT、及びCALL（Computer Assisted Language Learning）に関して、1年次春学期に「英語教育情報論研究」、1年次秋学期に「英語教育情報論発展セミナー」、2年次春学期に「英語教育情報論セミナー」を開設している。

③ キャップ制の設定状況

キャップ制の導入は行っていないが、学生は履修科目を指導教員と相談して決めている。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

英米語学専攻では、毎年作成する「研究指導計画書」で教育成果を自己点検・評価することで、教育課程の適正化を図っている。そして、各授業の時間内外において、学生と教員間、教職員同士の対話を促進する取り組みを行い、学生の意見や状況を反映した授業運営を実施している。

⑤ 長所・特色

英語教育の方法論、仮説構築の基盤となる資料・データの収集・整理・分析手法、基本的研究成果について体系的かつ応用可能な知識を基礎的事項から応用的な内容へと段階的に身につけることを目的として、「英語教育教授法」「英語教育4技能指導研究」「英語教育情報論研究」「英語教育学習理論研究」「英語教育フォーカスオンフォーム」について、1年次春学期・秋学期・2年次春学期にわたってそれぞれ科目を配置するという充実した科目編成を行なっている。

国内外の英語教育現場の実情を知り、授業で学んだ理論の実践手法を調査・研究することを目

的とし、調査課題の設定と調査手法の選択、調査結果分析と報告書執筆を行う「英語教育海外フィールド・リサーチ」「英語教育国内フィールド・リサーチ」を開設している。

特徴的な入学者選抜として、中学校・高等学校の現役英語教員を対象とした「社会人推薦入試」を実施している。なお、この制度で入学した学生は、修士論文の代わりに以下の要件を備えた「課題研究報告書」を選択し執筆することができる。

a) 問題提示の明確さと意義 b) 課題設定の適切性 c) 倫理性 d) 教育現場の現状と問題点に関する理解 e) 調査方法選択の適切性 f) 調査結果の分析と解釈の適切性 g) 結論に至る議論の過程の論理性、実証性 h) 報告書の形式、構成、表現の適切性

⑥ 問題点

教員免許状取得希望者が少ない。この点に関する問題意識を関係者で共有するとともに、改善への方策についての検討を行う。

・中国語学専攻

① 教育課程の体系性

外国語学研究科中国語学専攻において取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所要資格を有することが条件となる。

- 中学校教諭専修免許状（中国語）
- 高等学校教諭専修免許状（中国語）

中国語学専攻において教職課程（中国語）を設置する趣旨は、高度な中国語運用能力と専門性、深い学識と幅広い教養、そして課題解決の技能と企画力を身につけて、中国語圏の教育・文化・社会等に関する知見を有した高度専門職業人である中国語科教員の養成を行うことにある。

この目標に基づき、既に有している教科指導にかかわる専門知識や実践的指導力を基盤とした上で、研究課題を適切に設定し、必要な資料・データの適切な収集・整理・分析を行い、論理的に結論を導く技能を持つとともに、中国語と密接に関わる分野に関する最新の研究を踏まえたより高度な中国語運用能力を有した中国語科教員を養成する。そして、体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守し、科目を設置している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

特定の科目は設定していないが、コンピュータ上での言語資料や文献の処理又はデータの統計処理を行う能力を各科目で養成している。

③ キャップ制の設定状況

キャップ制の導入は行っていないが、学生は履修科目を指導教員と相談して決めている。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

中国語学専攻では、毎年作成する「研究指導計画書」で教育成果を自己点検・評価すること

で、教育課程の適正化を図っている。そして、各授業の時間内外において、学生と教員間、教職員同士の対話を促進する取り組みを行い、学生の意見や状況を反映した授業運営を実施している。

⑤ 長所・特色

中国語学（共時的研究）、中国語学（通時的研究）、中国語学（総合研究）、中国文学、中国文化など、中国に関する広範な研究を行うことができる。また、アジア地域研究、東洋史研究、中国語通訳・翻訳研究など、より広い視野を身につけるための科目も設置している。

⑥ 問題点

教員免許状取得希望者がいない。この点に関する問題意識を関係者で共有するとともに、改善への方策についての検討を行う。

〈6〉文化学部

文化学部は、2000（平成12）年、国際化時代に「文化」を軸に交流できる人の育成をめざして、「国際文化学科」1学科でスタートした。設立時は英語運用能力や情報処理能力の育成を重視し、日本文化コース・アジア文化コース・アメリカ文化コース・ヨーロッパ文化コースの4つのゆるやかなコース制をとり（コース間の垣根を低くした）、広く世界の文化を学ぶことをめざした。

教職課程については、学びの対象が「世界の文化」である点から、社会科、地理歴史科の教職課程の設置も検討されたが、学部・学科の学びの中心が「異文化理解」にあり、「英語コミュニケーション」や「英米文学」に関する科目が充実していることから、中学校・高等学校の英語科の教員養成課程の設置を申請し、2001（平成13）年度入学生から履修できるようになった。ヨーロッパ文化コース・アメリカ文化コースの学生はもちろん、日本文化コース・アジア文化コースの学生のなかにも教員養成課程を履修し、英語科の教員免許状を取得した者がいる。

2015（平成27）年度からは、国際文化学科の4つのコースのなかの日本文化コースを、京都文化学科として分離・独立・発展させ、国際文化学科は、人文学の体系に基づき、歴史文化コース、思想文化コース、文学・芸術コースの3コースに再編した。引き続き、中学校・高等学校の英語の教員養成課程を設け、イギリス文学・アメリカ文学・アメリカ文化などを専門的に学ぶ学生などが教職課程を履修した。

京都文化学科では、学科の学び・特色を踏まえ、中学校社会科・高等学校地理歴史科の教員養成課程を申請し、2016（平成28）年度入学生から履修できるようになった。

国際文化学科は、2019（令和元）年度からは、人文学の視点を中心とする総合文化コースと世界各地の文化の地域性に着目した地域文化コースの2コース制とし、英語プログラムなど、進路も意識したプログラムを設けた。

・国際文化学科

① 教育課程の体系性

文化学部国際文化学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（英語）
- 高等学校教諭一種免許状（英語）

文化学部国際文化学科は、グローバルな時代において、文化的な視点でものごとをとらえ、世界の人々と交流できる人材の育成に努めている。したがって、その中で養成される教師像も、本学が位置する京都文化を起点とした日本文化と世界の多様な文化を理解し、十分な英語運用能力を駆使して交流することができる人である。英語運用能力に関しては、読む・聞く・書く・話す、の4技能の習得とともに英語文化に関する知識を高め、世界の人々と積極的に交流をはかることを重視している。さらに、多様な文化の理解を深め、現代の国際情勢を把握する力を備えた人が、我々が目指す教師像である。

上記の目的を達成するための教職課程について、教育職員免許法及び同施行規則の規定を踏まえ、次のように設定している。「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のうち、「日本国憲法」2単位・「体育」3単位・「外国語コミュニケーション」2単位は全学共通教育科目として、また「数理・データ活用及び人工知能に関する科目は情報機器の操作」2単位は学部専門教育科目として開講している。「教育の基礎的理解に関する科目等」については、一般性の高い一部の科目を除き、全学の教職課程科目として開講している。

「教科及び教科の指導法に関する科目」に関して、「教科に関する専門的な事項」については、4つの領域、すなわち「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「異文化理解」に、多くの科目をバランス良く配置している。

教職課程の科目として設定された上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」は、すべて学科の専門教育科目に属し、学科全体の教育と結びついている。担当者も、その多くが専任教員であり（一部の英語コミュニケーション科目などは、ネイティブの非常勤講師が担当している）、全体として、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している

このほか、「大学が独自に設定する科目」については、全学の教職課程教育センターの開講科目が多いが、司書教諭に関する科目は本学科の専門教育科目で、本学科の専任教員が担当している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

国際文化学科のディプロマ・ポリシーの1つとして、「時代のニーズに応じ、適切な倫理観に立脚した情報処理能力を有していること」というものがある。2000（平成12）年の学部（国際文化学科）設立以来、英語運用能力とともに情報処理能力の習得が人材育成の重要な要素であるととらえてきた。したがって、1年次の必修科目として「情報処理実習（基礎）」が設定されている。この科目では、Windowsのパソコンを使用して、コンピューターとインターネットの使い方を学び、マイクロソフトのWord、Power Point、Excelの実習を行っている。高校で習得した技能の復習となる学生もいるが、すべての学生がICTを身近に感じるように指導している。さらに、昨今、問題となっている情報倫理の教育もおこなっている。学期末には授業の到達目標を測るテストが課され、適切な学修量が提供されていることを確認している。

教職課程履修者は、上記科目に加え「情報処理実習（中級）」も必修科目として履修する。この科目は、Excelの表計算を中心に、高度なスキルを磨くものである。さらに、応用科目とし

て、ウェブページの作成方法を習得するものもある。

また、学校現場でのGIGAスクール構想、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」なども意識し、対応を考えている。さらに大学全体として、2021（令和3）年度よりノートパソコンの必携化、新型コロナウイルス感染症流行への対応としてのオンライン授業環境の充実、オンライン講義の増加も行っている。

このように、ICTの活用指導力を身につける機会を幅広く提供して、今日の中等教育現場の取り組みに対応できるような教育を施している。

③ キャップ制の設定状況

文化学部では2019（令和元）年度入学生から、第2 Semester以降、通算GPAに基づき履修登録上限単位数を設定している。このキャップ制は、教職課程履修者にも適用され、上限は1 Semester 24 単位である。通算GPAが2.0以上の場合は24 単位、GPAが1.0以上2.0未滿の場合は20 単位、GPAが1.0未滿の場合は16 単位を上限とした履修登録となる。ただし、GPA 2.0を維持することが求められているわけではない。少なくとも2.0を目標にするような指導をおこなっている。教職課程履修者が必要とする単位数は他の学生よりも多いが、上限単位の確保は、単位の「量」よりも「質」を重視する学部の方針と合致する。ただし、「英語科教育法」と「教育実習」等は、上限単位に該当しない。キャップ制を導入することは、1 単位あたりの学修時間を確保することになり、学びの質の向上につながっていると考えられる。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

国際文化学科の教育課程は、自己点検・評価の結果を踏まえて、見直されてきた。在学生の関心や受験生の動向を考慮するとともに、文化学のあり方を議論し、よりよい課程の構築を目指してきたのである。2015（平成27）年度、京都文化学科の創設に伴い、これまでの地域の枠組み中心の文化研究（日本文化、アジア文化、ヨーロッパ文化、アメリカ文化の4コース）から人文学の枠組みを重視した文化研究（歴史文化、思想文化、文学・芸術文化の3コース）に移行し、さらに、2019（令和元）年度には、人文学と地域という2つの視点（総合文化コースと地域文化コースの2コース）で文化を学ぶように再編された。

英語の教育課程については、学科全体の改革とは別に独自の自己点検・評価をもとに、様々な改革をおすすめてきた。学科開設当初は、必修科目14 単位、選択必修科目4 単位であったが、2005（平成17）年度には、必修科目を10 単位に、選択必修科目を8 単位とした。学生の選択を優先させた結果である。さらに、大きな改革は、2013（平成25）年度、大学全体で英語教育課程の見直しがおこなわれ、必修科目8 単位が全学共通教育の英語科目へ移行されたことである。この全学の英語科目は、TOEICやコミュニケーションを軸とした実学傾向が強いものとなった。そこで、本学科の専門の英語教育では、アカデミックな要素を重視し、英語をとおして文化を学ぶことに力を入れることとなった。現在、本学科の英語の必修科目は6 単位、選択必修科目は4 単位である。

こうした改革によって、本学科の専門教育科目としての英語必修科目が減少し、さらに2013（平成25）年度から英語以外の外国語を選択必修として選ぶことも可能となったが、教職課程履修者は一貫して英語科目18 単位（全学共通教育科目の英語8 単位を含む）以上の履修が求め

られている。今日、中等教育の現場で必要なコミュニケーションのスキルを向上させる科目と文化を英語という媒体で学ぶアカデミックな科目を提供することによって、本学科は充実した教育課程の構築に努めている。

なお、国際文化学科は設立当初から、第2外国語の学習について、中国語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・スペイン語から選択必修としている。英語以外の外国語を学ぶことが、英語の理解にもプラスになることはいうまでもない。今後もカリキュラムや科目の見直しを行う中で、その改善・充実に努めたい。

⑤ 長所・特色

本学科の英語教育課程の特色は、すでに述べてきたように、英語をとおして文化を学び、異文化理解を深めることである。その目的を達成するために、「歴史文化特論」や「英語言語文化論」の他に、「アメリカ文化論」、「アメリカ文化特論」、「英語文化講読（歴史・思想）」「英語文化講読（世界の文化）」「英語で読む日本社会」など様々な科目を提供し、中には講義が英語でおこなわれるものもある。

また、2019（令和元）年度には、新たな試みとして、「英語プログラム」を立ち上げた。これは、教職課程を履修している中学校・高等学校の英語科教員志望の学生、将来、英語を使用する仕事に従事したい学生、在学中、英語圏の留学を希望する学生、英語学、英語圏文化・文学などの専門分野を極めたい学生を対象としたもので、基本的な4つのスキルを磨くとともにより専門的な英語に触れる機会を得て、英語に特化した演習科目を選択し、システムティックに英語を学ぶもので、留学も奨励している。最終的に、TOEFL550点以上あるいはTOEIC L&R 730点以上取得者には、卒業時に修了証が与えられる。

登録者は、2019（令和元）年度29人（教職履修者5人）、2020（令和2）年度34人（同9人）、2021（令和3）年度16人（同4人）、2022（令和4）年度18人（同8人）であった。新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会がオンラインで開催されるなど学生に十分な情報が提供されなかったこともあり、登録者が必ずしも多いわけではない。令和4年度に、最初のプログラム修了者を送り出すので、その学生たちがこのプログラムで学んだことを検証し、今後のあり方を検討する必要がある。

⑥ 問題点

本学科の教職課程における最大の問題は、履修者数の伸び悩みである。1年次の履修者を2014（平成26）年度から見ると、3年間は30人台、その後4年間は20人前後、そして2021（令和3）年度は9人まで減少している。履修者数は、年次が上がるにつれて減少傾向にあり、最終的に教員免許状を取得する人数は極めて少ない。2018（平成30）年度入学生で教職課程を履修した学生は19人、そのうち2021（令和3）年度に卒業して教員免許状を取得したのは3人であった。過去3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因しているともいえる。しかし、それ以前から、履修者の減少は顕著である。もちろん、社会的な影響（教員への過剰な負担）により、教員志望の学生が減少していることも無視できない。しかし、学科としては、履修者のデータを客観的に分析し、教員養成に力を入れる必要がある。英語プログラムを充実させることは1つの方法であるが、教員養成に特化した対策、1年次から4年次までのきめ細

かい学生への指導が求められる。

・ 京都文化学科

① 教育課程の体系性

文化学部京都文化学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（社会）
- 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

京都文化学科は当初、京都文化コースと京都文化英語コミュニケーションコースの2コース制であり、教職課程履修者は、京都文化コースの学生が多い。

文化学部京都文化学科が目指す教師像をまとめると、以下の通りである。

文化学部京都文化学科は、現在世界から注目されている日本文化、その中心的な位置にある京都文化について、歴史、思想、文学・芸術などの専門的な知識や手法により追究し、その知恵や魅力を国内外に発信することができる人材の育成を目指している。したがって、その中で養成される教師像も、グローバルな視点を持ちつつも、日本の伝統や文化を深く理解し、日本の社会・地理歴史に関する専門的な知識や能力を有し、かつ教師としての資質を備えた人となる。

教師の資質に関しては、明確な意志と情熱を持って教育に携わることができること、様々な問題に主体的に取り組み解決する力を有すること、向上心があること、子どもに対する愛情と理解があること、コミュニケーション能力や協調性があること、学校現場はもとより地域社会に貢献できることが重要だと考えている。

日本の伝統文化、社会・地理歴史に関しては、大学での専門的な学びとともに、京都の街中でのフィールドワークなどを通して現実社会と向き合う中で、問題の発見や課題の解決について実践的な力を身に付けることが重要だと考えている。

このような目標を達成するために、教育職員免許法及び同施行規則の規定を踏まえ、文化学部京都文化学科では、以下のような教職課程を設定している。

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のうち、「日本国憲法」2単位・「体育」3単位・「外国語コミュニケーション」2単位は全学共通教育科目として、また「数理・データ活用及び人工知能に関する科目は情報機器の操作」2単位は学部専門教育科目として開講している。「教育の基礎的理解に関する科目等」については、一般性の高い一部の科目を除き、全学の教職課程科目として開講している。

「教科及び教科の指導法に関する科目」に関して、前者の「教科に関する専門的事項」については、中学校社会科、高等学校地理歴史科、それぞれ次のように設定している。

中学校社会科の5領域では、「日本史・外国史」に関しては「日本史概論」・「東洋史概論」・「西洋史概論」をそれぞれ2単位必修とし、日本史・京都の歴史・考古学・資料講読・日本文化・京都の文化財に関する科目などを配置し選択としている。「地理学（地誌を含む。）」・「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」の4領域に関しては、各領域1～3科目を必修又は選択とし、文化学部の専門教育科目を選択科目として多く配置し、充実を図っている。また、「社会科教育法」については「社会科教育法1・2」・「社会科教育法3・4」を2クラスずつ、少し内容が異なるものを設置し、学生の授業選択に便宜を図っている。以上の担当者の多くは、本学科又は本学部の専任教員であるが、「おもてなし文化論」のように、実社会と

のつながりを意識し、現場で活躍されている方をゲスト講師として招く科目もある。

高等学校地理歴史科の4領域については、より高い専門性が求められる。「日本史」では、「日本史概論」と「日本史資料論Ⅰ」を必修とし、日本史・京都の歴史・考古学・資料講読・日本文化・京都の文化に関する多くの科目を選択としている。「外国史」では、「東洋史概論」「西洋史概論」を必修とし、アジアの文化・ヨーロッパの文化に関する2科目を選択としている。「人文地理学・自然地理学」に関しては、「人文地理学概論」「自然地理学原論」を必修とし、京都の地理などに関する3科目を選択としている。「地誌」については「地誌学概論」を必修科目として配置している。そして、「地理歴史科教育法」については、地理・歴史をそれぞれ専門とする学科の専任教員2名がリレー（オムニバス）形式で担当している。

上記の科目の多くは、学科又は学部の専門教育科目であり、担当者も学科又は学部の専任教員がほとんどであり、全体として、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

京都文化学科も国際文化学科同様、情報処理能力を重視し、2015（平成27）年の学科設立以来、学部の専門教育科目として、「情報処理実習（基礎）」を1年次の必修科目として設定している。この科目では、Windowsのパソコンを使用して、コンピューターとインターネットの使い方を学び、マイクロソフトのWord、Power Point、Excelの実習をおこなっている。高校で修得した技能の復習となる学生もいるが、すべての学生がICTを身近に感じるように指導している。さらに、昨今問題となっている情報倫理の教育もおこなっている。学期末には授業の到達目標を測るテストが課され、適切な学修量が提供されていることを確認している。

教職課程履修者は、上記科目に加え「情報処理実習（中級）」も必修科目として履修する必要がある。この科目は、Excelの表計算を中心に、高度なスキルを磨くものである。さらに、応用科目として、ウェブページの作成方法を習得するものもある。

また、学校現場でのGIGAスクール構想、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」なども意識し、対応を考えている。さらに大学全体として、2021（令和3）年度よりノートパソコンの必携化、新型コロナウイルス感染症流行への対応としてのオンライン授業環境の充実、オンライン講義の増加も行われている。

このように、ICTの活用指導力を身につける機会を幅広く提供して、今日の中等教育現場の取り組みに対応できるような教育を施している。

③ キャップ制の設定状況

文化学部では2019（令和元）年度入学生から、第2セメスター以降、通算GPAに基づき履修登録上限単位数を設定している。このキャップ制は、教職課程履修者にも適用され、上限は1セメスター24単位である。通算GPAが2.0以上の場合は24単位、GPAが1.0以上2.0未満の場合は20単位、GPAが1.0未満の場合は16単位を上限とした履修登録となる。ただし、GPA2.0を維持することが求められているわけではない。少なくとも2.5を目標にするような指導をおこなっている。教職課程履修者が必要とする単位数は他の学生よりも多いが、上限単位の確保は、単位の「量」よりも「質」を重視する学部の方針と合致する。ただし、「社会

科教育法」や「地理歴史科教育法」、さらに「教育実習」などいくつかの教職に関する科目については、上限単位に該当しない。キャップ制を導入することは、1単位あたりの学修時間を確保することになり、学びの質の向上につながっていると考えられる。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

京都文化学科は2015（平成27）年、「京都文化コース」・「京都文化英語コミュニケーション」の2コースでスタートしたが、学生の希望や京都の特徴、現代社会とのつながりを意識し、2021（令和3）年度には「京都文化コース」「英語コミュニケーションコース」「観光文化コース」の3コースになった（定員は100名から150名に増加）。

教職課程履修については、2016（平成28）年度に始まったので、設立以降大きな変更はない。これまで教員免許状を取得して卒業した学生の数もそれほど多くはない。直近の3年間では、卒業生が毎年およそ90名いるのに対し、中学校社会科の教員免許状取得者は2021（令和3）年度が4名・2020（令和2）年度が2名・2019（令和元）年度が3名、高等学校地理歴史科では2021（令和3）年度3名・2020（令和2）年度2名・2019（令和元）年度4名である。しかし、最近の京都文化学科の入学者には、教職課程履修希望者が増えているというデータもある（教職ベーシックプログラム登録者数は2019（令和元）年度11名・2020（令和2）年度14名・2021（令和3）年度22名）。また、他大学の通信教育課程を通して、小学校の免許も取得しようという動きについては、2019（令和元）年度は2名、2020（令和2）年度は0名、2021（令和3）年度は1名であった。新型コロナウイルス感染症対策の関係で、十分な周知ができなかった可能性があるが、全般的な教職課程履修者の今度の増加に期待しつつ、さらなる充実を考えたい。なお、教職課程履修者は、「京都文化コース」の学生が中心である。「英語コミュニケーションコース」の学生は長期留学が必須で、しかも免許状が英語科ではないので、希望者が少ないと考えられる。なお、2021（令和3）年度からは京都文化学科に新たに観光文化コースが設置され、観光関係の科目が増えたが、教職課程に関わる科目はそれほど大きな変化はない。京都文化・日本文化を中心に、現場での学びを通して、それらに精通し、かつ教育に関する熱意と技能を身に付けた教員を育成すべく、さらな課程の充実をめざしたい。

⑤ 長所・特色

京都文化学科の魅力・長所は、1年次から必修科目「京都文化フィールド演習」を通して、京都という日本の文化・伝統の中心的な場所で、様々なホンモノと出会い学ぶことができることである。そして2年次以降のゼミ（「基礎演習」「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」）では、上記の学びを踏まえ、調べること、考えること、発表すること、表現すること（レポートをまとめることを含む）を身につける。専門教育科目の多くが、中学校社会科・高等学校地理歴史科の内容と大きく関わっているといえる。

これらと全学の共通教育科目、教職課程科目とをあわせて履修することにより、京都文化学科が掲げた教師像につながる卒業生が多く輩出されるものと思う。なお社会科・地理歴史科という教科の性格を考えた場合、時間割・単位数などを考えるとそれほど簡単ではないが、文化学部が中心に運営している、学芸員課程も同時に履修することができる。

⑥ 問題点

教職課程の履修（制度面）に関しては、高等学校公民科の教員免許状が取得できない点が残念である。また、英語コミュニケーションコースの学生には、英語科の教員免許状を取らせたいと課程認定申請の段階で検討・相談したが、実現できなかった。教職課程の履修者が伸び悩んでいる原因の1つはこのあたりにあると考えられる。なお、大学独自では小学校教諭の教員免許状が取得できないが、他大学の通信教育課程を通して、小学校教諭の教員免許状も取得できるようになっている点は、ありがたい。

さらに、教科に関する知識・技能を向上するための学生の積極的な学習が求められる。教職課程と学芸員課程の同時履修や、教職課程用の履修モデルや関係する科目の紹介などを行うことで、きめ細かくかつ積極的な履修が進められるようにしたい。

〈7-1〉理学部

・数理科学科

① 教育課程の体系性

数理科学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（数学）
- 高等学校教諭一種免許状（数学）
- 高等学校教諭一種免許状（情報）

理学部数理科学科においては、数理科学分野の体系性にに基づき、数理科学の基礎としての「線形代数」と「微分積分学」を学び、その先には、数や演算の本質に迫る「代数学」や、空間の学問である「幾何学」、微分積分学の発展である「解析学」やその応用である「確率論」といった分野を学ぶ。そして、数理科学の諸問題の理論、及び応用を修得し、社会において指導的役割を果たし得る人材を養成することを目的としている。さらに、数理科学科の教職課程が目指している教員像は次の3つの能力を持った教員である。1つ目は自らが学ぶことの面白さを知り、生徒の学習への関心を喚起することができること。2つ目は数学がどのような場面で活用されているかを幅広く理解し、生徒に還元できること。3つ目は将来の社会を担っていく若者たちに「数学の大切さ」「数学の楽しさ」を伝えることである。つまり、数理科学科出身ならではの「数学に強い教員」の育成を目指している。

また、卒業要件上必修科目を「教科に関する専門的事項」の一般的包括内容を含む教職課程上必修科目として位置づけ、「教科に関する専門的事項」を履修するよう教育課程を編成している。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科ごとの必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

すべての学校種・教科の科目区分に学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。要の「教科に関する専門的事項」は、すべて学科専門教育科目を配置している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

本学では 2021（令和 3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。

ICTに関わる科目は数学科・情報科の免許取得上の必修科目だけでなく、学科の専門教育科目として設けられていて、ICTの活用指導力向上のための学びを保証している。さらに、理学部開講科目ではないが、「数学科教育法」や「数学科授業論」ではICTを活用したプレゼンテーションや模擬授業などを実践している。

③ キャップ制の設定状況

数理科学科では、キャップ制は、あくまで数理科学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭に置き、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。

数理科学科では、「教科に関する専門的事項」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。加えて、「教育の基礎的理解に関する科目等」においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、当該学期の履修制限単位数（24 単位）に含めている。一方、教職課程教育センター開講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等はキャップ対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

共通教育科目、専門教育科目等を体系的に編成し、専門教育科目として数理科学に関する幅広い教養と基礎的な専門知識を育むための講義、演習、実習、特別研究（卒業研究）を適切に組み合わせた授業科目を開講している。そして、身に付けさせたい資質・能力として、解析学、代数学、幾何学、論理と集合の専門知識と、課題の探求、分析、解決と成果の発表ができる専門技能の習得を目指している。教育課程については、科目ナンバリング等を用いて、その体系性や構造を明示している。

学科の教職課程運営委員により、学科内において、教育実習巡回指導における学生の状況や、「教育実習の報告・反省会」（教職課程教育センター主催）における報告内容、教員採用試験受験者の結果、教員就職者数（非正規採用を含む）等を適宜共有している。情報共有をした後は、教員を目指す者に不足している要素、その時々教育改革や学校現場の変化を「教科に関する専門的事項」に適用する授業科目において補うことができるか、あるいは授業科目の新設や廃止を含めた教育課程の改善が必要かを定期的に見直している。

また、毎学期末に全学部で実施している「学習成果実感調査」により把握する学生の自己成長実感度や、個々の授業と教育課程に対する学生からの意見等により、教育課程の検証を行っている。本学が提供している教育課程の教育成果を自己点検・評価することで、教育課程の適正化を図っている。そして、各授業の時間内外において学生-教員間、そして教員間や教職員間の対話を促進する取り組みを行い、学生の意見・状況等を反映した授業運営を実施している。

今年度、「数学教育ゼミナール」という演習科目を新設している。教育における「問題（例題・演習問題等）」の意義を学び、目的に応じた問題作成力を身につけ、教職を目指す学生の指導力向

上を目指している。

⑤ 長所・特色

理学部で教職課程を履修できる点が最大の長所といえる。数学者の下で数学を学ぶことで、数理科学科が目指す教員像である「数学に強い教員」になれる環境がある。数理科学科では約4割の学生が教員免許状を取得している。そのため、教職に就くという同じ目標をもった学生達の協同の学びの場が日常的にできている。また、1学年の定員55人に対し、専任教員16人という徹底した少人数体制がとれ、教員を担任制の修学アドバイザーとして配置するほか、ティーチング・アシスタント（TA）の大学院生が授業をサポートし、きめ細かく指導できる教育環境を整えている。

さらに、教職課程の授業では教えられていない理学の視点から数学教育に重点を置いた数学教育コースを設置している。独自科目である「代数学と教育」、「幾何学と教育」、「解析学と教育」を修得することで、大学で学ぶ高等数学、及びその他の科学と、小中高12年間の教育課程を統一的に捉え、より深い知識と応用とを教えることができ、生徒の力を着実に伸ばす教育スキルと高い専門性を持った数学教員を育成している。

また、元学校教員の実務家教員が教職課程上必修科目のほか専門教育科目を担当している。学校現場の多様な実態を踏まえた上で、多くの教育活動について実践例を通して、学ぶことができる。

また、理学部開講科目ではないが、「教職ゼミナール」というフィールドワークを取り入れた科目に数理科学科の学生は多く登録している。そこでは、防災教育、SDGs、少年非行、未来のICT教育、不登校といった観点から様々な施設を見学している。

⑥ 問題点

「数学科教育法」において、多くの時間を模擬授業に充てることになり、カリキュラム・マネジメントについて学ぶ機会が少なく、教育課程の意義や重要性及び編成の方法について、十分に理解できていないのが現状である。今後改善が必要である。

ICTを用いた模擬授業を行なっているものの、主には提示や発表のためのツールとしての利用である。生徒一人ひとりが1台のタブレットを活用させる形態での授業の展開方法について学ぶ機会が必要である。

高等学校で情報科が必修化されたことに伴い質の高い教員の養成が望まれている。本学で唯一情報科教員免許状を取得できる数理科学科としては、その要請に十分に答えられるカリキュラムを用意しているものの、選択科目の修得単位数が多いこともあって、免許取得者数が伸びない。

数理科学科での教員構成において、数学教育的な視点から学生に接することができる教員が2名いるが50代後半と60代であり、高齢化が進んでいる。

・物理科学科

① 教育課程の体系性

物理科学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（数学）

- 中学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（数学）
- 高等学校教諭一種免許状（理科）

物理科学科では、理論・実験を通して物理学の基礎を身につけるとともに、巨視的スケールから微視的スケールへ至る物理現象を科学的に理解・解明する能力を修得し、実社会の諸問題に柔軟に対応できる人材、及び高度な専門職業人の育成を目的としている。物理科学科の教職課程では、こうしたことに基礎をおき、教職に対応できる総合的知識の習得を旨とする教育課程を編成している。

物理科学科の教職課程において、理想とする「理科」教員像は、次の3つの能力を持った教員である。1つ目は自らが学ぶことの面白さを知り、生徒の学習への関心を喚起することができること。2つ目は理科がどのような場面で活用されているかを幅広く理解し、生徒に還元できること。3つ目は将来の社会を担っていく若者たちに「理科の大切さ」「理科の楽しさ」を伝えることである。つまり、物理科学科出身ならではの「理科に強い教員」の育成を目指している。また、理想とする「数学」教員像は、次の2つの能力を持った教員である。1つ目はさまざまな物理現象その他の自然現象を理解するために、数学がどのような場面で活用されているかを幅広く理解し、生徒に還元できること。2つ目は物理その他の理科分野において、数学が未知の問題に取り組む上で有効な手段となり得ることを実感してもらえようような教育を行えることである。以上のように物理科学科では、物理科学科出身ならではの「理科に強い教員」「数学に強い教員」の育成を目指している。

卒業要件上必修科目を「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む教職課程上必修科目として位置づけ、「教科に関する専門的事項」を履修するよう教育課程を編成している。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科ごとの必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

一部の学校種・教科の科目区分における一般的包括的内容を含む必修科目は、他学科開設科目を適用するも、すべての学校種・教科の科目区分に学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。理科では、要の「教科に関する専門的事項」は、学科の特性から多くの基礎物理学に関する学科専門教育科目を配置している。学科の教育課程との関係が弱い生物学については、生命科学部専門教育科目を配置し補っている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すものである。

この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び

教材の活用を含む。)」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の修得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。

また、本学では2021(令和3)年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えており、ICT(情報通信技術)環境は問題ない。しかし学校現場に対応したICT活用指導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

物理科学科では、ICT活用指導力を習得させるための専門教育科目は設けていない。ICTに関係する学科の現況としては次のようなことが挙げられる。物理科学科では、教職科目に限らず、各専門科目の授業で学生のデバイスを活用している。新型コロナウイルス感染症拡大を機に、オンライン授業を行なっている。オンデマンドで授業を視聴できるようにして、繰り返しの復習を行い、理解を深めることに活用している。大学のオンライン授業のサポートシステムであるMoodleや、Zoom、Teamsといったシステムも、必要に応じて、教職課程科目、各専門教育科目の授業で利活用している。これらシステムは、授業だけでなく、各種会合、卒業研究発表会等にも用いている。このように学生がICTを用いる機会は顕著に増大している。

③ キャップ制の設定状況

物理科学科では、キャップ制は、あくまで物理科学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭に置き、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。

物理科学科では、教科及び教科の指導法に関する科目は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。加えて、教育の基礎的理解に関する科目においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、当該学期の履修制限単位数(24単位)に含めている。一方、教職課程教育センター開講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等はキャップ対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

物理科学科では、学部で連携し教育実習巡回指導、教職課程履修面談を行なっている。教育実習巡回指導では、教職免許取得を目指す学生の教育実習の現場に出向き、授業を参観して適宜助言を行なっている。教職課程履修面談は、3年次生時に実施し、その時点までの、各学生の教職科目履修状況、教職免許取得に向けた準備状況等について、学生と確認・話し合いの機会を設けて助言している。

本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年2回、学生に対して学習成果実感調査(授業評価アンケート)を実施している。物理科学科もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。これは、年度初めに目標を設定し、その目標に基づいて、学生の学習成果の実感を調査するものであるが、その結果を科目担当教員にフィードバックするとともに、学科内でも共有し、学科としての学位プログラムの検証に活用している。この調査は、「教科に関する専門的事項」に該当す

る科目はもとより、「教育の基礎的理解に関する科目等」についても実施し、改善に役立てている。

なお、今回、自己点検・評価を通じて、教職課程教育センターや他学部・他学科の先進的事例に触れることができた。今後それらを物理科学科内で共有し、教育課程の適切な見直し、及び充実を図る。

⑤ 長所・特徴

物理科学科の専任教員の中で、高等学校教諭一種免許状(数学)及び高等学校教諭専修免許状(理科)を有している教員が1名いる。この教員は高等専門学校で講師をしていた経験もあり、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(数理・データ活用及び人工知能に関する科目は情報機器の操作)、及び「教科に関する専門的事項」(コンピュータ)の科目である「計算機基礎A」を担当している。こうした構成員が担当する専門科目授業は、理科(コンピュータ)の知識と指導法のノウハウについて同時に学ぶことができる良い機会となっている。また、専任教員の中で、物理化学を専門とする教員が2名いる。この2名は「教科に関する専門的事項」(化学)で「化学通論A」、「化学通論B」を、化学実験(コンピュータ活用を含む)で「基礎化学実験」を担当している。これら構成員の授業では、理科の科目で主要な分野である物理及び化学を幅広く横断的により充実した形で習得させることが可能となっている。物理科学の専門分野はICTと結びつきが強い。数多くの専門科目の授業内容として、コンピュータを用いた計算、データ分析等は日常的に常に行なっている。ICTに関する取り組みを進めていく点で有利である。

⑥ 問題点

これから教員を目指す者が習得する必要があるICT活用指導力について、物理科学科では学科専門教育科目として開講していない。一方で計算機に関係する科目としては、「計算機基礎A」、「計算機基礎B」、「数値計算・シミュレーション」といった科目を開講している。学科の各専門科目授業で、授業内容をよりよく教授するために、その必要性に応じて、ICT技術は用いている。しかしそれはICT活用指導力の育成を意図したものではない。基礎的な事柄から順次より高度な事柄を扱っていくといった体系化された網羅的なものではない。

ICT活用指導力の養成に係る課題は、各学科の「教科に関する専門的事項」というより「教育の基礎的理解に関する科目等」や「各教科の指導法(情報通信技術を含む)」を中心に、教職課程教育センターのイニシアティブのもと、全学的に対応することが妥当である。

・宇宙物理・気象学科

① 教育課程の体系性

理学部宇宙物理・気象学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状(理科)
- 高等学校教諭一種免許状(理科)

理学部宇宙物理・気象学科における教職課程では、宇宙物理学及び気象学と、その学びの基本となる物理学を基礎として、「教職を目指す明確な意志と情熱」、「理学についての広い素養」、「環境問題や異常気象等の人類の課題に立ち向かう志を伝えることができる教育の能力」、「生徒に対する愛情と理解」、「周囲との協調性と豊かな人間性」を兼ね備えた教員の養成を教職課程設

置以来の基本的目標としている。この目標を具現化する手立てとして、宇宙物理学及び気象学を中心とする幅広い科学の実践的理解に基づき、深い教養と総合的知識の習得を旨とする教育課程を編成している。

理学部宇宙物理・気象学科では、「目指す教員像」として「物理学を基盤とする理学の広い知識と高度なデータ処理・分析能力に基づいた実践的指導力を備え、教職に対する愛着、誇りと豊かな人間性を併せ持った教員」を設定している。知識の表層的な伝達だけに留まらず、実験や観測、データ解析などの実践的な指導を通じて、生徒一人ひとりが自然現象の本質に対する理解を深めることのできる教員を養成する。

また、卒業要件上必修科目を「教科に関する専門的事項」の教職上必修科目と位置づけるだけでなく、「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目を別に配置することにより、科学に関するより広い視野を確保しながら「教科に関する専門的事項」を履修するよう教育課程を編成している。このように体系的な教育課程、及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科ごとの必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

一部の学校種・教科の科目区分における一般的包括的内容を含む必修科目は、他学科開設科目を適用するも、すべての学校種・教科の科目区分に学科専門教育科目を配置し、学科の教育課程と深く関連した教職課程の編成としている。要の「教科に関する専門的事項」には、学科の特性を生かし、多くの宇宙物理学、天文学、気象学、地球惑星科学等に関する専門教育科目を配置している。また、学科の教育課程との関係が相対的に弱い生物学についても、中学校理科第2分野、及び高等学校理科の「生物基礎」及び「生物」の教科指導に知識が必要なため、生命科学部専門科目を配置し補っている。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この改革案の目的は、一人ひとりの子どもに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含めたICT（情報通信技術）環境の実現である。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に教育の実現を目指すものである。

この改革案を遂行するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。このため、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年度入学生より、小・中・高「教育の基礎的理解に関する科目等」の既設事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、括弧内の内容を切り出し、新たな事項として「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が設けられ、当該事項1単位以上の習得が免許状取得上の要件となった。本学でも、この規則の改正を受け、科目の見直しを行い、教師のICT活用指導力充実に向けて、取り組み始めた。

また、本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業ができる体制を整えており、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。しかし学校現場に対応したICT活用指導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

③ キャップ制の設定状況

理学部宇宙物理学・気象学科では、キャップ制は、あくまで理学部宇宙物理・気象学科の学士課程教育に立脚した教員養成を行うことを念頭におき、授業科目として学位プログラムに相当関係を有するか否かで設定している。本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。

理学部宇宙物理学・気象学科では、「教科に関する専門的事項」は、学位プログラムの科目で構成されているため、キャップ制の対象としている。加えて、「教育の基礎的理解に関する科目等」においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、当該学期の履修制限単位数（24 単位）に含めている。一方、教職課程教育センター開講科目の「教育実習」や「教職実践演習」等はキャップ対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

理学部宇宙物理・気象学科では、理学部教職課程教育センター運営委員と学科教務委員を中心に、学科全体で、教育実習巡回指導時に感じた学生の成長、「教育実習の報告・反省会」（教職課程教育センター主催）における報告内容、教員採用試験受験者の結果、教員就職者数（非正規採用を含む）等を適宜共有している。また、情報共有をした後は、学科教務委員と学科主任を中心に、教員を目指す者に不足している要素、その時々教育改革や学校現場の変化を「教科に関する専門的事項」に適用する授業科目において補うことができるか、あるいは授業科目の新設や廃止を含めた教育課程の改善が必要かを定期的に見直している。

さらに、本学では、毎年全学的に春学期と秋学期の年2回、学生に対して学習成果実感調査（授業アンケート）を実施している。理学部宇宙物理・気象学科もこれにあわせて、学習成果実感調査を実施している。これは、年度初めに目標を設定し、その目標に基づいて、学生の学習成果の実感を調査するものであるが、その結果を科目担当教員にフィードバックするとともに、学科内でも共有し、学科としての学位プログラムの検証に活用している。この調査は、「教科に関する専門的事項」に該当する科目はもとより、「教育の基礎的理解に関する科目等」についても実施し、改善に役立てている。

なお、今回、自己点検・評価を通じて、教職課程教育センターや他学部・他学科の先進的事例に触れることができた。今後それらを理学部宇宙物理・気象学科全体で共有し、教育課程の適切な見直し、及び充実を図る。

⑤ 長所・特色

高度知識社会は急速に高度化しつつある科学技術を基盤としており、日常生活においても科学リテラシーの重要性が増している。その一方で、中学校や高等学校においては「理科離れ」が懸念されており、学校教育上の大きな課題となっている。このような現状を打破するためには、知識の修得のみに留まらない、実験や観測、データ解析などの実践的な学修が重要な意味をもつ。理学部宇宙物理・気象学科の専門分野である、宇宙物理学、天文学、気象学、地球科学等は、天気予報等を通じ、身近な科学、日常生活の科学として、すべての人になじみ深い学問分野であ

り、教員養成の段階において学生がこのような分野で実践的な経験を積むことは、将来教壇に立って生徒の指導にあたる時に極めて有用である。このような考えのもと、理学部宇宙物理・気象学科における教職課程では、「数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に対応する科目として卒業要件上必修科目である「計算機とデータ処理」を配置し、「教科に関する専門的事項」に対応する科目として卒業要件上選択必修科目である「大気物理学実験」及び「宇宙観測・解析実習」を配置する他、卒業要件上選択必修科目として「気象学データ解析演習」、「天文観測技術特別実験」等の実践的な専門教育科目を多数配置している。理学部宇宙物理・気象学科では、専門科目における実践的学修を重視した体系的な教職課程を編成しており、開放制の教職課程であることの利点を生かした、宇宙物理学及び気象学を基礎とする特色ある教職課程を編成している。

専任教員が専門とする宇宙物理学や気象学は物理学を基礎としながらも、理科の科目の中でも地学に分類される分野を研究対象としており、卒業要件上必修、あるいは、選択必修科目となっている一部の科目が「教科に関する専門的事項」の地学、並びに地学実験のカテゴリーとして配置してある。専門教育の中で、教職課程を履修しているか物理学及び地学を幅広く習得できる体系となっている。

また、宇宙物理学・気象学では、観測・探査でデータを取得すること、また取得された膨大なデータを取り扱うことが不可避であることから、学科開設以来、専門教育課程の様々な科目でICT活用能力を涵養してきた。更に2020（令和2）年度より卒業要件上必修、あるいは、選択必修科目としてデータ科学関連の専門教育科目を配置、理科の多様な分野において密接なつながりのあるデータ分析の素養を高める一助となっている。

⑥ 問題点

2020（令和2）年度からGIGAスクール構想が本格的に進められている。理学部宇宙物理・気象学科では「数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に該当する教職課程上選択必修科目として、卒業要件上必修科目である「計算機基礎」及び「計算機とデータ処理」を配置するとともに、2021（令和3）年度入学生からはノートパソコンを必携とし、情報機器の操作と数理・データ活用に関する指導力を備えた教員養成に取り組んでいる。しかしながら、これから教員を目指す者が習得する必要があるICT活用指導力については、対応が十分とは言えない。学校現場に対応したICT活用指導力の養成に係る課題は、各学科の「教科に関する専門的事項」というより「教育の基礎的理解に関する科目等」や「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」を中心に、教職課程教育センターのイニシアティブのもと、全学的に（共通開設する授業科目を軸に）対応することが妥当であると考えことから、科目の開講と併せて、生徒1人1台の学習用端末を利用した教科指導などが可能となるICT機器を配備した模擬授業教室の新設など、教職課程委員会を通じて、教職課程教育センターに提案し、全学的な対応の検討を求めていく。

〈7-2〉 理学研究科

・数学専攻

① 教育課程の体系性

理学研究科数学専攻において、取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所要資格を有することが条件となる。

- 中学校教諭専修免許状(数学)
- 高等学校教諭専修免許状(数学)

理学研究科数学専攻においては、数学分野の体系性に基づいて、数学全般にわたる基盤である「代数」「幾何」「解析」「応用数学」についての知識を学び、さらに専門領域における高度な理論を学ぶ。また、特別研究を通じて専攻テーマに関する文献の講読を行って、高度専門職業人として必要な資質を身に付けた人材を養成することを目的としている。

数学専攻の教職課程が目指している教員像は次の3つの能力を持った教員である。1つ目は自らが学ぶことの面白さを知り、生徒の学習への関心を喚起することができること。2つ目は数学がどのような場面で活用されているかを幅広く理解して、生徒に還元できること。3つ目は将来の社会を担っていく若者たちに「数学の大切さ」「数学の楽しさ」を伝えることである。つまり、数学専攻出身ならではの「数学に強い教員」の育成を目指している。

また、博士前期課程修了要件上の必修科目を「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む教職課程上必修科目として位置づけて、「教科に関する専門的事項」を履修するよう教育課程を編成している。このように体系的な教育課程、及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種ごとの必要専任教員数等、教育職員免許法施行規則、及び教職課程認定基準を遵守している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

本学では、2021(令和3)年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整え、ICT(情報通信技術)環境は問題ない。

数学専攻ではICTの活用指導力に直接関係する科目を設置していないが、修士・博士論文の発表会ではICTを利用したプレゼンテーションを実践している。

③ キャップ制の設定状況

数学専攻では、教科に関する専門教育科目を博士前期課程の学位プログラムの科目で構成しているが、キャップ制の導入は行っておらず、登録単位数の上限は設定していない。ただし、博士前期課程、並びに博士後期課程で展開されている教育課程は、専門分野に関係なく学期ごとに10単位程度におさまるよう設計されている。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

専門教育科目を体系的に編成し、数学の全般にわたる基礎的知識と専攻テーマに関する豊富な知識を備えさせるための講義や特別研究を適切に組み合わせて授業科目を開講している。また、研究指導を通じ、問題発見能力、問題解決能力、及び発信力の習得させることを目指している。

開講する科目は大学院授業・研究指導教員の専門性に合わせて逐次変更を行っているが、教職

に関する教育課程の見直しは行っていない。

また、毎年作成する「研究指導計画書」で教育成果を自己点検・評価することで、教育課程の適正化を図っている。そして、各授業の時間内外において学生-教員間、そして教員間や教職員間の対話を促進する取り組みを行い、学生の意見・状況等を反映した授業運営を実施している。

⑤ 長所・特色

理学研究科で教職課程を履修できる点が最大の長所といえる。数学者の下で数学を学ぶことで、数学専攻が目指す教員像である「数学に強い教員」になれる環境がある。また、数学専攻に進学し、理学部在学中に一種免許状を取得した学生は、ほぼ専修免許を取得出来る。

さらに、京都府を始めとする多くの自治体は、大学院の在学・進学に関して延長期間を設けているため、数学の専門性を高めながら教員採用に向けた機会を得ることが出来る。実際に、博士前期課程在学中に教員採用試験に合格する学生や、高等学校で非常勤講師を行う学生もいる。

⑥ 問題点

理学部数理科学科では教員志望学生のために様々なサポートを行っているが、数学専攻独自の教職サポートは行っていない。また、数学専攻では数学の専門性を高めることを目的としているため、教科の指導法に関する知識の取得や実践を行う機会がない。そのため、教科指導法の修得を目指す理学部数理科学科の卒業生は教職大学院に進学する傾向がある。

・物理学専攻

① 教育課程の体系性

理学研究科物理学専攻において取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所要資格を有することが条件となる。

- 中学校教諭専修免許状（理科）
- 高等学校教諭専修免許状（理科）

理学研究科物理学専攻では、物理学全般にわたる基盤的知識を身につけるとともに、専攻テーマに関して高度な知識をもち、研究者や高度専門職業人として必要な問題発見能力、及び発信力を備えた人材の育成を目的としている。

理学研究科物理学専攻では、在籍する教員の専門性を活かし、物理学のみに留まらず化学・地学に関連する幅広い専門教育科目を展開している。特に博士前期課程では専攻分野に関係なく、選択必修科目として物理学全般にわたる基盤的知識を身につけることのできる基盤科目を配置している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

理学研究科物理学専攻では、専門性の高い研究活動を行うため、観測・実験機器の制御、数値実験、研究打合せ・研究会等におけるプレゼンテーションなど、物理科学科や宇宙物理・気象学科の教育課程より頻繁にICTを活用することで、より高いICTを身につける環境にある。特

に、研究打合せ・研究会等におけるプレゼンテーション技能の研鑽は、ICTの活用指導力の養成に繋がると期待できるが、物理科学科や宇宙物理・気象学科と同様、専門教育科目を通じてICTの活用指導力を習得できるまでには至っていない。

③ キャップ制の設定状況

理学研究科物理学専攻では、特にキャップ制は設けていない。ただし、博士前期課程、並びに博士後期課程で展開されている教育課程は、専門分野に関係なく学期ごとに10単位程度におさまるよう設計されている。そのため、理科専修免許の修得はもちろん、大学院進学後に教職課程の学修に引き続き取り組むことも可能な状況となっている。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

理学研究科物理学専攻において開講されている科目は、大学院授業・研究指導教員の専門性に合わせて逐次変更を行っているが、教職に関する教育課程の見直しは今のところ行っていない。また、毎年作成する「研究指導計画書」で教育成果を自己点検・評価することで、教育課程の適正化を図っている。そして、各授業の時間内外において学生-教員間、教員間や教職員間の対話を促進する取り組みを行い、学生の意見・状況等を反映した授業運営を実施している。

⑤ 長所・特色

理学研究科物理学専攻では、物理科学科、並びに宇宙物理・気象学科の2学科の教員が在籍していることから、「教科に関する専門的事項」に相当する専門教育科目では物理学を軸としながらも、化学・地学分野に関連する幅広い専門教育科目を配置している。特に博士前期課程では、選択必修科目として「物性物理学基礎Ⅰ」「応用物理学基礎Ⅰ」「宇宙物理学基礎Ⅰ」「気象物理学基礎Ⅰ」「ハドロン原子核物理学基礎Ⅰ」「ソフトマター物理学基礎」などを配置し、学士課程での専門分野に縛られることなく、物理学に関連した幅広い専門の基盤的知識を習得することが可能な体系となっている。

⑥ 問題点

学部での教職課程履修者は、学部を卒業すると同時に教職課程の履修も終えて教員免許を取得している場合が多く、内部（理学研究科物理学専攻）あるいは外部（教職大学院）へ進学する学生の数は少ない現状となっている。中学・高校の理科では、授業の他に実験指導や計算機実習の時間も必要であると考えられるが、そのような内容について十分な指導を行うために必要な経験を得るには、博士前期課程で自ら実験や計算機を用いた実習経験を積む必要があると考えられる。現在の博士前期課程の教育課程では、教職課程を意識したシラバスにはなっていないので、将来的には教育課程を見直す必要があると考えられる。

〈8-1〉生命科学部

・先端生命科学科

① 教育課程の体系性

生命科学部先端生命科学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（理科）

生命科学部先端生命科学科では、生命科学の知識・情報を体系立てた講義や実験・実習を主とするカリキュラムを通じ、知識を単なる知識で終わらせることなく、応用力・実践力を伴う知力に高め、生命科学に関する専門的知識と技術を習得した教員人材を育成することを教職課程設置以来の目標としている。この目標を実現するため、生命科学部先端生命科学科では、学士課程教育と密接な相当関係を有する中学理科及び高等学校理科の教職課程を編成している。

生命科学やその関連技術の進歩により、生命科学分野の知識は現代社会における諸活動に深く浸透している。先端生命科学科の教職課程が「目指す教員像」は、先端生命科学科の教育課程における学修を通じて得た、生命科学の理解に必要な幅広い専門知識と洞察力を中核として、現代社会の変化に柔軟に対応し、日進月歩が著しい生命科学の知識等を基盤とした確かな理科の教科指導ができ、また、豊かな教養と人間性、学校現場に求められる即戦力としての実践的指導力、そして高い倫理性を備えた教育者である。そのために、生命科学部先端生命科学科では、生命科学に関連する幅広い学問分野のうち、基礎医学、理学及び農学分野を重視した知識体系のもと、実験科学を主体とする教育・研究を行う。学科の特性であるこれらの生命科学に関する卒業要件上必修科目を「教科に関する専門的事項」の教職課程上の必修あるいは選択科目として位置づけ、学科の教育課程と深く関連した教職課程を編成している。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科の必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

一般的包括的内容を含む必修科目は、共通教育科目、及び教職課程科目を適用している。学科の教育課程との関係が相対的に弱い物理学と地学については、中学校理科の「物理」「地学」分野、高等学校理科の「物理基礎・物理」「地学基礎・地学」の教科指導に知識が必要なため、生命科学部先端生命科学科で選択科目としている「物理」「地学」に関する科目を、教職課程では必修科目として配置している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この構想を実現するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。生命科学部先端生命科学科でもこの流れを受け、教師のICT活用指導力充実に向けて取り組み始めた。

本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えている。そのため、生命科学部先端生命科学科においても、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。「数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」として、「基礎コンピュータ演習」、「応用コンピュータ演習」が必修科目として開設されている。また物理学・化学・生物学・地学の実験科目では、結果の分析や発表・質疑応答の場面においてWord、Excel、PowerPointなどを使用することで、ICTを活用した学修の機会を取り入れている。しかし学校現場に対応したICT活用指

導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

③ キャップ制の設定状況

本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、生命科学部先端生命科学科においても、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。生命科学部先端生命科学科では、「教科に関する専門的事項」は学位プログラムの科目で構成されているため、当該学期の履修制限単位数（24単位）のキャップ制の対象としている。加えて、「教育の基礎的理解に関する科目等」においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、キャップ制の対象に含めている。一方、共通教育科目の教育・教職科目群における、教職課程登録者のみが履修可能である科目は、キャップ制対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

先端生命科学科では、生命科学の専門的な知識と技術に基づいて生命科学に関わる諸問題を正しく認識・理解し、その解決をはかることで健全かつ豊かな社会の実現に貢献できる人材の養成を教育目的としている。先端生命科学科は2019（令和元）年度に開設し、現在設置届出書によって活動をしており、2022（令和4）年度に教職課程においても最初の卒業生を輩出する予定である。設置後は、定期的な点検評価を行い、その結果を公表している。現状は、教育課程、及び教職課程の充実・見直しのため、定期的な学科会議を行い、中・長期的な視点からの議論をしている。また、各教員は年度ごとの教育活動を自己評価し、その評価結果を京都産業大学生命科学部・年報として公表している。さらに自己点検・評価委員会を通じて学科全体の活動がその理念や目的に適合しているかを検証している。また、学部長、副学部長、学科主任などで構成する学科主任会議を定期的開催し、教育課程・教職課程に関する教育活動の現状を点検するとともに、生命科学部のカリキュラム委員会などでカリキュラムの見直しを進めている。先端生命科学科が属する生命科学部では、生命科学部自己点検・評価運営委員会を設置し、教育研究上の目的を達成させるための3つのポリシーを作成し、このポリシーに沿って生命科学部の教育研究活動を展開している。

先端生命科学科では、初年次教育科目や科学英語教育科目などの科目群別で組織された科目連携ワーキンググループなどにより全体的な問題点を討議している。この場では、教職課程に関する議題も含まれており、問題点の検証と改善に関する議論が行われている。教員評価については、教員による自己点検評価を教員評価委員会で審議し、学生からの学習成果実感調査についてもアンケートの集計結果を利用している。これらの資料をもとに今後も学生に対する教育効果の点検と改善を進める予定である。

⑤ 長所・特色

先端生命科学科は、生命科学の基盤的な教育をグローバルな視点を取り入れながら、生命科学部の産業生命科学科との壁を越えて共創的な教育を行うとともに、先端生命科学科の特徴を踏まえた専門的な教育を行っている。特に先端生命科学科は、学生数4から5名に対して教員1名の少人数教育を行っている。このような学生1人1人に細やかに指導する体制が構築されている

ところが、先端生命科学科の長所・特色の1つとなっていて、学生に対する大きな教育効果につながっている。教育課程は、1年次秋学期から切れ目なく続く実験科目と、連携して展開する講義科目を配置している。その積み重ねにより、研究活動に必要な生命科学の専門知識と高度な実験技術・手法を段階的に修得する実践的な教育課程を編成している点も長所・特色となっている。先端生命科学科の特徴的な教育課程の1つに、3つの主コースを設定している点が挙げられる。学生は、医療・健康、食料・資源、環境・生態の3つの主コースのうちから1つのコースを選択することで、選択した分野に対応する専門知識を体系的かつ主体的に修得できるようになっている。

先端生命科学科の教員は、京都産業大学生命科学部・年報を年度ごとに作成している。年報では、教育を含む学部構成員は、自らの活動が生命科学部・先端生命科学科の掲げる教育・研究に関わる理念・目的に適合するかどうかを客観的に相互評価している。今後も、この特色ある年報の作成を通じて、生命科学部・先端生命科学科教員の教育研究活動の点検を行い、生命科学部の理念・目的を検証する作業を継続する予定である。

⑥ 問題点

生命科学部では、学士課程プログラムの実行性を高めるための取り組みとして2学科に共通する専門科目と、先端生命科学科に特徴的な専門科目が編成されている。設置から4年目となる今年度までに授業科目・教育課程について特に問題点は発生していない。ただし、諸課題の抽出・発見、及びそれらに対する対応策の検討を実行するための各会議体があるが、これらが単体、及び総体として合理的かつ実効性のあるものとして十分に機能しているとは言えない部分もある。また、従来の自己点検評価などの取り組みからでは、教育内容などを改善させるための方策が十分に機能していないという意見もある。そのような意見に対する取り組みとして、科目間連携ワーキンググループをいくつかの科目群で作成し、授業内容や深度のすり合わせを、教員間協議を定期的に行って改善を進めている。他にも教育内容についての諸課題は、今後も改善方策を模索・検討する必要がある。

・産業生命科学科

① 教育課程の体系性

生命科学部産業生命科学科において取得できる教員免許状は以下の通りである。

- 中学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（理科）

生命科学部産業生命科学科では、生命科学の専門性と社会、産業・ビジネスをむすぶカリキュラムを通じて、生命科学の基礎的な知識と情報を基盤とし、生命科学と社会との関わりを正しく認識することで、生命科学に関わる諸問題の解決能力、並びに生命科学の社会における活用能力を習得した教員人材を育成することを教職課程設置以来の目標としている。この目標を実現するため、生命科学部産業生命科学科では、学士課程教育と密接な相当関係を有する中学校理科及び高等学校理科の教職課程を編成している。

生命科学やその関連技術の進歩により、生命科学分野の知識は現代社会における諸活動に深く浸透している。産業生命科学科の教職課程が「目指す教員像」は、産業生命科学科の教育課程に

における学修を通じて得た、生命科学に関する幅広い専門知識と生命科学に関わる諸問題の解決能力を中核として、健全かつ豊かな社会の実現に向け、生命科学に関する知識とその活用方法等を基盤とした確かな理科の教科指導ができ、また、豊かな教養と人間性、学校現場に求められる即戦力としての実践的指導力、そして高い倫理性を備えた教育者である。そのために、生命科学部産業生命科学科では、生命科学と一般社会の接点を重視し、基礎医学、理学、及び農学の内容を含む知識体系と、社会科学的な知識体系を融合させた教育を行う。学科の特性であるこれらの生命科学に関する卒業要件上必修科目を「教科に関する専門的事項」の教職課程上の必修又は選択科目として位置づけ、学科の教育課程と深く関連した教職課程を編成している。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科の必要専任教員数、共通開設や他学科開設の科目を適用する単位数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

一般的包括的内容を含む必修科目は、共通教育科目、及び教職課程科目を適用している。学科の教育課程との関係が相対的に弱い物理学と地学については、中学校理科の「物理」「地学」分野、高等学校理科の「物理基礎・物理」「地学基礎・地学」の教科指導に知識が必要なため、生命科学部産業生命科学科で選択科目としている「物理」「地学」に関する科目を、教職課程では必修科目として配置している。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この構想を実現するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。生命科学部産業生命科学科でもこの流れを受け、教師のICT活用指導力充実に向けて取り組み始めた。

本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えている。そのため、生命科学部産業生命科学科においても、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。「数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」として、「基礎コンピュータ演習」、「応用コンピュータ演習」が必修科目として開設されている。また物理学・化学・生物学・地学の実験科目では、結果の分析や発表・質疑応答の場面においてWord、Excel、PowerPointなどを使用することで、ICTを活用した学修の機会を取り入れている。しかし学校現場に対応したICT活用指導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

③ キャップ制の設定状況

本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、生命科学部産業生命科学科においても、学士課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成やキャップ制の設定に工夫を施している。生命科学部産業生命科学科では、「教科に関する専門的事項」は学位プログラムの科目で構成されているため、当該学期の履修制限単位数（24単位）のキャップ制の対象としている。加えて、「教育の基礎的理解に関する科目等」においても、その内容が学位プログラムと一定の関係性を有する全学共通教育センター開講の共通教育科目は、キャップ制の対象に含めている。一方、共通教育科目の教育・教職科目群における、教職課程登録者のみが履修

可能である科目は、キャップ制対象外に設定している。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

産業生命科学科では、生命科学の専門的な知識と技術に基づいて生命科学に関わる諸問題を正しく認識・理解し、その解決をはかることで健全かつ豊かな社会の実現に貢献できる人材の養成を教育目的としている。産業生命科学科は2019（令和元）年度に開設し、現在設置届出書によって活動をしており、2022（令和4）年度に教職課程においても最初の卒業生を輩出する予定である。設置後は、定期的な点検評価を行い、その結果を公表している。現状は、教育課程、及び教職課程の充実・見直しのため、産業生命科学科構成メンバーで定期的な会合を持ち、中・長期的な視点からの議論をしている。また、各教員は年度ごとの教育活動を自己評価し、その評価結果を京都産業大学生命科学部・年報として公表している。さらに自己点検・評価委員会を通じて産業生命科学科全体の活動が、その理念や目的に適合しているかを検証している。また、学部長、副学部長、学科主任などから構成されている学科主任会議を定期的に行い、教育課程・教職課程に関する教育活動の現状を点検するとともに、生命科学部のカリキュラム委員会などでカリキュラムの見直しをしている。生命科学部では、生命科学部自己点検・評価運営委員会を設置し、教育研究上の目的を達成させるための3つのポリシーを作成し、このポリシーに沿って教育研究活動を展開している。

産業生命科学科では、初年次教育科目や科学英語教育科目などの科目群別で組織された科目連携ワーキンググループなどにより全体的な問題点を討議している。この場では、教職課程に関する議題も含まれており、問題点の検証と改善に関する議論が行われている。教員評価については、教員による自己点検評価が教員評価委員会で審議し、学生からの学習成果実感調査についてもアンケートの集計結果を利用している。これらの資料をもとに学生に対する教育効果の点検と改善を進める予定である。

⑤ 長所・特色

産業生命科学科は、現代社会において生命科学は欠かせない存在であり、その影響は幅広い分野に及ぶことから、社会の発展と課題解決のために生命科学の知識や最先端の情報を正しく理解し、社会に伝える力が必要であるという理念に基づき教育課程を編成している。特色としては、生命科学と社会科学を融合させた学びを展開させ、両分野の知識の学修を促進し、生命科学に関わる課題を正しく理解し、課題探究を通じて身につける課題解決能力や協調性を活かして、社会のニーズと生命科学をむすび、生命科学の研究成果を社会に活かす人材の育成を目的としている点である。そこで、教育課程では、生命科学の基礎をしっかりと学んだ上で、一拠点総合大学のメリットを活かして、経済学や経営学など社会科学のさまざまな分野も学ぶようにしている。さらに実社会と連携したPBL（課題解決型学習）や、インターンシップにも挑戦する教育課程を編成している。このように生命科学の基盤的な教育をグローバルな視点を取り入れながら、生命科学部の2学科の壁を越えて教育するとともに、産業生命科学科の特徴を踏まえた専門的な教育を合わせて進めている。産業生命科学科の教育課程は、3つの主コースを設定している。学生は医療・健康、食と農、環境と社会の3つのコースに対応する主コースのうちから1つのコースを選択することで、選択した分野に対応する専門知識を体系的かつ主体的に修得できるようになっ

ている。

産業生命科学科の教員は、京都産業大学生命科学部・年報を年度ごとに作成している。年報では、教育を含む学部構成員は、自らの活動が生命科学部・産業生命科学科の掲げる教育・研究に関わる理念・目的に適合するかどうかを客観的に相互評価している。今後も、この特色ある年報の作成を通じて、生命科学部・産業生命科学科、及び教員の教育研究活動の点検を行い、生命科学部の理念・目的を検証する作業を継続する予定である。

⑥ 問題点

生命科学部では、学士課程プログラムの実行性を高めるための取り組みとして学部共通する専門科目と、産業生命科学科に特徴的な専門科目が編成されている。設置から4年目となる今年度までに授業科目・教育課程について特に問題点は発生していない。ただし、諸課題の抽出・発見、及びそれらに対する対応策の検討を実行するための各会議体があるが、これらが単体、及び総体として合理的かつ実効性のあるものとして十分に機能しているとは言えない部分がある。また、従来自己点検評価などの取り組みからでは、教育内容などを改善させるための方策が十分に機能していないという意見もある。そのような意見に対する取り組みとして、科目間連携ワーキンググループをいくつかの科目群で作成し、授業内容や深度のすり合わせを、教員間協議を定期的に行って改善を進めている。他にも教育内容についての諸課題は、今後も改善方策を模索・検討する必要がある。

〈8-2〉生命科学研究科

・生命科学専攻

① 教育課程の体系性

生命科学研究科生命科学専攻において取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所要資格を有することが条件となる。

- 中学校教諭専修免許状(理科)
- 高等学校教諭専修免許状(理科)

生命科学研究科生命科学専攻では、母体となる生命科学部で行われている教育研究をさらに発展させたカリキュラムを通じて、本格的な研究に携わった経験を財産として持ち、その経験を生徒に還元することができる教員人材の育成を教職課程設置以来の目標としている。この目標を実現するため、生命科学研究科生命科学専攻では、生命科学研究科博士前期課程の教育と密接な相当関係を有する中学校理科及び高等学校理科の教職課程を編成している。

生命科学とその関連技術の進歩により、現代社会における人間の活動は、あらゆる面で生命科学との関係を深めている。生命科学研究科生命科学専攻が「目指す教員像」は、生徒に生命科学への興味を喚起し、自身の研究経験に裏打ちされた生きた知識を正確に教えることができ、また、生命の成り立ちや疾病について教授でき、生命資源や環境への問題意識を共有し、人獣共通感染症や食の安全に対して正しい理解と判断をもたらすことができる教育者である。そのために、生命科学研究科生命科学専攻では、生命科学に関連する社会の要請や諸問題に柔軟に対応す

ることのできる高度な専門知識と技術、及び倫理観を身につけるための教育を行う。生命科学の広範な知識を体系的に教授する特論、履修生の主体性を涵養し、問題解決のための実践的な力を身につけさせるコロキウムや演習など生命科学に関する修了要件上必修科目を「理科に関する専門教育科目」の教職課程科目として位置づけ、そのうち 24 単位以上の修得を課すことで、研究科の教育課程と深く関連した教職課程を編成している。このように体系的な教育課程及び教員養成の目標を下地として編成される教職課程は、学校種・教科の必要専任教員数等、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を遵守している。

なお、取得を希望する免許教科の一種免許状授与要件について、学士課程で取得した単位数が不足している場合は、教職課程の科目等履修生として生命科学研究科在学中に教員免許状取得のための必要な科目を履修登録し、単位を修得することにより授与要件を満たすことができる。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

2020（令和2）年度より学校現場では本格的にGIGAスクール構想が進められている。この構想を実現するため、これから教員を目指す者は在学中にICT活用指導力を習得する必要がある。生命科学研究科でもこの流れを受け、教師のICT活用指導力充実に向けて取り組み始めた。

本学では2021（令和3）年度入学生よりノートパソコンを必携としている他、新型コロナウイルス感染症拡大を機に全学的に遠隔授業が実施できる体制を整えている。また、履修者が所属する各研究室には、高度な研究を行うための情報機器が備わっている。そのため生命科学研究科においても、ICT（情報通信技術）環境は問題ない。生命科学研究科では、情報化時代に対応したコンピュータ運用能力の涵養を大切な目標として位置づけており、研究室における演習や特別研究、コロキウムでの活動を通じて、Word、Excel、PowerPointや、より専門的な解析ソフトウェアなどを使用することで、ICTを活用した学修の機会を取り入れている。しかし学校現場に対応したICT活用指導力を学科専門教育科目で習得できるまでには至っておらず、今後の課題である。

③ キャップ制の設定状況

本学は「開放制の教員養成」の原則のもとで教員養成を行っており、生命科学研究科においても、大学院博士前期課程教育と教職課程の学修が連動するよう教育課程の編成に工夫を施している。生命科学研究科では、博士前期課程の修了要件30単位に該当する科目を各学期に分散して開講しているため、キャップ制は設定していない。そのため、修了要件30単位に含まれる「理科に関する専門教育科目」の教職課程科目「教科に関する専門的事項」もキャップ制の対象とはならない。ただし、教職課程の科目等履修生として生命科学研究科在学中に教員免許状取得のための必要な科目を履修登録し、単位を取得する場合は、履修期間は1学期又は1年、履修科目数は1学期5科目10単位以内又は年間10科目20単位以内と定めている。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

生命科学研究科の教育課程は、分子・細胞レベルから個体レベル、種レベルからそれをとりまく環境レベルまで、生命現象をより深く総合的に学べるように編成をしている。また、京都産業

大学大学院学則をもとに、3つのポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）を掲げてアカデミアと産業界の変化に対応可能な人材を輩出できるように、教育課程の充実を行っている。教育課程の充実・見直しに向けては、生命科学研究科自己点検・評価委員会が作られ、研究科の理念・目的に加えて、教育課程、及び教職課程の検証も行っている。さらに、生命科学研究科に所属する教員全員が出席するコロキウムや研究科会議等において、学生が生命科学研究科の理念・目的を理解して研究に取り組んでいるかどうか、研究科が目標とする人材を育成できているかどうか、教育課程、及び教職課程の状況などを教員全員で確認をしている。この場では、教職を目指している学生に対して研究科が目標とする教職人材の育成が達成できているか教員全体が確認する場でもある。さらに生命科学研究科が設置届出時の計画にそって正しく運営されているかの検証については、学部長、学科主任、研究科長、大学院委員などで構成される会議、生命科学研究科自己点検・評価委員会、大学院FDワーキンググループ等で定期的な評価・点検をしている。

このように生命科学研究科の教員全員が多角的な視点から相互確認をしていることで、常に教育課程の充実・見直しを行うことができている。生命科学研究科は、設置から6年が経過しているが、成績評価法や教員による自己点検評価、学生からの学習成果実感調査をもとに定期的な点検・見直し作業をしている。また、ほぼすべての教員が設置時からの構成員であることから、生命科学部の教育・研究活動をさらに強化する形で、生命科学研究科の運営がなされており、設置時からの教育課程の理念・目的は達成されている。

⑤ 長所・特色

生命科学研究科では、生命科学の進歩に伴い、専門分野においてリーダーとなりうる高度な専門知識を有する技術者や研究者の育成を目指している。この目的の実現に向けて、大学院生には、多岐にわたる専門分野の講義、コロキウム、演習、特別研究を通して専門的な知識と技能プレゼンテーション能力、問題発見・解決能力を身に付ける実践的な教育を行っている。中でも、生命科学研究科の教員全員が出席するセミナー形式の講義であるコロキウム、修士論文発表会、博士論文発表会などの機会を利用して、教育、研究の理念・目的について議論することができる点は長所・特色の1つである。これらの授業を通して、大学院生に対して口頭プレゼンテーションの機会の提供や、異なる専門分野からなる複数の教員（主担当（1）、副担当（2）、主査（1）、副査（2））が指導する指導助言体制が整えられていて、充実した指導が実現している点も長所・特色である。そして、シラバスの記載項目にしたがって、体系的な教育が進行できているため、能動的な思考と積極的な発言を促す教育方針が浸透し、主体的な研究活動を通じて問題発見・解決能力を涵養する実践的な教育が実を結んでいる。実際に大学院生は、国内外の学会などで積極的に発表するだけでなく、各学会・研究会において発表の優秀賞を受賞する等その効果が顕在化している。さらに、国内外の著名な研究者を招へいたセミナーを開催し、より幅広くかつ最先端の知識を修得する機会を設けることで、学習意欲の向上やコミュニケーション力の強化に対する大学院生の意識の向上に成功している。

⑥ 問題点

生命科学研究科は、より良い教育は、より良い研究からという理念を実践し、研究力の高い教

員で構成されている。ただし、高度な研究を支えるためには、訓練された研究員レベルの人材の確保が必要である。しかしながら、その人員の確保は十分とは言えず、恒常的に不足している点が問題である。この問題は、大学院生への教育に与える影響が大きいと、生命科学研究科にとって非常に重要な課題の一つであり、問題解決のため新たなシステムの構築を模索している状況である。日進月歩で進歩を遂げている生命科学の分野において、その変化に即した大学院教育を実施するためには、最先端の生命科学を理解するための基礎的知識と融合型、並びに応用面を含めた理解を促す教育が必要である。そのために生命科学部の専門科目の在り方や、生命科学部から生命科学研究科までの科目間連携を充実させる必要があり、その点を踏まえた新たな大学院教育を検討する必要がある。また、大学院生の英語能力は、現状は目標に到達していない。能力向上に向けては、大学院生に目標の設定や希望に即した英語教育を行うように各教員は働きかけをしている。今後は研究科全体で、国際学会等で学生が英語でコミュニケーションをとる機会を増やす方策を検討するとともに、e-learning の奨励や TOE I C L & R の受験を促す方策等の取り組みについて検討を進める必要がある。学生の受け入れについては、これまでの入学者の多くが内部進学者であることから、本学他学部、他大学、外国からの入学を促進できるような教育課程の充実・見直しが必要である。大学院生あたりの教員数は少人数制を実現し、大学院生一人あたりに十分な指導時間を確保できているが、実験を行う研究室の狭さが効率的に実験を進める上で問題である。

〈9〉先端情報学研究科

・先端情報学専攻

① 教育課程の体系性

先端情報学研究科において取得できる教員免許状は以下の通りである。ただし、取得を希望する免許教科の一種免許状を取得していること、又は取得のための所要資格を有することが条件となる。

● 高等学校教諭専修免許状（情報）

先端情報学研究科の教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づき、それを教育課程の編成・実施に反映するためのカリキュラム・ポリシーを設定している。このカリキュラム・ポリシーは2018（平成30）年4月に最終制定され本学ホームページで公開されたものである。

◆博士前期課程

急速に進展するグローバルな高度情報社会を支え、情報技術分野においてより先進的で高度な専門知識と技術や応用力を備えた社会的要請にこたえる人材を養成するための教育課程を編成する。

具体的には、以下のように設定している。

- ・「講義科目」を通して、専門分野に対する先進的な知識を修得させる。
- ・「セミナー科目」を通して、先端情報学分野の幅広い知識を修得させる。
- ・「特別演習科目」は、「特別研究」を補完する科目として、様々なスキルの習熟度の向上、考察と評価能力の育成をはかる。
- ・「特別研究」では、研究計画の立案、実行、評価、問題点の把握を通して、独創的かつ新規性

のある提案、技術開発を修士論文にまとめさせる。

② ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

極めて多岐にわたる情報関連分野のうち、「高度情報化社会を支える科学とテクノロジー」「グローバル社会のための情報ネットワーク」「人間とIT環境のコミュニケーション」の3分野を中心にした教育を行う方針である。これらは互いに強く関係していることから、本研究科では3分野をまとめた内容を1専攻として幅広く修得させ、目的に応じ、わかりやすく体系的に編成している。

③ キャップ制の設定状況

本研究科では、キャップ制を導入していない。一方、本研究科では入学後のオリエンテーションやガイダンスにて履修モデルを紹介している。各学生はそのモデルに沿って、履修計画を立てている。そして、1年次春学期に10～12単位、1年次秋学期に10～12単位を取得し、2年次は必修のみとなるケースが多い。

④ 教育課程の充実・見直しの状況

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な検証・改善に関する具体的な作業を行う組織体として、本研究科ではカリキュラム委員会を構成して取り組んでいる。このカリキュラム委員会での議論の結果を踏まえて本研究科・研究科会議にてカリキュラム変更等を実施することになる。教育課程及びその内容、方法の適切性については「大学院FD/S D推進ワーキンググループ」で随時問題点等を検討し、改善を図っている。

⑤ 長所・特色

本研究科の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、本研究科設置の過程で十分に検討された成果であり、これらは本学ホームページなどを通じて教員や学生に周知できている。また、これらの点検・評価については、研究科内に設置したカリキュラム委員会にて実施する体制が整えられている。このカリキュラム委員会での議論、及び、研究科会議での議論を通じて、カリキュラムの継続的な見直しや改訂作業を進める。

⑥ 問題点

現状で、専門科目数や個別の「特別演習科目」の具体的な取組方法を含め、教育課程の適切性を検証するためのプロセスや組織体制が十分に明確でない。組織体制や責任体制の明確化・文書化までに留まっており、適切性検証の具体的な検討・実施にまでは至っていない。

また、2018（平成30）年にコンピュータ理工学部から情報理工学部に改組した際、一種免許状の申請をしなかった。それに伴い、本研究科で専修免許状を取得するには、本学情報理工学部以外での情報科の一種免許状取得が前提となることに注意が必要である。

（4） 個々の授業科目の到達目標の設定状況

本学では、2018（平成30）年4月の教職課程再課程認定申請の際、それより以前に設置し、かつ法令改正後の新課程が適用される2019（平成31）年度以降も引き続き設置するすべての学校種・教科の課程認定について、教職課程の再点検を行っている。

具体的には、教職課程教育センターにおいて、個々の授業科目の到達目標や授業計画が「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」として適切であるかを確認するとともに、個々の授業科目の到達目標や授業計画が、それぞれ対応する学校種・教科の学習指導要領に関連があるか、適切な科目区分に配置され、含む事項が網羅されているか（例えば、中学校保健体育における生理学（運動生理学を含む。))を、必要に応じてシラバスの修正を行いながら確認作業を行った。

また、教職課程再課程認定から適用された教職課程コアカリキュラムについても、教職課程教育センターにおいて、個々の授業科目の到達目標と授業計画が、各コアカリキュラムの一般目標及び到達目標に合致しているかをシラバスの修正を行いながら確認した。外国語（英語）コアカリキュラムについても英語の認定課程を持つ外国語学部、文化学部国際文化学科と調整しながら同様の確認を行っている。

なお、2019（令和元）年度以降に通常の課程認定申請で設置した教職課程においても、同様の確認を行っている。以上より2022（令和4）年度現在、本学の教職課程科目の個々の到達目標及び授業計画は適切な状態となっている。

（5） シラバスの作成状況

本学では、教学センターがシラバスの項目や記載すべき内容について、全学的な統一を図るための「シラバス作成の手引」を整備している。シラバス作成については、中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』（2008（平成20）年12月、文部科学省）は、以下を留意点として示しており、教職課程科目においても、「シラバス作成の手引」の作成方法を遵守している。

- 各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
- 準備学習（事前学習・事後学習）の内容を具体的に指示すること
- 成績評価の方法・基準を明示すること
- シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものにとどまらないようにすること

本学のシラバスは、教職課程科目に限らず、授業の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前・事後学習の内容等が明確に記載されている。

また、本学のシラバスには次の特色がある。まず、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、授業形態・授業方法を明示している。授業形態は、「対面授業」「遠隔授業（リアルタイム授業、オンデマンド授業）」/「講義」「演習」「実験」「実習」を選択し、授業方法は、「アクティブ・ラーニング授業」「ICTを活用した授業」「実務経験のある教員による授業」を選択する仕様となっている。準備学習（事前学習・事後学習）については、単位の実質化に伴い、1単位の学習時間を確保するため、学生が予習・復習すべき内容と必要な時間の記載が求められている。

加えて、参考文献を用いた事前学習・事後学習の場合、単に「テキストの予習」と記載するだ

けでなく、具体的に該当する章やページの記載が求められている。授業の到達目標については、各学部のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学生に達成させるべき目標を記載することとなっている。授業の到達目標と連動して、社会で活かせる基本的な力を示す「身に付く力（例：論理的思考力（課題発見力）」の記載を求めている。成績評価についても、定期試験・課題レポート・平常点等、どのような評価方法で成績評価を行うかとその割合をパーセントで記載することとなっている。もちろん平常点については、出席点だけで評価点を付けることを避けるように注意している。

さらに、本学では、すべてのシラバスについて、学部又は学科単位でカリキュラム委員や教務委員を中心に第三者チェックを実施している。

全学的に整備された「シラバス作成の手引き」及び第三者チェックにより、個々のシラバスに、授業科目の到達目標、内容と方法、授業計画、成績判定基準、事前学習と事後学習の内容等が明確に記載されているかを漏れなく確認している。

（６） アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

本学の教職課程の編成におけるアクティブ・ラーニングやICTの活用など、新たな手法の導入状況については、学習支援システム moodle を導入し、教員からの教材、授業用資料の提供、学生からの授業レポートや課題の提出など、インターネット上で講義や指導ができるようになっている。これらの機能は、遠隔授業を実施する際に、非常に有益である。

また本学では、学生が授業を受ける上で、事前に授業の形態等をシラバスで確認できるよう、前述した通り、授業方法として、「アクティブ・ラーニング授業」「ICTを活用した授業」の項目を設定している。

アクティブ・ラーニング授業として、ディスカッション、ディベート・グループワーク・プレゼンテーション・実習、フィールドワーク・PBL・反転授業等を実施している。

また、ICTを活用した授業には、パワーポイントを、クリッカー、タブレット端末、スマートフォン等を活用した双方向型授業・遠隔教育（ビデオ・オン・デマンド等）・フルeラーニング科目等を実施している。

このような新たな手法の導入は、学生に「考える」「話す」「行動する」等の多様な学びをもたらすため、教職課程に関する科目に限らず、本学で開講するすべての授業科目が対象である。

なお、教職課程科目におけるアクティブ・ラーニング科目及びICT活用科目は、2022（令和4）年度シラバスより抽出すると参考資料⑧の通りとなっており、特に教科教育法においては、各教科ともにアクティブ・ラーニングやICTを活用している。

また、大学における新しい授業方法で得た授業方法に関する知見が、学校現場における「主体的・対話的で深い学び」の実践やICT活用指導力として身に付いているかの検証は、検討を要する。

（７） 個々の授業科目の見直しの状況

個々の授業科目のシラバスは、作成時に各学部・学科・研究科において第三者（当該科目の担当教員以外の者、例えば学部におけるカリキュラム委員や教務委員等）が確認し、学期途中に実

施する「教員-学生間の授業に関する対話」（科目レベル）及び学期末に実施する「学習成果実感調査」（教育課程レベル）、「学部による公開授業とワークショップ」（科目レベル・教育課程レベル）の結果を踏まえて授業科目の見直しを図っている。

学期途中（各学期の第7週目頃まで）に実施する「教員-学生間の授業に関する対話」は、各授業科目における授業の進め方等について、①教員と学生間の対話を促進すること、②当該学期中に授業の進め方の調整を行うことを目的とし、教職課程科目を含む全授業科目を対象に実施している。学生から聴取した意見に対して、翌週以降の授業の中で学生にフィードバックすることを原則としており、当該学期中に授業科目の内容や進め方を調整しながら授業を進めている。

学期末（各学期の第14週から第15週）に実施する「学習成果実感調査」は、①学生による「自分の成長の実感に関する自己評価」を行うこと、②本学として提供すべき授業の質が実現されているか否かの現状を把握し、学部等でのFDやカリキュラム改善等で活用することを目的としている。実施にあたっては、年度初めに各学部等で策定した年間計画（重点テーマ）に基づき、調査対象科目や学部独自設問を設定している。集計結果や学生からのコメントは、各授業担当教員へフィードバックされるとともに、学部長やカリキュラム委員等にも共有され、各授業科目の他、教育課程レベルの見直しにも活用している。

また、教員による相互研鑽及び学部等のカリキュラム改善等に繋げることを目的とし、各学部等において「学部による公開授業とワークショップ」を実施している。これらは、より効果的な取り組みとなるよう、学部等の年間計画（重点テーマ）に沿って実施することとなっている。

大学院については、全研究科共通の取り組みは実施していないものの、履修者数が少ない利点を生かし、常に教員と学生間で対話をし、検証しながら授業を運営している。また、生命科学研究科では、「生命科学コロキウム」において、学部教育で先行導入していたルーブリックの試験的導入を検討しており、研究科においても、学修成果を可視化し、各授業科目の見直しや教育課程の改善に取り組んでいる。

（8） 「教職実践演習」及び「教育実習」等の実施状況

「教職実践演習」、「教育実習」いずれも、教職課程教育センターのイニシアティブのもと、全学的に協力体制を構築して実施している。

まず「教職実践演習」について述べる。本学の「教職実践演習」は「教育の基礎的理解に関する科目等」の担当教員と「教科に関する専門的事項」の担当教員が協働の上、開講している。後者については社会科、英語科、数学科、理科、保健体育科（2024（令和6）年度以降、国語科を追加）と認定を受けている教科の「教科に関する専門的事項」担当教員を、当該教科の認定課程を有する学科から選出している。なお「教職実践演習」を開講する際、演習科目として1クラス15～20名を適正規模とし、当該年度の履修予定者数を踏まえ、前述の担当教員を必要数選出している。

開講に際し、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」（2008（平成20）年10月24日、課程認定委員会決定）を確実に踏まえている。履修時期は教職課程の総まとめに当たる4年次秋学期である。教科別のクラスに編成、授業形態は演習を中心としている。授業内容は教職課程履修カルテ（以下、「履修カルテ」と記述する。）を用い、学生のこれまでの教職課程の学修状

況を把握し、これらを総合的に勘案し、不足している知識や技能等を補っている。具体的には、学校現場の視点を取り入れる観点から、現職教員や教育委員会指導主事を講師として招聘の上、示範授業を実施している。また、京都市立小学校・中学校・高等学校、本学附属中・高等学校の協力を仰ぎ、教育実習で各自が感じた課題を解消するとともに、多様な教員の業務を経験させるため、2日間の学校現場研修を実施している。さらに、教科別で代表学生による模擬授業を行い、教育実習における研究授業で得た知見や技能を再度確認する機会を設けている。このように、本学の「教職実践演習」は、文部科学省が示す留意事項を網羅するモデル的な構成になっている。中でも教育実習後の2日間の学校現場研修、現職教員や教育委員会指導主事の示範授業については学生の満足度が高く、係る取り組みは他大学で導入されているケースは稀である。

次に「教育実習」について述べる。本学の「教育実習」は2年次秋から始動する。教職課程履修者は2年次秋学期開始前に教育実習予備登録カード（以下、「予備登録カード」と記述する。）を教職課程教育センターに提出する。教職課程教育センターは予備登録カードを提出した者を教育実習予備登録者として学内システムに登録し、予備登録カードに記載された出身校や取得希望免許状の学校種・教科を踏まえ、3年次春学期に内諾手続きを行う実習校の配当を行う。続き、3年次春学期開始前、教職課程履修者が内諾手続きのため実習校を訪問する際の諸注意や注意喚起等を行うことを目的とした説明会を実施する。説明会后、教職課程履修者は自身が実習校へ出向き、4年次の教育実習実施に関する内諾手続きを行う。

次に「教育実習事前指導」の受講について述べる。本学では3年次秋学期に教職課程上必修科目「教育実習事前指導」を集中講義で開講している。本授業科目は実務経験を有する教員（元中学校長）が担当している。内容は、教育実習の意義・目的、学校教育の課題、教科指導、「特別の教科 道徳」の指導、生徒指導、卒業生の現職教員の講演聴講、教育実習を終えた4年次生の報告聴講及び懇談で構成している。教科指導は京都市教育委員会から講師を招聘して実施する。4年次生の報告聴講及び懇談は、より効果を高めるため教科別に4年次生・3年次生をグルーピングし、本科目授業担当者のみならず教職課程教育センター運営委員も指導に加わり、全学的な協働を実現している。3年次秋学期に「教育実習事前指導」を修得し、かつ上記以外の教育実習履修資格条件を充足した者のみ4年次に教育実習を実施する資格を得る。

4年次は各自の実習校で定められた期間に実習を行う。教育実習中は所属学部の専任教員が必要に応じて巡回指導を行う。巡回指導は可能な限り実習生が研究授業を行う日に設定する。専任教員が実習校を訪問し、実習生の研究授業を聴講、その後、指導教員や学校長とともに実習生を指導するという重要な取り組みである。巡回指導を終えた専任教員は所定の報告書を教職課程教育センターに提出し、教職課程教育センター職員はその内容を確認し、実習生の学びの様子や課題を確認する。この内容は必要に応じて関係教職員へ共有し、学部・学科の教育課程の見直しや個々の授業科目の見直しに活用する。実習後は「事後指導」を実施する。「事後指導」は3年次生を含めた「教育実習の報告・反省会」である。3年次に1学年上の実習生の報告を聞き、4年次に実際に実習を行い、内省を経て、その経験を1学年下の3年次生に伝える。このサイクルは本学の「教育実習事前・事後指導」の特長であり、以降も見直しを図りつつ、維持できればと考えている。

このように「教職実践演習」、「教育実習」いずれも教職課程教育センターが中心となり、全学的な協力体制を構築して実施している。

2. 長所・特色

授業科目・教育課程の編成・実施における特長の1つとして、本学では、教職課程科目を含む全授業科目のシラバスに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、授業形態・授業方法を明示していることが挙げられる。学生の主体的な学びに必要な情報を提供することを前提に、授業概要、授業形態・授業方法等が詳細に記述されている。また、すべての学部教授会、すべての研究科会議にて、シラバスの第3者チェックの担当者を指名し、シラバスのチェック及び授業担当教員への修正依頼の完了報告を行うことを徹底している。

特長の2つ目として、シラバスに記載されている授業計画の通りに授業運営がなされているかを、学期途中に「教員-学生間の授業に関する対話」にて学生と教員が対話をしながら確認し、当該学期中に授業の進め方の調整や改善を行う体制を全学的に進めている点である。

本学のICTの活用、アクティブ・ラーニングやグループワークの特色として、学習支援ツールであるmoodleシステムの導入・活用に加え、グループ学習室やラーニング・コモンズによる学修環境を整備しており、アクティブ・ラーニングを推進している点にある。

また、「教職実践演習」の内容については、大学で導入されているケースが稀あり、開放制の大学でありながら目的養成の「教職実践演習」に引けを取らない取組ができています。加えて、教育実習の事前・事後指導については、特色ある取組が実施できています。

3. 問題点

学校現場では、2019（令和元）年に文部科学省が発表したGIGAスクール構想の実現に伴い、義務教育段階において、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、活用する取り組みが始まっている。本学では、ICT（情報通信技術）の活用が可能な環境にあるものの、教職課程全体としては、今後さらなる活用が必要である。特に近年の教員採用試験では、模擬授業でタブレットの使用が課せられる等、ICT（情報通信技術）活用が重視される傾向にある。教職課程の授業科目の実施という観点のみならず、教職進路指導の側面からもICT（情報通信技術）環境の整備は喫緊の課題といえる。今後、本学では、これらの課題に対応できるよう、教員を目指す学生が使用できる模擬授業教室を新設する予定である。小学校・中学校・高等学校の教室とほぼ同サイズの空間に公立学校で標準的に採用されているICT機器を導入し、ICT機器を活用した教職課程の授業科目の実施及び学生の模擬授業の実践ができるよう整備を進めていく。

第3章 学修成果の把握・可視化

1. 現状説明

(1) 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

成績評価に関する全学的な基準は、「京都産業大学履修一般規程」にて以下の通り定めている。これらの基準は、学生へ入学時に配付する「履修要項」（本学ホームページ上にも公表）にて示している他、教員には教学センターが各学期の途中に通知する「成績報告、成績調査等について」で成績報告期限や報告方法とともに周知している。

・学業成績

	評 価	点 数
合 格	秀	100点 ~ 90点
	優	89点 ~ 80点
	良	79点 ~ 70点
	可	69点 ~ 60点
不 合 格	※	59点以下
	K	試験欠席・棄権
	/	出席日数不足

・GPAによる成績評価

評 点	グレードポイント
100~90点	4
89~80点	3
79~70点	2
69~60点	1
59点以下	0
欠席または棄権 および出席日数不足	

$$\text{GPA} = \frac{(\text{科目のグレードポイント} \times \text{単位数}) \text{の和}}{\text{科目の単位数の和}}$$

また、本学では、教学センターが定める全学統一の「シラバス作成の手引」にて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、学生に達成させるべき「授業の到達目標」を具体的に明示するとともに、授業科目担当者がそれぞれ、どのような評価方法で成績評価を行うか、またその割合をパーセント（合計100%）で記載することとしている。

(2) 成績評価に関する共通理解の構築

各学科の教職課程を構成する科目の中に、同一名称の授業科目でクラス分けの形態を採用しているものが複数ある。係る授業科目においては、いずれのクラスを履修しても同様の学修成果が得られるようシラバスを共通の内容にしていることから、必然的に担当教員が協議の上、成績評価の平準化を図っている。

教職課程教育センター開講科目「教職実践演習」（「教育の基礎的理解に関する科目等」）は、

4年次秋学期に教職課程の総仕上げとして設定され、必修科目となっている。文部科学省より、『「教科に関する専門的事項」の担当教員と「教育の基礎的理解に関する科目等」の担当教員が、学生の情報を共有するとともに、適切な役割分担や緊密な連携の下に授業計画の作成や授業の実施、学生の指導や評価に当たるなど、両者が共同して、科目の実施に責任を持つ体制を構築することが重要である。受講者数は、できる限り少人数（15名～20名程度が理想的）とし、演習の効果が最大限に発揮されるよう配慮することが望ましい。』と指定されている。これを受けて、本学では、（教科に関する専門的事項）の担当教員（7名）と（教育の基礎的理解に関する科目）の担当教員（2名）の計9名が本科目を担当しており、受講生を教科ごとに配当し、分担して指導を行っている。担当教員は、授業開始前の9月頃に担当者会議を開催し、本科目の授業概要や運営方法、学校現場研修、示範授業・模擬授業、成績評価について、担当教員が相互で確認を取っている。各回の出席は担当教員にて確実に把握するとともに、教職課程教育センターへ集約する仕組みを構築している。また、評価について特別な事案が生じた際は担当者会議を開催の上、協議することとしている。

全学共通教育センターが開講する外国語コミュニケーション科目（「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」）では、独自の研修会を新年度が始まる前の2月頃を実施している。研修会では、新任教員への説明、カリキュラム等概要説明、研究内容や指導法に関する発表について説明を行っている。参加教員からも、「カリキュラムを含めた成績評価基準について、情報が明確である」と好評を得ており、成績評価の平準化の一役を担っている。

その他、全学共通教育センターが開講する体育科目「健康科学講義」（「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」）では、運営母体である全学共通教育センター体育教育委員会において、授業実施に関するスケジュールや内容を検討・審議し、委員より各担当教員へ伝達・共有している。

（3） 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

本学では、各学部・学科で取得可能な免許状について、各学部・学科の特色や学修内容を基に目指す教師像を設定し、ホームページ上で公開している。しかし、目指す教師像を実現するための具体的な計画として、各段階における履修モデルが策定されていない。したがって、教職課程を有するすべての学科において、それぞれが定める目指す教師像の達成状況（学修成果）を確認するための情報、手立て等が整備されていない状況である。

一方、本学では、教職課程教育センターが中心となり、4年次秋学期の「教職実践演習」履修までに、履修カルテを積極的に活用した取り組みを導入している。具体的には、2・3年次にすべての教職課程履修者を対象に、履修カルテを用いた面談を実施している。2年次の面談は教職課程教育センター所属の嘱託職員（元校長）により、参考資料⑨の面談個票を用いて実施する。

2年次の面談では、以下の項目を確認している。

- 取得希望免許状、所有資格（TOEIC L&Rスコア等）、課外活動・クラブ活動歴
- 教職を志した時期
- 教職課程を履修する動機

- 単位修得状況
- 教員採用試験受験意思の有無及び対策の進捗状況
- 学校支援ボランティアに対する関心の有無

上記項目のうち学校支援ボランティアに対する関心の有無については、実際に学校支援ボランティアを行っているかも重要である。昨今の学校現場を早期に見ることで、今の児童生徒の様子を知り、教員を目指す上で習得すべき資質能力に気づくことができる。また、そのために学生自身が努力をすることは何よりの教員採用試験対策になり、必ず面接や場面指導で役立つこととなる。

次に3年次面談である。3年次面談はまず当該学生が所属する学部・学科の専任教員が履修カルテを基に面談を実施する。3年次は進路選択で揺れ動く時期である。この時点で単位修得状況や教職に就く意思を各学部・学科の専任教員が確認することで、学部・学科としての進路・就職支援に役立てることができる。その後、教職課程教育センター所属の嘱託職員（元校長）が面談を実施する。2年次に引き続き同スタッフが面談を実施するねらいは、2年次から教職志向がどう変化しているか、教職に就くために自発的にどのような活動をしているか、そして、どの程度教員採用試験対策を進めているかを経年的に検証することにある。

最後に、4年次秋学期に履修する「教職実践演習」において、担当教員により履修カルテを活用した4年間の教職課程の総まとめが行われる。担当教員が学生一人ひとりに対応し、当該学生のこれまでの学習履歴、教員になるための活動、そして教育実習で実感した自身の課題の省察を踏まえ、助言を与えている。

（4） 成績評価の状況

教学センターが定める全学統一の「シラバス作成の手引」に基づき、シラバスに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、学生に達成させるべき「授業の到達目標」を具体的に明示するとともに、各授業科目の到達目標に照らして、どのような方法で成績評価を行うか、またその割合をパーセント（合計100%）で記載することとしている。これらは各学部・学科・研究科における第3者チェックにて確認を行った上で公表し、学生に提示している。

上記の全学的な取り組みに加え、生命科学部では、初回授業時のオリエンテーションにて、シラバスを用いて、各授業科目の到達目標やその測定方法、配点基準を学生にあらかじめ説明している。

また、各学期終了後に各授業科目における成績分布を学生・教職員に公表している。これにより、学生は自身の学修成果及び到達度を確認することができ、教員は自身の成績評価の水準を確認できる他、一部の学部では、教員間で共有及び相互点検することにより、成績評価の平準化及び成績評価基準の設定の見直しに活用している。

その他、経済学部、外国語学部の一部科目では、合格率や配点（平均点）を学部独自に設定し、成績評価の厳格化に向けて取り組んでいる。

2. 長所・特色

本学では、教学センターが定める全学統一の「シラバス作成の手引」に基づき、シラバスに、

ディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、学生に達成させるべき「授業の到達目標」を具体的に明示するとともに、各授業科目の到達目標に照らして、どのような方法で成績評価を行うか、またその割合をパーセント（合計100%）で記載することとしている。これらは各学部・学科・研究科における第三者チェックにて確認を行った上で公表し、学生に提示している。

加えて、各学期終了後に各授業科目における成績分布を学生・教職員に公表している。これにより、学生は自身の学修成果及び到達度を確認することができ、教員は自身の成績評価の水準を確認できる他、一部の学部では、教員間で共有及び相互点検することにより、成績評価の平準化及び成績評価基準の設定の見直しに活用している。

また、成績評価に関する共通理解を構築するにあたって、「教職実践演習」では、「教科に関する専門的事項」の授業担当教員7名と「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業担当教員2名の計9名が本授業科目を担当している。授業の到達目標や運営方法、成績評価等について、担当者会議等により教員相互で確認しながら進めている他、各回の出席状況は教職課程教育センターで集約し、授業担当教員間及び教職課程教育センターと連携しながら取り組んでいる。

その他、本学では、4年次秋学期に「教職実践演習」を履修するまでの間に、教職課程教育センター及び学部・学科にて、2・3年次の教職課程履修者を対象とした面談を実施しており、その際に履修カルテを活用することで、学修成果を確認しながら適切な支援を行うことができている。

3. 問題点

目指す教員像を実現するための具体的な計画として、一部の学部を除き、各段階における履修モデルが策定されておらず、それぞれが定める目指す教師像の達成状況（学修成果）を確認するための情報、手立て等が整備されていない状況である。今後は教職課程教育センターがイニシアティブをとり、目指す教師像を実現するための具体的な計画の策定と合わせ、早急に手立てを講じる必要がある。

第4章 教職員組織

1. 現状説明

(1) 教員の配置の状況

本学における教職課程の教員の配置は、認定を受けているすべての学校種・教科の教職課程の専任教員について、文部科学省「教職課程認定基準」(2021(令和3)年8月4日改正)を踏まえ、参考資料⑩の通り「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」ともに法令上の必要専任教員数を充足している。また教職課程に変更が生じた際に文部科学省へ提出する「教育課程の変更届」について、該当学部と教職課程教育センターが協働し、必要専任数、履修方法等に関して「教職課程認定基準」を確実に順守しているかを確認している。

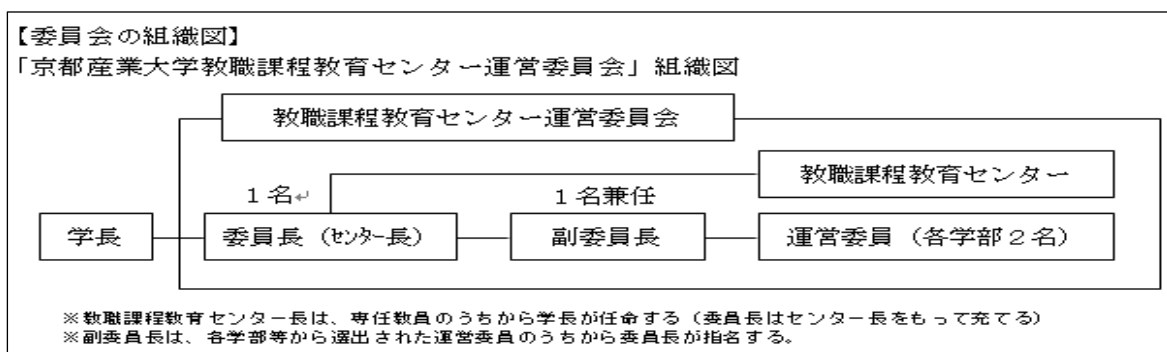
なお、外国語学部英語学科の中学校一種免許状フランス語科・高等学校一種免許状フランス語科、外国語学部アジア言語学科の中学校一種免許状英語科・高等学校一種免許状英語科及び「教育の基礎的理解に関する科目等」では、必要専任教員数と同等の専任教員の配置に留まっている。

(2) 教員の業績等

通常の教職課程認定では、非常勤講師を含むすべての教員が、課程認定委員会での教員審査を受審することから、担当授業科目に関する研究業績の状況、学校現場等での実務経験の状況を実際に確認している。2018(平成30)年4月に申請した教職課程再課程認定の際には、法令改正後の新課程が適用される2019(平成31)年度以降も引き続き設置するすべての学校種・教科の教職課程の授業科目を担当する教員(非常勤講師を含む)について、担当授業科目に関する研究業績、学校現場等での実務経験の状況を教職課程教育センターで確認したが、教員審査の省略があったため、各教員が保有する研究業績や学校現場等での実務経験が評価として適切であるかの確認には至っていない。また、教職課程教育センターでは、年に1回「教職研究紀要」を発行しており、教職課程の担当教員には、論文や教育実践記録の積極的な投稿を促している。

(3) 職員の配置状況

本学では、教職課程を統括する全学的な組織として教職課程教育センターを、事務組織として共通教育推進機構(教職課程教育担当)を設置している。なお、教職課程教育センターでは、教職課程教育センター運営委員会を設置し、以下の通り構成している。



事務組織である共通教育推進機構（教職課程教育担当）には、専任職員5名（事務部長1名、課長1名、課長補佐1名、課員2名）、嘱託職員2名（元校長）、契約職員2名の計9名の事務職員を配置している。

共通教育推進機構（教職課程教育担当）の主な課業は以下の通りとなっている。

- 教職課程履修に係る教職課程ガイダンス（1～4年次）の実施
- 教職志向醸成に係る各種講座（1～4年次）の実施
- 教職志向確認に係る履修面談（2・3年次）の実施
- 『教育実習の手引』『教育実習簿』の編集、作成、配付
- 「教育実習」に関する実習校、教育委員会等への手続き
- 「介護等体験」に関する都道府県教育委員会及び特別支援学校、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設への手続き
- 「学校インターンシップ」に関する教育委員会、実習校等への協力依頼及び運営
- 「教職実践演習」に関する研修校への協力依頼及び運営
- 学校支援ボランティア、学習支援員に関する教育委員会、各学校との調整
- 教育委員会主宰の教師塾に関する教育委員会への手続き
- 免許状更新講習に関する開講手続き及び運営（2021（令和3）年度まで）
- 『教職研究紀要』の編集、作成、発行
- 教員採用試験対策講座の運営
- 教育委員会による教員採用試験説明会実施の支援
- 教員採用試験対策に係る資料の閲覧及び貸出

以上の課業のうち、特に教員採用試験対策講座の運営や学生への進路指導については、嘱託職員2名（元校長）を中心とした体制を構築している。

（4） F D ・ S D の実施状況

本学では、教育支援研究開発センターが中心となり、全学的にF D ・ S Dを推進している。具体的には、「全学F D / S D 研修会」、「学習成果実感調査」、「教員-学生間の授業に関する対話」、「学部による公開授業とワークショップ」等が挙げられる。

「全学F D / S D 研修会」では、近年、教育の質保証、学修成果・教育成果の把握・可視化、実効性のあるアセスメント・プランの策定に向けた教職員の意識向上を目的に実施しており、学長をはじめ、学部長、カリキュラム委員等の教員の他、事務職員も参加し、議論を深めている。加えて、「データサイエンス教育」、「A I時代の科学教育」、「英語講義の運営方法」、「グループ学習を取り入れた授業の工夫」といった高等教育の政策動向に合わせたテーマについても取り上げ、学内外の実践事例に触れながら教職員間で知見や情報を共有している。

また、「学習成果実感調査」（教育課程レベル・授業科目レベル）、「教員-学生間の授業に関する対話」（授業科目レベル）、「学部による公開授業とワークショップ」（教育課程レベル・授業科目レベル）についても、前述（第2章-1-（7）個々の授業科目の見直しの状況）の通り全学的に実施しており、これらの対象には教職課程科目も含まれている。

全学的な取り組み以外にも、法学部では、1年次生必修科目「プレップセミナー」（学部の重

点科目)や法政策学科の「法政策基礎リサーチ」では、複数の教員がSA(スチューデントアシスタント)の協力も得ながら授業の設計を担当し、各授業担当教員と協働しながら授業を運営している。「法政策基礎リサーチ」やSA(スチューデントアシスタント)を育成する科目「法教育演習I」を公開授業科目に設定し、各授業科目に対して得られた意見によって授業の改善が図られているとともに、授業科目担当者以外の教員との間で情報を共有し、各教員の授業担当科目にも活用している。

その他、京都地区大学教職課程協議会が主催する教員免許事務勉強会に教職課程教育センターの教職員が参加し、国や自治体の政策動向や、他大学の取組状況に関する情報交換を行う等、FD・SDに取り組んでいるが、教職課程に特化したFDを学内で実施することはできていない。今後は教職課程に特化した取り組みの実施に向けて、検討する必要がある。

(5) 授業評価アンケートの実施状況

授業評価アンケートは、本学で実施している「教員-学生間の授業に関する対話」及び「学習成果実感調査」がこれにあたる(実施概要は、第2章—1—(7)を参照)。

学期途中(各学期の第7週目頃まで)に実施する「教員-学生間の授業に関する対話」は、教職課程科目を含む全科目を対象としている。学期途中に授業の進め方について教員と学生が対話をするに重きを置いているため、対話の方法や設問内容は、授業担当教員が各授業科目の規模や進度に合わせて設定できる仕組みとなっている。また、学期末(各学期の第14週から第15週)に実施する「学習成果実感調査」は、各学部等が年度初めに策定した年間計画(重点テーマ)に基づき、調査対象科目や学部独自設問を設定している。このことから、本学で実施している「教員-学生間の授業に関する対話」や「学習成果実感調査」は、個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会として活用できるよう、より効果的な方法で実施している。

なお、2023(令和5)年度より「学習成果実感調査」は全授業科目を対象に実施する方向で検討されていることから、教職課程のFDの機会としても有効活用できるよう取り組む予定である。

2. 長所・特色

本学における「教職課程認定基準」を踏まえた教員配置の特色として、参考資料⑩の専任教員数一覧に示した通り、大多数の教職課程において、上記に示した文部科学省の「教職課程認定基準」に定められた必要専任教員数よりも基準を大きく上回っている。学部・学科ごとに学位プログラムと連動して、特定の科目区分に選択科目を多く配置し、その科目を専任教員が担当することで、学科の教職課程カリキュラムに厚みを持たせている。

3. 問題点

教員の配置の状況について、各学部の「教科及び教科の指導法に関する科目」においては、前述の通り教職課程認定基準の必要専任教員数以上を配置し各学科の教職課程カリキュラムに厚みを持たせているが、全学で共通開設している「教育の基礎的理解に関する科目等」では、必要専

任教員数と同数の専任教員の配置に留まっている。教職課程認定基準とは、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準を指している。この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図るべく「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員の補充について検討を開始する。

また、教員養成の目的及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ、教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身につけさせるためのFD・SDは、全学的に実施できていない状況にある。まずは、2022（令和4）年11月に実施する教育実習報告・反省会（教育実習事後指導）に、教職課程教育センター運営委員を中心とした教職員もFD・SDの一環として参加してもらい、学校現場で活躍する本学の卒業生教員から昨今の学校現場の状況を共有し、教員養成において今後取り組むべき課題等について議論していくためのきっかけを作ることから始めたい。

さらに、毎年行っている「教育課程の変更届」の作成についての事務担当者説明会において、昨今の教員養成制度改革に関する情報共有も併せて行ない、学部・学科等内で共有するよう働きかける。

第5章 情報公開

1. 現状説明

- (1) 学校教育法施行規則（1947（昭和22年）文部省令第1号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況

教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく情報の公開について、本学ではホームページで以下の情報を掲載している（<https://www.kyoto-su.ac.jp/faculty/kyoshoku/index.html>）。

- 各学部・各学科で取得できる免許状の種類（学校種・教科）
- 各学部・各学科が目指す教師像
- 専任教員担当授業科目一覧（研究業績の確認用に研究者データベースのリンクを貼付）
- 非常勤教員担当授業科目、学位、保有する研究業績一覧
- 学部所属教員以外の教員担当授業科目、学位、保有する研究業績一覧
- 免許状取得状況・就職状況（卒業者数、免許状取得者数（実数及び延数）、採用形態（正規採用・非正規）別、教科別、学校種（国公立）別教員就職者数）
- 教員の養成に係る組織及び教員の数（教職課程教育センターの組織概要、「教科に関する専門的事項」専任教員数、「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「各教科の指導法」専任教員の氏名及び担当授業科目、）
- 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

これらの情報は教職課程のページに集約している。また、卒業生向けの情報、教育機関に勤めている者向けの情報も同じページに掲載することで、学外者が見た際に、教職課程教育センターの種々の取り組みを効率よく周知できるよう配慮している。さらに、シラバス検索ページ、研究者データベースのリンクを貼付し、必要な情報を即時入手できるレイアウトとなっている。

ページの構成としては、教職課程履修希望者に向けたメッセージを冒頭に紹介し、それぞれの興味・関心に基づいて、詳細な説明ができるようページを分けている。その中で、「教職課程について」と題して、学部及び大学院が独立したページを用意し、学部の特色や学修内容を基に目指す教師像を設定の上、ホームページ上で公開しているが、目指す教師像を実現するための具体的な計画として、各段階における履修モデルが策定されていない。

教職課程のページについては、2015（平成27）年4月1日に施行された改正免許法施行規則を踏まえ、2014（平成26）年度に教職課程教育センター運営委員会にて内容を検討し、それまで掲載していなかった教職課程に関わる教員（専任・非常勤問わず）の有する学位及び業績、並びに担当科目の情報を掲載できるよう各学部へ働きかけた。その後も、教職課程に関わる教員が毎年変更となることから、記載内容の更新を行い、新年度には最新の情報を掲載できる体制を整えている。

- (2) 学修成果に関する情報公表の状況

本学では、学科ごとに定める目指す教師像のもと、開放制の大学として、全学的に共通開設している「教育の基礎的理解に関する科目等」及び学部・学科の学士課程教育に準拠した「教科に関する専門的事項」を土台とする特色ある教職課程を展開している。

一方、係る教職課程の学修を経て、学科ごとに定める目指す教師像を体現する資質・能力を備えた学生を確実に育成できているかについて、例えば、質問紙やインタビュー等により得たエビデンスを収集し、それらを踏まえ検証するなどの体制や仕組みは構築できていない。

学修成果に関する情報公表は、学外者が本学教職課程を知る機会になるとともに、本学にとっても、教員養成の目標の検証、教育課程の体系性の検証、教育課程の充実・見直し、個々の授業科目の見直しにつながる重要な要素であると考えられる。

第5章―1―(1)で述べた通り、教職課程に関する情報は、ホームページ上の教職課程のページへ集約している。このページの閲覧状況を調べたところ、直近3年間の1日平均閲覧数は20件前後、平均滞在時間は20秒程度となっており、あまり魅力的に感じてもらえていない可能性が高いため、ページの構成や公表している情報の内容の見直しなどを検討したい。

また、教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関することとして、教職課程履修ガイダンスや教員採用試験対策講座などを実施している様子を写真や参加者の感想と合わせて、ホームページ上で公開することができていない。授業科目である「教育実習」や「教職実践演習」、「学校インターンシップ」などにおいて、学外講師を招聘し、授業を実施する場合も同様である。ホームページ上で取り組みを公開することにより、学外者（主に、教職課程の履修を希望する受験生）に向けて、教職課程の内容を紹介する際に非常に有効であり、厚みが出るのではないかと考えられる。

(3) 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

2022（令和4）年度に実施した教職課程の自己点検・評価の結果をまとめた本報告書について、参考資料と合わせて本学ホームページで公開している。また、大学・高等学校関係者以外が見ることも想定し、参考資料を載せるなどして、わかりやすい記述を心掛けている。

2. 長所・特色

本学では、2015（平成27）年4月1日に施行された改正免許法施行規則を踏まえ、2014（平成26）年度に教職課程教育センター運営委員会にて内容を検討し、学部・学科ごとに、取得できる免許状の種類、目指す教師像、教員の担当授業科目一覧等をホームページにおいて公表し、教職課程のページに集約している。卒業生向けの情報、教育機関に勤めている者向けの情報も同じページに掲載することで、学外者が見た際に、教職課程教育センターの種々の取り組みを効率よく公表できるよう配慮している。さらに、シラバス検索ページ、研究者データベースのリンクを貼付し、必要な情報を即時入手できるレイアウトとなっている。

第5章―1―(2)で述べた通り、直近3年間の1日平均閲覧数は20件前後となっているが、履修登録期間にあたる4月は200～300件、9月は100～200件の閲覧数となっていた。閲覧数が増加した要因として、履修登録期間は教職課程の履修を検討する時期であり、ホームページを通じて、履修要項などから情報を収集していたのではないかと推察している。今後も、閲覧数などの推移を調べるとともに、閲覧者の興味を引く充実した内容や機能を掲載できるよう検討を重ねたい。

3. 問題点

本学ホームページの教職課程に関するページについて、教職課程に関わる教員（専任・非常勤問わず）の有する学位及び業績、並びに担当科目の情報を毎年度更新しているが、その際に、目指す教師像については各学部へ確認の対象としておらず、学部・学科において、恒常的に精査する仕組みを構築することができていない。そのため、2015（平成27）年4月より公開された内容を更新できていない状況が続いているため、現在の社会情勢と齟齬が出ている部分がある。今後は、教員情報の更新だけでなく、目指す教師像の見直しや各学部独自の取組状況を振り返ることなどを検討している。

また、教職課程のページの閲覧数が少ない点及び閲覧時間が短い点は非常に気掛かりである。文章や他のページへのメニューの構成が非常に淡白なものとなっており、視覚的にも興味を引かないのではないかと考えられる。今後は本学広報部と相談の上、ページの構成を検討したい。

その他、現在掲載している内容に加えて、教職課程の内容をより分かりやすく伝えることができる工夫を施す必要があると考える。具体的には、教員免許状取得までの流れとして、入学後4年間のスケジュールや教育実習・介護等体験の実習内容を分かりやすく紹介することを検討している。そのほか、学生や卒業生からのよくある質問に対する回答を掲載することで、教職への理解を深める仕組みの構築を目指す。

第6章 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

1. 現状説明

（1） 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

本学では、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定される項目を含め、本学教職課程に関する情報をホームページに掲載している。また「大学案内」等の受験生が目にする冊子に、本学で取得できる免許状の種類（学校種・教科）や本学教職課程の特色を記載するなどして、学部・学科の選択と取得できる免許状の種類（学校種・教科）に齟齬が生じないように意識している。

また、入学直後に実施する教職課程オリエンテーションでは、『教職課程履修要項』『教職課程履修手引』を使用の上、教職課程履修上の心構え、取得できる免許状の種類（学校種・教科）、免許状取得条件、教職課程履修上の注意を丁寧に説明し、“履修方法が難解”であることを理由に教職課程の履修を断念する新入生が生じないように、学生対応にあたる事務職員は多分に配慮している。一方で、新入生が“資格取得のため”や“周りの勧めで”などの理由で安易に教職課程を履修しないよう、過年度の免許状取得者数や教員就職者数の実態を伝え、入学後に確固たる強い意思をもって教職課程の履修を開始するよう気を配っている。

教職課程オリエンテーションを経て学生は教職課程履修の意思表示を行う。本学では原則として意思表示をした学生の教職課程履修をすべて許可している。教職課程履修に際し、各学科が定める教員の養成の目標に照らして教職課程の履修を制限することはしていない。これは、本学が教職課程の履修を制限する手立てを定めていないのではなく、全国的に教員のなり手が不足する中、教職課程オリエンテーションを経てなお免許状を取得する意思のある者の教職課程履修を制限することに意味を見出せないためである。

教職課程教育センターでは、各種オリエンテーション・ガイダンスできめ細かな対応を行うとともに、同時に教職に就くことの厳しさを示しながら、一人でも多くの学生が4年次に教育実習を行い、卒業時に免許状を取得できるよう支援をしている。

その他、現代社会学部健康スポーツ社会学科では、毎年5月頃に1年次生の教職課程登録者を対象としたガイダンスを実施している。それ以降は定期的にオリエンテーションや勉強会を実施し、登録学生の状況把握及び意欲醸成を目指している。また、外国語学部においても、毎年6月頃に1年次の教職課程登録者を対象としたガイダンスを実施している。ガイダンスでは、免許状取得に向けたスケジュールや注意事項を説明するほか、先輩学生や学部長も登壇し、参加者を激励している。

（2） 学生に対する履修指導の実施状況

教職課程教育センターでは、入学直後に教職課程オリエンテーションを、1年次秋学期から4年次秋学期までの各学期開始前に教職課程ガイダンスを、1・2年次生を対象とした在学留学と教職課程の両立のためのガイダンスを実施している。これらは、学生の教職志向を醸成し、教職課程履修に際して学修意欲を喚起すると同時に、教職に就くことを望む学生のニーズに応じた情報を確実に提供するために必要なものである。

中でも履修指導は、履修カルテを活用し、学部・学科の専任教員の協力のもと、組織的に取り

組んでいる。履修カルテは、2年次春学期、3年次春学期、4年次春学期の計3回提出させている。提出された履修カルテをもとに教職課程教育センターにて全員の単位修得状況を確認し、単位修得状況が芳しくない者には必要に応じて履修指導を行うなどしている。また、2・3年次は第3章-1-(3)で記述した通り、履修カルテを用いた面談を実施している。面談を受ける前に学生は、各自作成した履修カルテを見直し、単位修得状況や教員になるために取り組んだことについて省察する。2年次の面談は、学生自身が単位修得状況等を省察するだけでなく、教職課程教育センター所属の嘱託職員（元校長）が学校支援ボランティアを案内するなどして、教員を目指す上で必要な資質・能力を修得できるよう意図的にはたらきかけ、学生個々の学修意欲を喚起し、教職志向を醸成する機能を備えている。3年次の面談も2年次同様、履修指導の一面を有するが、それ以上に教職に就くか否かの意思確認に重きを置いている。既述の通り、3年次は先に所属学部・学科の専任教員が面談を行い、その後（11～12月に）教職課程教育センター所属の嘱託職員（元校長）が面談を実施する。本学では、開放制の原則に従い教職課程を展開するが故、この時期はどうしても企業の就職活動と教員採用試験受験の両立で悩む学生が多い。しかし、3年次11～12月に面談を実施することで、真に教職に就く意思のある者は改めて教員採用試験対策に向けて意欲を高めることができる。また、企業の就職活動と教員採用試験受験の両立で揺れ動いている学生についても、教職課程教育センター所属の嘱託職員（元校長）が卒業直後に教職に就く場合とそうでない場合を説明することで、進路選択を判断するきっかけを与え、当該学生が一定の決断を下すことができるよう配慮している。

このように本学では履修カルテを活用し、組織的な履修指導、学修意欲の喚起、教職志向の醸成及び教員採用に関わる有用な情報提供を行っているが、一方で、施設・設備は十分といえる状況にない。まず施設面である。教職課程教育センターには面談ブースが2つあるが、オープンスペースであり学生の込み入った悩みを聞く場所として適切ではない。大学によっては専用の面談室を設け、静かな環境で学生の深い悩みを傾聴する場を設けている例もある。履修指導に関しては、4年次における「教育実習」履修不可、卒業留年に伴う免許状取得不可等、オープンスペースで対応することが適当でない例が実際にある。

設備面も同様に課題を抱える。教職課程教育センターにある資料コーナー及び図書館には、教科書、教師用指導書等があるが、認定を受けている教科の最新のものが揃っていない。学生が「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に該当する科目等で模擬授業を行う際、適宜最新の教科書等を参照できる環境にない。学校現場では、児童生徒向けの1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を推進し、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の実現に向けて種々取り組みがなされている。その学校現場で児童生徒の教育を司る教員の養成を担う大学が設備面で遅れを取ることは、大学における教員養成の原則の理念と乖離する。教職課程を有する大学として、昨今の教員養成制度改革、教育制度改革を確実に把握し、教員を目指す学生が不利益を被らないよう、施設・設備を充実する必要がある。

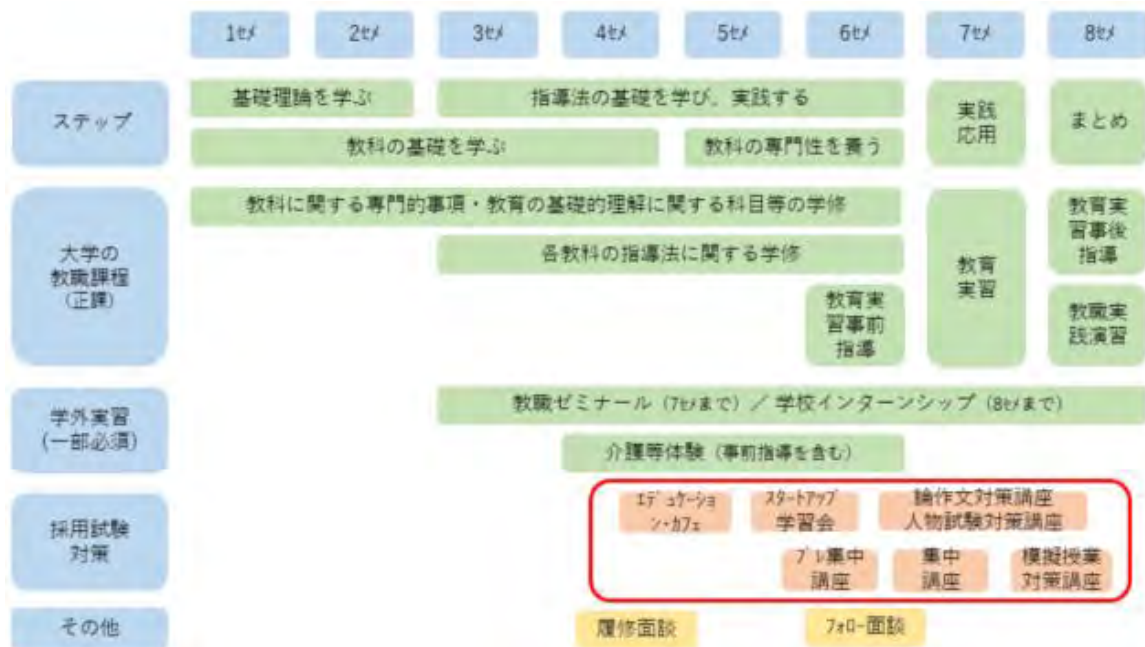
（3） 学生に対する進路指導の実施状況

教職に就くことを志望する学生の進路指導について、本学では教職課程教育センターがその役割を担っている。教職課程教育センター所属の嘱託職員（元校長）2名を中心に、必要に応じて

専任教員を含めた指導体制を構築している。

本学では公立学校教員を志望する者が多数である。それを踏まえ、公立学校教員採用試験現役合格に焦点を当てた教員採用試験対策講座を開講している。本学の教員採用試験対策講座の概念図は以下の通りである（2021（令和3）年度から見直した対策講座）。

本学教員採用試験対策講座及び教職課程の学修に関する概念図



本講座のポイントは以下の通りである。

- 2年次秋学期の面談ですべての教職課程履修者の教職志向を確認し、その結果を踏まえた講座を展開することから、3年次春学期からの開始としている。
- エデュケーション・カフェは、教職課程履修者同士が顔を合わせ、様々な教育問題について語り合い、理解を深めるとともに、今後の教職課程履修及び4年次の教員採用試験受験に向けて意識を高めるといった目的のもと、3年次春学期の教職課程ガイダンスに合わせて実施している。
- 3年次秋学期の教職課程ガイダンスに合わせて実施するスタートアップ学習会から4年次8月の模擬授業対策講座まで、適度な緊張感とモチベーションを保持できるように、各講座の間を空けることなく展開する。
- 教員採用試験の概要、教員採用試験受験に適した学習方法や推奨教材、受験自治体選定のポイント、専門教科の筆記試験対策に早期に着手させることを目的として、3年次12月にプレ講座を開講している。
- 3年次2月の集中講座では、個人面接、集団面接、集団討論、論作文、志願書作成、模擬授業と、教員採用試験で課される人物試験について一通り対策を行っている。
- 各自治体で出願が始まる4年次4月から人物試験対策講座を開始し、志願書作成と人物試験対策（特に個人面接・集団面接）が連動するようにしている。また、面接や集団討論は学生が志望する自治体の形式に合わせて、個々のニーズに添えている。

● 概念図赤枠を1つのパッケージとし、各講座を関連させ効果が高まるよう展開している。

教員採用試験対策以外の進路指導についても、学生個々のニーズやキャリア形成に応じる形で教職課程教育センターが担っている。1点目は教育委員会が主催する教師塾入塾に係る支援である。2020（令和2）年8月に公開された文部科学省「2020（令和2）年度教師の採用等の改善に係る取組事例」によれば、教員採用試験を実施する67の自治体（都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊野地区教職員人事協議会）の中で、教師塾を展開しているのは21にのぼる。教師塾では教育委員会独自の取り組みを学ぶことができ、また学校現場での実践経験も積むことができる。中には教員採用試験において一部試験の免除がある。教員採用試験現役合格を目指す有用な手段として、教師塾入塾に係る支援を行っている。

2点目は大学院進学に関する支援である。本学は、京都教育大学大学院連合教職実践研究科の構成大学の1つであり、また、鳴門教育大学大学院（修士課程・教職大学院）と連携協定を締結している。学部段階より深く教育学や教科教育法を学びたい、一定の実践を経た後に教員を目指したい、在学中に取得できなかった（本学が認定を受けていない）学校種・教科の免許状を取得したいといった、個々の学生が描く将来のキャリアを実現する手段として、大学院進学の支援を行っている。

3点目は小学校教諭一種免許状取得に係る支援である。本学では、2005（平成17）年度からの教員養成分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針の全面撤廃以降、新たに小学校教諭一種免許状の認定課程を有する私立大学が増加したこと、また、大都市圏を中心とした一部地域では、2000（平成12）年度から2004（平成16）年度にかけてとりわけ小学校教員の採用者数が急増したことを受け、認定を受けていない小学校教諭免許状の取得に向けて検討を開始した。その結果、佛教大学・聖徳大学と協定を締結し、2006（平成18）年度から本学在籍中に当該大学の特別科目等履修生として通信教育課程を併修（流用規定を活用）し、卒業と同時に小学校教諭一種免許状を取得できる体制を整えた。小学校教諭は2022（令和4）年度現在も全国的に大量採用が続いている。小学校教諭一種免許状を取得するためには、本学の卒業要件、本学の免許状取得に係る所要資格を充足した上で、小学校教諭一種免許状を取得するための所要資格を充足しなければならない。目的を完遂するには膨大な単位数を修得しなければならないが、毎年度一定の学生が小学校教諭免許状を取得し、実際に小学校教員に就いている。

これらの他、任命権者の教育委員会の要請に応じた教員採用試験説明会の実施、教員採用試験合格に至らなかった者への講師登録案内や各種求人案内、私立学校受験者の志願書添削や面接対策等を行っている。

2. 長所・特色

本学では、教職課程教育センターが教職課程を履修する学生の募集や把握及び履修指導、進路指導について、全学部の学生対応を集約して行っている。

教職課程を履修する学生の募集や把握に向けては、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定される項目を含め、本学教職課程に関する情報をホームページに掲載している。また、「大学案内」等の受験生が目にする冊子に、本学で取得できる免許状の種類（学校種・教科）や本学教職課程の特色を記載するなどして、学部・学科の選択と取得できる免許状の種類（学校種・教

科)に齟齬が生じないように意識している。

続いて、履修指導については、履修カルテを活用し、組織的な履修指導、学修意欲の喚起、教職志向の醸成及び教員採用に関わる有用な情報提供を行っている。特に、教職課程教育センター所属の嘱託職員(元校長)の存在は大きく、学校現場とのパイプ役として、履修面談時には、自身の経験や現在の傾向を教職課程履修学生に対し、適切に指導を行っている。そのため、教職課程履修学生からの信頼は厚く、教員採用試験現役合格者を輩出する大きな要因となっている。

最後に、進路指導については、公立学校教員採用試験現役合格に焦点を当てた教員採用試験対策講座を2年次秋学期以降計画的に開講している。過去の現役合格者の多くがこの教員採用試験対策講座を受講しており、本講座の学びが試験時に役立ったと話している。教員採用試験対策以外の進路支援についても、学生個々のニーズやキャリア形成に応じる形で教職課程教育センターが担っており、教師塾入塾支援や大学院進学支援、小学校教諭一種免許状取得に係る支援などが挙げられる。これらについても、毎年一定数対象者を送り出しており、着実に成果を挙げていることから、今後も継続して支援を続けていき、教職課程履修者の目標達成に尽力したいと考えている。

3. 問題点

第5章-1-(2)において、施設面及び設備面に関する課題事項を説明した。それらについては、今後大学執行部と相談の上、改善を進める予定である。

まず施設面について、課題に挙げている面談ブースについては、教職課程教育センター独自の専用面談室を設けることができるように準備を進めており、履修相談などの対応時にも活用することが可能な想定をしている。また、「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に該当する科目等で模擬授業を行うことを想定し、小学校・中学校・高等学校の授業教室をイメージした模擬授業教室の新設を予定している。模擬授業教室には、大型モニターやスクリーンの代用品となるホワイトボードの取り付けを検討しており、昨今の教育現場でのICTの活用状況などを鑑みて準備を進めている。

続いて、設備面についても最新の教科書を揃えられるよう検討を進めている。前述の模擬授業教室には、現在教職課程教育センター内にある資料コーナーを移設する計画となっており、授業や自習時にいつでも勉強できる体制の構築を目指している。

第7章 関係機関等との連携

1. 現状説明

(1) 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

本学では参考資料⑩に示す教育委員会と連携協定等を締結している。協定締結後、すべての教育委員会について恒常的に交流があるわけではないが、以下に、2022（令和4）年度における交流の実績を記す。

まず、教職課程教育センター開講科目「学校インターンシップ」に係る交流について述べる。2015（平成27）年12月に公開された中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」では、大学は教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修を行う段階であることを認識し、実践的指導力の基礎の育成に資するとともに、教職課程を履修する学生に自らの教員としての適性を考えさせる機会として、学校現場や教職を体験させる機会を充実させる必要性を提言した。係る提言を踏まえ、本学は学校現場における実践を通じて、①教員としての自己の適性を確認すること、②幅広く多岐にわたる教員の職務内容を知ること、③教員として学校現場に着任する上での不安を軽減し、円滑な職業生活への移行を支援すること、④学校現場で得た経験を大学での学びにむすびつけ、教員採用試験現役合格に向けた意欲を高めることを目的として、2018（平成30）年度に「学校インターンシップ」を開講した。学校現場での実践を行うため、京都市教育委員会、大阪市教育委員会、滋賀県教育委員会、長岡京市教育委員会に協力を求め、実習校を確保している。今後、学生のニーズに合わせて他の教育委員会にも協力を求め、さらなる充実を図る予定である。

次に、教職課程教育センター開講科目「教職ゼミナール」に係る交流について述べる。本科目は、学校や教育機関等への視察を効果的に実施し、我が国における学校教育の状況について、確かな課題意識のもとに具体的な学びを深め、教員としての基本的資質と実践的指導力の基礎を身に付けることを目的としている。本科目は京都市教育委員会の協力を受け、京都市立小学校・中学校・高等学校、京都市学校歴史博物館等、教育機関等の視察を行い、今の学校現場や学校教育の実際を知り、実践的指導力の基礎を身に付ける機会を確保している。

また、「教育実習」「教職実践演習」である。第2章-1-(8)で記述した通り「教育実習」は事前指導の講師として京都市教育委員会指導主事を招聘し、確かな経験に裏打ちされた教科の指導法を学ぶ機会を確保している。また「教職実践演習」は、京都市立小学校・中学校・高等学校及び本学附属中・高等学校の協力のもと、2日間の学校現場研修を実施している。これを通じて、学生は「教育実習」で各自が感じた課題を解消するとともに、多様な教員の業務を経験することができる。

その他に、授業以外でも実績がある。その1つは神戸市立学校学生スクールサポーター制度である。これは、神戸市教育委員会と本学が連携して、教員を目指す学生を神戸市立学校学生スクールサポーターとして神戸市立の小・中・義務教育学校に配置し、学校教育活動を支援するとともに、将来教員となる人材の自覚や資質を高め、神戸の教育力向上に資することを目的としている。本学は2010（平成22）年に同制度へ参画するため、神戸市教育委員会と協定を締結し、

それ以降毎年度一定の学生をスクールサポーターとして派遣している。この他、人材の相互交流の実績として、教職課程教育センター主催「教職フォーラム」(2019(令和元)年度まで実施)に連携協定を締結する教育委員会から講師を招聘する、あるいは教育委員会が実施する教員研修(法定研修)や各学校が実施する研修へ本学教員を講師として派遣するなどがあげられる。

加えて、第6章で記述した通り、任命権者の教育委員会の要請に応じた教員採用試験説明会の実施、京都教育大学大学院連合教職実践研究科、鳴門教育大学大学院、佛教大学、聖徳大学と連携し、大学院進学や小学校教諭一種免許状取得の支援を行っている。また、教育委員会からの要請に基づく講師登録説明会の案内、講師の斡旋、学校支援ボランティア・学習支援員の募集にも適宜協力している。なお、これらは連携協定を締結しているか否かに関わらず、すべての教育委員会から要請があれば積極的に受けるよう体制を整えている。

(2) 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

本学では、教育実習を円滑に実施するため、本学附属中・高等学校、参考資料②に示す教育実習協力校及び京都市教育委員会指定の実習校等に対し、教職課程教育センター運営委員会において実習履修資格充足者の受け入れ人数等を考慮し、実習校と協議の上、決定している。中でも、京都府立京都すばる高等学校、大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校、滋賀県立大津商業高等学校、大和高田市立高田商業高等学校の4校は、商業高校又は商業科の出身でない本学学生の高校商業の教育実習受け入れをお願いするなど、良好な関係を築いている。

また、教育実習時は、所属学部の専任教員が必要に応じて巡回指導を行う。巡回指導は可能な限り実習生の研究授業日に行う。当日は専任教員が実習校を訪問し、実習生の研究授業を聴講、その後、指導教員や学校長とともに実習生を指導する。巡回指導は、本学学生の指導に重きを置くが、一方で、本学専任教員と実習校(指導教員や学校長)との関係性を深め、以降も継続して何らかの連携・協力、交流できることもねらいとしている。実際、巡回指導から当該実習校の研修会に講師を派遣するに至った事例もある。開放制の大学では、常にこちらから積極的に実習校や指導教員等と関係性を構築することを意識している。この姿勢が新たな連携・協力、交流の礎となり、結果として学生に対する教育効果の向上につながることとなるのである。

(3) 学外の多様な人材の活用状況

本学では、参考資料③-1、③-2の通り、学外から多様な人材を講師として招聘し、教員を目指す学生の学びに資する取り組みを実施している。以下、特徴的な取り組みを幾つか紹介する。

まず介護等体験事前指導である。招聘する講師は、元教員の経歴を有する異色の介護福祉士である。事前指導における講義では、当該講師が介護の世界に入る前に教職で得た経験、教職を離れた理由、介護現場の過酷な実態、高齢社会における介護の重要性等を伝え、教員を目指す者の本気度を問うている。当該講師の講義を受け、社会福祉施設で介護等体験を行い、福祉の世界に興味を示す者もいるほどである。

次に教育実習事前指導である。既述の通り、京都市教育委員会から講師を招聘し、確かな経験

に裏打ちされた教科の指導法を学ぶ機会を確保している。その他にも、本学人権センター専門相談員を講師として招聘し、セクシャルハラスメントを含む多様なハラスメント事案について、ケーススタディを含めた講義を行っている。

この他、2019（令和元）年度まで実施した「教職フォーラム」では、講演や卒業生との談話会に卒業生教員を招聘し、今まさに学校現場で実践に取り組む卒業生の姿を目の当たりにし、教職に就く意欲を高める取り組みを行っていた。2022（令和4）年度は、教育実習事後指導の一環として、卒業生教員を招聘する予定である。

また、外国語学部では、1980年代後半に英語教育研究会を立ち上げ、教育現場で英語教育に携わっている卒業生を招聘し、講演や研究発表などを行い、英語教育についての知見を深めることや情報交換、交流を図るなどしている。なお、在学生のうち、特に「教科教育法」履修者には、この研究会への積極的な出席を促すことで、英語教育の向上を目指している。

2. 長所・特色

授業では、「教職実践演習」が特徴的で、第7章-1-(1)で述べた通り、京都市立小学校・中学校・高等学校及び本学附属中・高等学校の協力のもと、2日間の学校現場研修の実施を行う。この学校現場研修を通じて、学生は「教育実習」で各自が感じた課題を解消するとともに、多様な教員の業務を経験する仕組みができています。

「学校インターンシップ」では、京都市教育委員会、大阪市教育委員会、滋賀県教育委員会、長岡京市教育委員会に協力を求め、実習校を確保している。各教育委員会管轄の学校へ学校インターンシップを行うことで、本学学生の評価にも繋がっている。この他、「教職ゼミナール」や「教育実習」においても、京都市教育委員会や協力校を中心として連携・協力・交流を行っている。授業外でも神戸市教育委員会のスクールサポーター制度や教職課程教育センター主催「教職フォーラム」に連携協定を締結する教育委員会から講師を招聘するといった実績もある。

以上から、授業、授業外問わず、教育委員会や協力校、卒業生と関連機関との連携・協力・交流を継続的に行っている。特に、本学は京都市内に位置する大学であるため、京都市教育委員会との連携・協力・交流は活発であり、良好な関係を継続して築いている。

3. 問題点

本学では複数の教育委員会と連携・交流しているが、実際に連携・交流している教育委員会は大学所在の京都市教育委員会が主となっており、参考資料⑭に示す教育委員会と満遍なく関係性を保っているわけではない。また、連携先の地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実、学生の指導も体制が整っていない。特に教員育成指標は教員採用や教職に就いた後に関係する重要なものである。この点は早急に検討を要する課題である。

また、学部に関心を当てた関係機関との連携や学外の多様な人材の活用については、ほとんどの学部で行われていないが実情である。教職課程教育センターだけでなく、各学部・学科ごとの特色に基づいた学外の多様な人材の活用については積極的な活用が求められるため、今後の課題である。